

喜多方市地域防災計画

(一般災害対策編)

令和 7 年 3 月
喜多方市防災会議

第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的及び方針	1
第 1	計画の目的	1
第 2	計画の構成	2
第 2 節	災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	3
第 1	災害対策の基本理念	3
第 2	基本方針	4
第 3	発災直前及び発災後の活動目標	5
第 3 節	防災関係機関の実施責任	7
第 1	防災関係機関の実施責任	7
第 4 節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	8
第 1	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8
第 5 節	防災アセスメント	12
第 1	災害誘因	12
第 2	災害素因	12
第 3	災害危険箇所の概要	14
第 4	地震災害と想定地震	14
第 6 節	防災ビジョン	16
第 1	災害のないまちづくり(市の基本姿勢)	16
第 2	調査研究推進体制の充実	16
第 3	自主防災組織等地域における取組	16
第 4	防災施策の大綱	17
第 7 節	住民等の責務	18
第 1	住民の責務	18
第 2	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	18

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災組織の整備・充実	19
第 1	市防災組織	19
第 2	自主防災組織	21
第 3	応援協力体制の整備	22
第 4	公的機関等の業務継続性の確保	23

第2節	防災情報通信網の整備	25
第1	防災(業務)施設等整備計画	25
第2	その他通信網の整備、活用	27
第3	通信手段の周知	28
第3節	気象等観測体制	29
第1	気象等観測施設網	29
第2	事業計画	30
第4節	災害別予防対策	31
第1	水害予防対策	31
第2	風害予防対策	34
第3	土砂災害予防対策	34
第5節	雪害予防対策	40
第1	雪害予防体制の整備	40
第2	生活基盤の耐雪化	40
第3	雪崩対策等の推進	46
第4	救済体制の整備	46
第5	広報活動	48
第6節	訓練に関する計画	50
第1	個別訓練	50
第2	総合防災訓練	53
第3	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	54
第7節	火災予防対策	56
第1	消防力の強化	56
第2	広域応援体制の整備	56
第3	予防消防の徹底	56
第4	初期消火体制の整備	57
第5	火災拡大要因の除去計画	58
第6	消防教養訓練の充実	58
第8節	建築物及び文化財災害予防対策	59
第1	建築物の現況	59
第2	建築物災害予防対策の内容	59
第3	文化財災害予防対策	60

第9節	電力、ガス施設災害予防計画	61
第1	電力施設災害予防対策	61
第2	ガス施設（L P ガス）災害予防対策	63
第10節	緊急輸送路等の指定	66
第1	緊急輸送路等の指定	66
第2	緊急輸送路等の整備	67
第11節	避難対策	69
第1	避難計画の策定	69
第2	指定緊急避難場所の指定等	79
第3	指定避難所の指定等	80
第4	指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点	83
第5	避難路の選定	84
第6	避難場所等の居住者等に対する周知	84
第7	学校、病院等施設における避難計画	85
第8	男女共同参画等の視点に基づく避難所運営の推進	86
第9	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の 推進	86
第12節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	88
第1	医療（助産）救護体制の整備	88
第2	防疫対策	89
第3	応援医療体制の整備	89
第13節	食料等の調達・確保、防災資機材、廃棄物処理計画等の策 定及び罹災証明書発行体制の整備	90
第1	食料、生活物資の調達及び確保	90
第2	飲料水等の確保	92
第3	防災資機材等の整備	93
第4	災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	93
第5	罹災証明書発行体制の整備	94
第14節	防災教育・広報	95
第1	市民に対する防災教育	95
第2	防災上重要な施設における防災教育	96
第3	防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練	97

第 4	学校教育における防災教育	97
第 5	災害教訓の伝承	98
第15節	自主防災組織の整備	100
第 1	自主防災組織の現況	100
第 2	自主防災組織の育成	100
第 3	自主防災組織の編成基準	100
第 4	自主防災組織の活動	101
第 5	企業防災の促進	103
第 6	地区防災計画の作成	103
第16節	要配慮者予防対策	105
第 1	地域防災計画、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 に係る作成・活用方針において定める事項	105
第 2	避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供	107
第 3	個別避難計画の策定	109
第 4	社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築	111
第 5	社会福祉施設における対策	111
第 6	在宅者に対する対策	113
第 7	外国人に対する防災対策	114
第 8	避難所における要配慮者支援	114
第17節	ボランティアとの連携	116
第 1	ボランティア活動の意義	116
第 2	ボランティア団体等の把握、登録等	116
第 3	ボランティアの連携体制の整備	116
第 4	ボランティアの種類	117
第18節	危険物施設等災害予防対策	118
第 1	危険物施設災害予防対策	118
第19節	災害時相互応援協定の締結	120
第 1	自治体間の相互応援協力	120
第 2	民間事業者・団体との災害時応援協定	120
第 3	応援協定の公表	121
第 4	連絡体制の整備	121

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	122
第1	災害応急対策の防災行動計画	122
第2	活動体制	130
第3	災害対策本部事務局	154
第4	現地災害対策本部の設置	154
第5	災害救助法が適用された場合の体制	155
第2節	職員の動員配備	156
第1	配備基準	156
第2	活動要領	161
第3	動員の伝達方法	162
第4	非常参集等	163
第3節	相互応援協力	164
第1	防災関係機関への応援要請	164
第2	国に対する応援要請	165
第3	民間事業者との災害時応援協定	166
第4	公共的団体等との協力	166
第4節	災害情報の収集伝達	167
第1	気象警報、注意報等について	167
第2	被害情報の収集、報告	183
第5節	通信の確保	187
第1	通信手段の確保	187
第2	災害情報連携システムの運用	188
第3	通信途絶における措置及び非常無線通信の運用	188
第6節	災害広報	190
第1	広報活動	190
第2	広報内容	190
第3	市町村間の協力による広報	191
第7節	水害・土砂災害応急対策	192
第1	水害応急対策	192
第2	土砂災害応急対策	193
第8節	救急・救助	197

第 1	自主防災組織、事業所等による救助活動	197
第 2	市(消防機関を含む)による救助活動	197
第 3	救助	198
第 9 節	自衛隊派遣要請	200
第 1	災害派遣要請の範囲	200
第 2	災害派遣要請の要求	201
第 3	自衛隊の自主派遣	202
第 4	災害派遣部隊の受入れ体制	203
第 5	経費の負担区分	204
第 6	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	204
第 7	派遣部隊の撤収	204
第10節	避難及び避難所の設置・運営	206
第 1	緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の伝達	206
第 2	警戒区域の設定	209
第 3	避難の誘導	210
第 4	避難所の設置	212
第 5	避難所の運営	214
第 6	避難行動要支援者等対策	217
第 7	広域的な避難対策	219
第 8	安否情報の提供等	220
第11節	医療(助産)救護	222
第 1	医療機関の被災状況等の収集、把握	222
第 2	医療(助産)救護活動	222
第 3	助産	224
第 4	医療品等備蓄供給体制	224
第 5	人工透析の供給確保	224
第12節	緊急輸送対策	225
第 1	輸送計画	225
第 2	緊急輸送路の確保	226
第 3	車両等の確保及び調達	227
第 4	緊急輸送路の情報の集約と提供	227
第13節	警備活動及び交通規制措置	228

第 1	警備体制	228
第 2	交通規制措置	229
第14節	防疫及び保健衛生	233
第 1	防疫活動	233
第 2	精神保健活動	236
第 3	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	236
第 4	動物(ペット)救護対策	237
第15節	廃棄物処理対策	238
第 1	ごみ処理	238
第 2	し尿処理	239
第 3	がれき処理	240
第 4	廃棄物処理施設の確保	241
第 5	応援体制の確保	241
第 6	被害状況報告	241
第16節	救援対策	242
第 1	給水救援対策	242
第 2	食料救援対策	243
第 3	生活必需物資等救援対策	244
第 4	支援物資等の支援体制	246
第 5	義援物資及び義援金の受入れ	246
第17節	被災地の応急対策	247
第 1	被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談	247
第 2	障害物の除去	247
第18節	応急仮設住宅の供与	251
第 1	応急仮設住宅の設置	251
第 2	借上げ住宅等の提供	253
第 3	住宅の応急修理	253
第19節	死者・行方不明者の捜索、遺体の処理等	258
第 1	全般的な事項	258
第 2	死者・行方不明者の捜索	258
第 3	遺体の収容	259
第 4	遺体の火葬・埋葬	260

第20節	生活関連施設の応急対策	262
第 1	上水道施設等応急対策	262
第 2	下水道施設等応急対策	262
第 3	電力施設等応急対策	263
第 4	ガス施設〔L P ガス〕 応急対策	265
第 5	鉄道施設〔東日本旅客鉄道（株）〕 応急対策	267
第 6	電気通信施設等の応急対策	269
第21節	文教対策	271
第 1	児童生徒等の保護対策	271
第 2	応急教育対策	272
第 3	社会教育施設（文化財）の応急対策計画	275
第22節	市管理施設の応急対策	277
第 1	建築物等の応急対策	277
第 2	土木施設の応急対策	278
第23節	要配慮者対策	280
第 1	要配慮者に係る対策	280
第 2	社会福祉施設等に係る対策	281
第 3	障がい者及び高齢者に係る対策	281
第 4	児童に係る対策	282
第 5	外国人に係る対策	283
第24節	ボランティアとの連携	284
第 1	ボランティア団体等の受入れ	284
第 2	ボランティア団体等の活動	285
第 3	ボランティア活動保険の加入促進	285
第25節	危険物施設等災害応急対策	286
第 1	危険物施設応急対策	286
第26節	災害救助法の適用等	288
第 1	災害救助法の適用	288
第 2	災害救助法の適用基準	288
第 3	災害救助法の適用手続き	290
第 4	災害救助法による救助の種類等	290
第27節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	292

第 1	被災者生活再建支援法に基づく支援	292
第28節	雪害応急対策	296
第 1	防災活動体制	296
第 2	応急活動体制の整備	298
第 3	地域ぐるみの除排雪	299
第 4	避難	300

第 4 章 災害復旧対策計画

第 1 節	公共施設の災害復旧対策計画	301
第 1	災害復旧事業計画の作成	301
第 2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	302
第 3	激甚災害の指定	303
第 4	災害復旧事業の実施	303
第 2 節	被災者の生活確保対策	304
第 1	義援金の配分	304
第 2	被災者の生活確保	304
第 3	災害弔慰金の支給	307
第 4	資金の融資等	307
第 5	罹災証明書の交付	308
第 6	被災者台帳の作成	308

第 5 章 火山対策計画

第 1	火山の概況及び基本方針	311
第 2	防災のための体制整備及び事業等の推進	312
第 3	噴火警報等の伝達	313
第 4	災害予防対策	320
第 5	災害応急対策	323
第 6	災害復旧	326
第 7	緊急減災対策	327

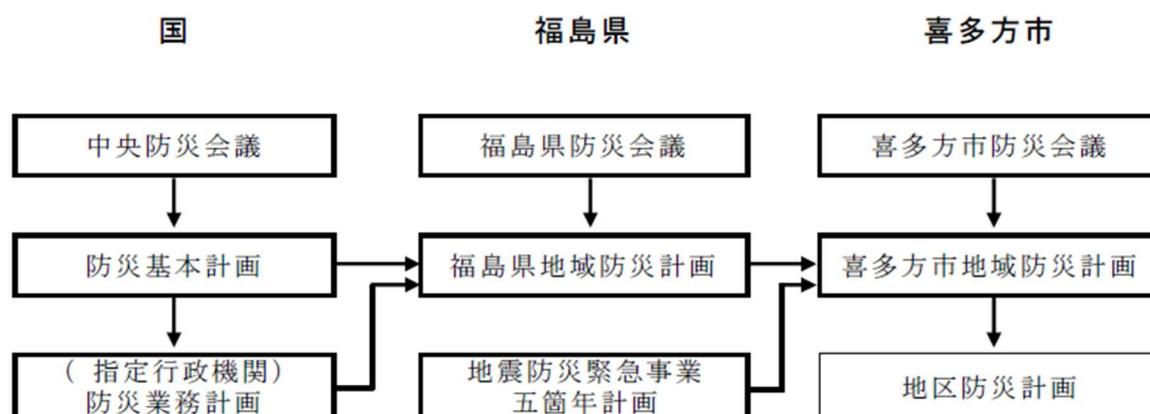
第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、市及び市内の防災関係機関が処理しなければならない事務及び業務について総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用することにより、市域及び住民の生命、身体財産を保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする。

国、県、市町村における防災会議と防災計画の位置づけ



市地域防災計画は、喜多方市総合計画2017～2026きたかた活力推進プランを始め、喜多方市第2次国土利用計画、喜多方市国土強靱化地域計画など各種計画と整合性を図る。

第1章 総則

第2 計画の構成

喜多方市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、次の各編で構成する。

1 計画編

(1) 一般災害対策編

風水害、土砂災害、雪害等及び火山災害の対策について定める。

(2) 震災対策編

地震災害対策について定める。

(3) 事故対策編

海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災の対策について定める。

(4) 原子力災害対策編

原子力災害対策について定める。

2 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定する。

- 1 わが国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講じること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第1章 総則

第2 基本方針

この計画は、関係機関の実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の立案、改定及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 近年の社会動向、災害の知見を取り入れた災害対策の推進

地震や台風など災害の頻発・激甚化や感染症の蔓延などにより、これまで以上に災害対策の強化が求められている。このことから、以下の点を踏まえた災害対策の推進を図る。

- (1) 大規模な災害発生に備えた災害対策本部の応急対策活動能力の強化
- (2) 職員全体の防災意識及び対応能力の強化
- (3) 本市の対応力を上回る大規模な災害の発生に備えた広域連携による災害対応力の強化
- (4) 平常時の人的つながり等を通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり
- (5) 女性の参画の推進、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立
- (6) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進
- (7) 「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る地域防災意識の醸成

2 防災事業の推進

災害応急対策及び震災対策計画をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

災害が発生した場合、円滑な防災活動が遂行できるような防災業務施設、設備、資機材等の整備に努める。

3 計画の推進

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づく実践活動を行う場合の細部行動マニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

4 計画の修正

災害対策基本法第42条の規定に基づき、福島県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）と整合性を計り、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正する。

5 計画の周知徹底

防災関係機関に対し、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図る。

第3 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項についての活動目標を以下に示す。

災害応急対策事項別の防災行動計画については、第3章第1節において整理している。

活動区分	活 動 目 標
事前対応	○災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、堰、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	○初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集、解析、対応 ○生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行

第1章 総則

	・給食、給水の実施 ・道路警戒、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対策	○被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤・通学手段、就業・就学手段の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・生活再建に係る支援の実施
復旧対策	○地域・生活の回復 ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・都市環境の回復
復興対策	○地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

なお、活動区分ごとに活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

第3節 防災関係機関の実施責任

第1 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

1 喜多方市

防災の第一次的責任を有し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、本市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 喜多方市

- (1) 喜多方市防災会議の連絡調整に関すること。
- (2) 防災組織の整備及び育成指導と訓練に関すること。
- (3) 防災知識の普及及び教育に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 災害による被害の調査及び報告並びに情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (6) 災害の発生の防除及び拡大防止のための措置に関すること。
- (7) 被災者に対する救助及び救護の実施に関すること。
- (8) 災害復旧資材の確保及び物価の安定に関すること。
- (9) 被災産業に対する融資に関すること。
- (10) 被災市営施設の応急対策に関すること。
- (11) 被災時における文教対策に関すること。
- (12) 災害対策要員の確保に関すること。
- (13) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (14) 被災施設の整備復旧に関すること。
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
- (16) 避難対策に関すること。
- (17) 物資、資機材の整備、備蓄、消防活動に関すること。
- (18) その他の対策に関すること。

2 福島県

- (1) 防災組織の整備に関すること。
- (2) 市及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。
- (3) 防災知識の普及及び教育に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災施設の整備に関すること。
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関すること。

- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持に関すること。
- (10) 保健衛生に関すること。
- (11) 文教対策に関すること。
- (12) 市が実施する被災者の救助及び救護の応援に関すること。
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。
- (14) 被災施設の復旧に関すること。
- (15) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置に関すること。

3 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部(以下「喜多方広域消防本部」という。)及び喜多方市消防団

- (1) 火災の予防に関すること。
- (2) 危険物等の安全確保及び規制に関すること。
- (3) 救助及び救護に関すること。
- (4) 自主防災組織の育成に関すること。
- (5) 火災の鎮圧、その他の災害の軽減措置に関すること。
- (6) 地震火災対策及び消防力の強化に関すること。
- (7) 消防計画の作成指導に関すること。
- (8) その他喜多方市から要請された事項に関すること。

4 喜多方警察署

- (1) 情報収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 避難の指示等及び誘導に関すること。
- (3) 被災者の救出、救護に関すること。
- (4) 緊急輸送の確保・交通規制に関すること。
- (5) 犯罪の予防及び社会秩序の維持に関すること。

5 自衛隊

- (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 県、市、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- (3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

6 日本郵便㈱

- (1) 災害時における郵政事業運営の確保
- (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

7 日本赤十字社

- (1) 医療、助産等救護の実施
- (2) 義援金の募集
- (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

8 鉄道事業者（ＪＲ東日本東北総合サービス㈱喜多方駅）

- (1) 鉄道施設等の整備及び防災管理
- (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
- (3) 災害時における応急輸送対策
- (4) 被災鉄道施設の復旧

9 通信事業者（東日本電信電話㈱、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱）

- (1) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達に関すること。
- (2) 災害情報等の喜多方市への伝達に関すること。
- (3) 電気通信施設の整備及び防災管理

10 電力事業者（東北電力ネットワーク㈱喜多方電力センター）

- (1) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (2) 被害電力施設の復旧

11 バス・タクシー事業者等

- (1) 乗客の安全確保に関すること。
- (2) 安全輸送の確保に関すること。

12 喜多方市社会福祉協議会

- (1) 災害時のボランティアの受入れ
- (2) 生活福祉資金の貸付

13 会津よつば農業協同組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被害農作物等の管理指導
- (3) 被害を受けた農業者の再生産に必要な資金の融通

14 会津北部森林組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資のあっせん

15 商工会議所、商工会等商工業関係団体

- (1) 県、市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力

- (2) 災害時における物価安定についての協力
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

16 上水道事業者（水道用水供給事業者）

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急給水への協力
- (2) 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備

17 金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

18 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

19 社会福祉施設等の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

20 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (1) 安全管理の徹底
- (2) 防護施設の整備
- (3) 災害応急対策及びその復旧対策の確立

21 LPガス関係

- (1) 安全管理の徹底
- (2) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

第5節 防災アセスメント

第1 災害誘因

1 地域の気象の特性（概況）

本市は、会津盆地の北部に位置し、日本海側気候に属し、また盆地特有の内陸性気候の特徴を有しており、寒暖の差が大きく、夏は気温が高く厳しい暑が続くことがあるが、冬は寒冷で大量の積雪に見舞われるところもある特別豪雪地帯を含む豪雪地帯となっている。

2 災害誘因の概要

季節別に想定される主な災害及びその誘因は、次のとおりである。

季節区分	災 害 種 別	災 害 誘 因
春 季	風水害、霜害、なだれ害	大雨、強風、霜、なだれ
夏 季	冷害、風水害	低温、大雨、強風
秋 期	風水害	大雨、強風
冬 期	雪害等（風雪害、大雪害、着氷害、着雪害、なだれ害）	大雪、強風、着氷、着雪、なだれ、低温

第2 災害素因

災害は、自然的条件に起因するもののほか、人口の分布や、建築物の状況等の社会的条件によってもたらされる。

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

本市は福島県の西北部、会津盆地の北部に位置し、北は山形県及び新潟県に接し、東は北塩原村、磐梯町、西は西会津町、南は会津若松市、会津坂下町、湯川村に接している。

本市の総面積 554.48 km²のうち 67.3%が林野となっている。

(2) 地勢

本市の東部、西部、北部地域は奥羽山脈や越後山脈に属する山岳地帯となっており、中央部から南部にかけては、平坦な地形で市街地を囲むように田園地帯が広がっている。本市の南端には阿賀川が流れており、

猪苗代湖を源とする一級河川の日橋川や山林地帯からの支流が集まり、只見川と合流し、山間地域を蛇行しながら新潟県に向かって西方へと流れている。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、令和2年の国勢調査で44,760人となり、合併前旧市町村の昭和35年の合計人口75,175人と比較すると、60年間で30,415人減少している。

合併前の旧市町村別に昭和35年と令和2年の人口を比較すると、旧喜多方市が△30.6%、旧熱塩加納村が△67.4%、旧塩川町が△30.6%、旧山都町が△67.9%、旧高郷村が△67.1%といずれも減少しており、特に山間地域における減少が顕著である。

(2) 交通

市内の主な道路網としては、東北内陸部と北関東を結ぶ国道121号及び地域高規格道路「会津縦貫北道路」が市を南北に縦断し、新潟県と本県浜通りを結ぶ国道459号が東西に横断している。そのほか、県道が22路線、市道が2,051路線あるが、特に山間部においては、急峻で屈曲が多い道路となっている。

また、鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の郡山駅と新津駅間を結ぶ磐越西線が市の南部を走っている。

(3) 災害の要因

ア 地域間の人口分布の変化

都市部への人口の集中による過疎化減少により、農山村部では、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が高くなっている。

また、急速な高齢化など、要配慮者の増大についても配慮しなければならない。

イ 時間別人口分布の変化

昼間時には市街地中心部に人口が集中することから、農山村部では夜間に比べて極めて人口が減少する傾向にある。このため、市街地を中心に被害が集中する可能性が高くなる一方で、その周辺部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足するといったことが

起こりうる。

ウ 生活様式の変化

生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることから、これら施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか二次災害発生危険の危険も含んでいる。また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

エ コミュニティ意識の低下

都市化の進展とともに、コミュニティ意識の低下傾向が見られる。災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る。」という市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような本市における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大するだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状況にあるとはいえない。したがって条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的調査や防災意識の普及活動を不断的に続けていくことが必要である。

第3 災害危険箇所の概要

1 水害危険箇所

水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定により指定された水防管理団体である市が、同法第25条の規定に基づき定めた市水防計画に掲載した重要水防区域について、洪水等の水害が予想される。

2 地すべり、山崩れ、土砂災害等危険箇所

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山腹崩壊、崩壊土石流及び土砂災害は危険箇所の多い市の北部及び西部で発生することが予想される。

第4 地震災害と想定地震

1 既往の地震災害

本市における大きな災害をもたらした地震としては、1611年（慶長）

の会津地方における地震（マグニチュード6.9）があり、神社仏閣や多くの家屋が倒壊した。また、1964年（昭和39年）6月16日午後1時1分ごろ発生の新潟地震（マグニチュード7.5）は、家屋の倒壊、店舗、商品等、道路、橋梁、農業施設に甚大な被害をもたらした。さらに、2011年（平成23年）3月11日午後2時46分ごろ発生の新潟県沖地震（2011年）東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）は、本市において地震による被害はほとんどなかったが原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散を引き起こし私たちの生活にも大きな影響を及ぼした。

2 地震による被害想定

福島県による地震・津波被害想定調査の結果、震源地は本市の東部に位置している「会津盆地東縁断層帯」で、広範囲にわたり大規模な液状化被害の発生が見込まれ、本市においては最大で震度7の強い地震の発生が予想されることから、国道121号やJR磐越西線を中心とする交通網の寸断や大量の住宅倒壊が予想されており、この地震による人的被害については、会津全体で、死者が最大で約1,600名近くに及ぶほか、負傷者も最大で10,000名を大きく上回るなど極めて深刻な被害が想定される。

また、数多くの法面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。さらに、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市機能や市民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下におかれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。

第6節 防災ビジョン

第1 災害のないまちづくり（市の基本姿勢）

過去に自然災害により被害をもたらした河川については河川改修、護岸工事等の施工により災害発生危険は少なくなったものの、豪雨、地震、都市災害の発生危険もあり、市の総合的な災害対策である「市地域防災計画」に基づき対応を強化するとともに、誰もが安心して住めるまちとするため災害発生防止に努め、災害発生時にはその影響を最小限に食い止めるような防災体制を構築する。

1 自然災害の防止

本市は南部以外の三方を山々に囲まれ、その中に急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、砂防指定地、保安林の指定があり、県が行うこれら指定箇所の管理と定期的な調査の情報を元に、水害を中心とした総合的な治水、治水対策を国、県などと合同で実施することにより災害を事前に防止することが課題である。

2 消防、防災体制の充実

自然災害や火災等に対して強いまちをつくるために、各種の防災対策事業を進めるとともに、防災情報システムの構築を図るため、災害情報連携システム等の積極的な整備及び効率的な活用を図り、情報発信の正確化、迅速化に努める。

第2 調査研究推進体制の充実

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、地区別防災マップ等の作成を推進する。

第3 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災などでは、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、

日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

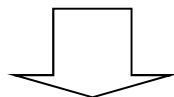
そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で地区別防災マップの作成を行ったり、自らの防災への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第4 防災施策の大綱

喜多方市総合計画（2017～2026）

大綱3 安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

第3節 消防・防災



消防・防災体制の充実と自主防災意識の高揚により、
災害に強いまちを目指します。

- (1) 消防体制の充実
- (2) 防災体制の強化
- (3) 避難体制の確立
- (4) 救急救助体制の充実強化

第7節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び市が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は防災体制を整備し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、広域的な応援も含め、防災関係機関相互の連携体制を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の促進を計り、防災体制の万全を期す。

第1 市防災組織

1 喜多方市防災会議

(1) 根拠

喜多方市防災会議（以下「市防災会議」という。）は、喜多方市長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく、喜多方市防災会議条例第3条に規定する機関の長又はその指名する職員等を委員として組織する。

(2) 所掌事務

市防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- ア 市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- イ 市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- エ 市の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、市並びに関係指定地方行政機関、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- オ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

第2章 災害予防計画

(3) 組織

市防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員等によって構成される。

区 分	防 災 機 関
指定地方行政機関の職員 (第1号委員)	・国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所 ・国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所 ・会津森林管理署 ・喜多方労働基準監督署 ・東北農政局福島県拠点 ・陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊第四中隊
福島県知事の部内の職員 (第2号委員)	・福島県会津地方振興局 ・福島県喜多方建設事務所 ・福島県会津農林事務所 ・福島県会津保健福祉事務所
福島県警察の警察官 (第3号委員)	・福島県喜多方警察署
市長の補助機関たる職員 (第4号委員)	・喜多方市副市長
教育長 (第5号委員)	・喜多方市教育長
消防団長 (第6号委員)	・喜多方市消防団
喜多方地方広域市町村圏 組合消防長 (第7号委員)	・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
指定公共機関又は指定地 方公共機関の職員 (第8号委員)	・東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センター ・(株)NTT東日本福島支店 ・JR東日本東北総合サービス(株)喜多方駅 ・会津乗合自動車(株)喜多方営業所
自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者 (第9号委員)	・自主防災組織の代表 ・女性団体の代表 ・喜多方市社会福祉協議会 ・一般社団法人喜多方医師会 ・喜多方市消防団（女性消防団員）

2 喜多方市災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

(2) 所掌事務

市地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

ア 市の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

イ 市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

(3) 組織

ア 市災害対策本部の長は、市災害対策本部長とし、市長をもって充てる。

イ 市災害対策本部に、市災害対策副本部長、市災害対策本部員その他の職員を置き、市の職員又は、市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、市長が任命する。

3 喜多方市水防管理団体等

水防法第3条に基づき設置し、本市における河川等の洪水による水災を警戒し、防御する。

第2 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、各行政区等单位として設置する。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによる。

第2章 災害予防計画

第3 応援協力体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各行政機関及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

1 行政機関に対する応援要請

(1) 知事又は他の市町村長に対する応援の要請等については迅速な対応を取ることができるように努めるとともに、次に掲げる事項については口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を要請する機関名

ウ 応援を要請する職種別人員、物資等

エ 応援を必要とする場所、期間

オ その他必要な事項

(2) 市長は、指定地方行政機関の長に対して、災害応援対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、次の(3)ア～オをもって当該機関に職員の派遣を要請することができる。（災害対策基本法第29条）

(3) 市長は、知事に対して、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって指定地方行政機関の職員のあつせんを求めることができる。（災害対策基本法第30条）

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

(4) 消防の相互応援

喜多方地方広域市町村圏組合管内の消防相互応援協定及び福島県広域消防相互応援協定に基づき体制の整備を図ると共に効率的な運用が図られるように努める。

2 受援体制の整備

市は、被災の際に円滑に受援ができるよう、以下のような受入体制の整備に努める。

- (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (2) 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

3 応急対策職員派遣制度の活用

県及び市は、訓練等を通じて、国（総務省）が所管する応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努める。

4 民間団体等に対する応援要請

災害時における応急対策等に対し、その積極的な協力が得られるよう災害支援協定締結等により協力体制を整える。

5 県内市町村間及び県外市町村との相互応援

市の地域に係る災害が発生した場合、適切な災害応急対策（広域避難対策、市役所機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村や広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用するなど、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進める。

第4 公的機関等の業務継続性の確保

県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、以下のように業務継続計画を策定し業務継続性の確保を図る。

- (1) 業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等

第2章 災害予防計画

必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- (3) 業務継続体制の整備を通じて、県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努める。

第2節 防災情報通信網の整備

災害の未然防止と被害の軽減を図るため必要な防災(業務)施設等の整備促進に関する計画とする。

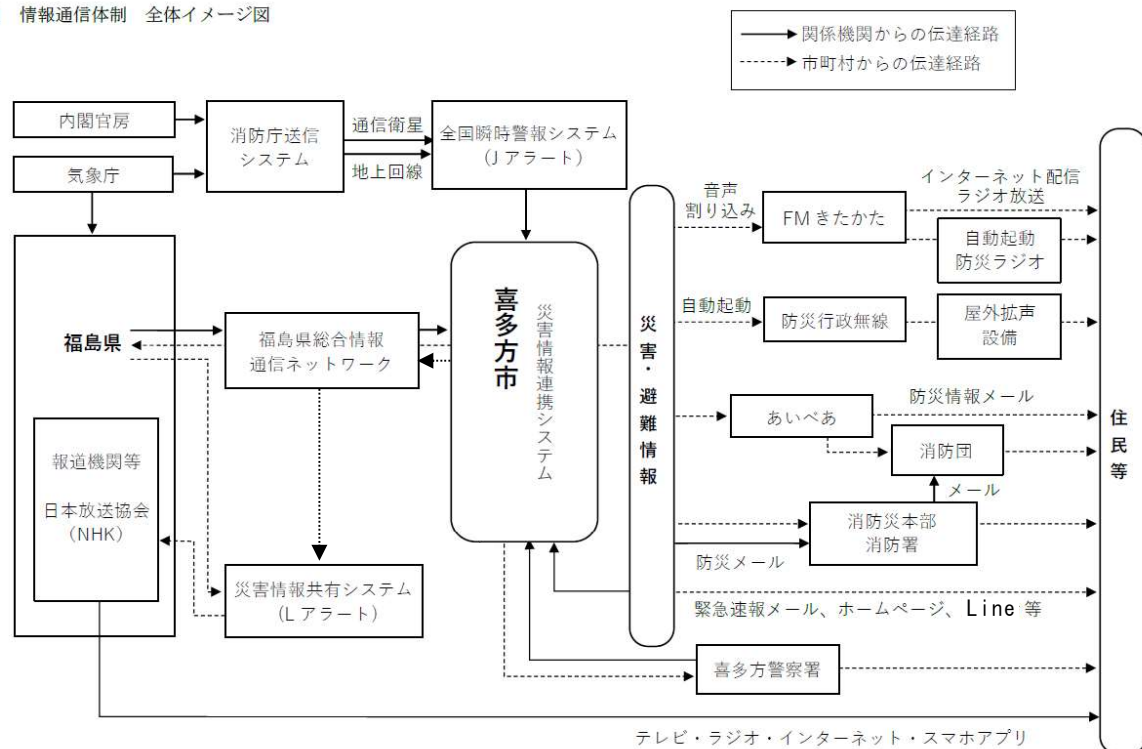
第1 防災(業務)施設等整備計画

1 災害情報連携システム

喜多方・塩川地区においてはV-Lowマルチメディア放送、熱塩加納・山都・高郷地区においてはアナログ防災行政無線と異なる手段により災害情報伝達を行ってきたが、市内全地区に同様の方式で伝達するため、アナログ防災無線の使用期限である令和4年12月1日から新たな災害情報連携システムに移行した。

災害情報連携システムは、大規模災害時の住民等に対する災害情報、被害情報の伝達手段として活用するとともに、その稼働状況を確認できるよう平常時から運用に努める。運用計画及びマニュアルは別に定める。

■ 情報通信体制 全体イメージ図



2 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能が発揮される。

3 気象情報伝送処理システム

県は、下記の気象、地象及び水象情報を福島地方気象台から提供を受け、市は、これらの情報を、県が運用している総合情報通信ネットワークを通じ、伝達又は提供を受ける。

- (1) 気象特別警報
- (2) 気象及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 指定河川洪水予報
- (5) 気象情報
- (6) 台風情報
- (7) 天気予報
- (8) ナウキャスト（降水、雷、竜巻）
- (9) アメダス
- (10) 地震に関する情報
- (11) 噴火警報等
- (12) 気象通報

4 防災情報通信網の整備

市及び防災関係機関は、携帯電話等の整備に努めるとともに、不感地帯に対応した通信機器の整備に努める。

5 職員参集システムの整備

現在職員参集については、福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報をもとに宿日直が「休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領」に基づき防災担当へ電話による連絡を行っている。

勤務時間外においても速やかな初動体制の確立を図ることを目的にビジネスチャットツールを活用した職員参集を行っている。

第2 その他通信網の整備、活用

1 非常通信体制の充実強化

市及び防災関係機関は、大規模停電時も含め災害時等に加入電話又は市が所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝達訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

2 その他通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

市は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット等の有線系メディアの活用のほか、コミュニティ FM 局の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

市は、消防庁が運用する J-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に災害情報連携システムや各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても災害情報連携システム等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

第2章 災害予防計画

また、市が管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組を促進する。

(2) 災害時の機能確保

市は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

第3 通信手段の周知

1 住民への連絡体制の周知

市は、住民が自ら情報を入手できるよう、FM防災ラジオ、FM放送やテレビのデータ放送を始め、携帯電話やスマートフォン、パソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第3節 気象等観測体制

気象に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測体制の充実を図るとともに防災関係機関相互の連絡通信体制の強化を推進する。

第1 気象等観測施設網

気象等観測施設の整備状況及び整備機関は次のとおりである。

1 雨量観測所

（一財）河川情報センターを通じての情報公開個所として、本市には7ヶ所の雨量観測所が設置されている。

設置箇所

- ・【喜多方（気象）】字押切地内
- ・【喜多方（水防）】松山町鳥見山字下天神6-3地内
- ・【宮川】熱塩加納町宮川字東館山2-5地内
- ・【日中ダム】熱塩加納町熱塩字オソバ丙1451-3地内
- ・【大桧沢】熱塩加納町熱塩字大桧沢山1-8地内
- ・【雄国沼】塩川町常世字三沢入4133地内
- ・【寺内】山都町小舟寺字寺内地内

2 水位観測所

（一財）河川情報センターを通じての情報公開個所として、本市には7ヶ所の水位観測所、10か所の危機管理型水位計、8か所の河川カメラが設置されている。

水位観測所設置箇所

- ・【山郷道下】松山町大飯坂字山郷道下173地先（濁川）
- ・【熊倉】熊倉町都字諏訪後地先（大塩川）
- ・【山科】慶徳町山科地先（阿賀川）
- ・【高吉】豊川町米室字高吉地先（田付川）
- ・【半在家】熱塩加納町加納字屋敷内地先（濁川）
- ・【南大橋】塩川町字御殿場一丁目地先（日橋川）
- ・【寺内】山都町小舟寺字寺内地先（一ノ戸川）

危機管理型水位計設置箇所

- ・【稲村橋】岩月町喜多方字太子堂道上（田付川）
- ・【赤沢橋】熱塩加納町相田（野辺沢川）
- ・【堂島橋】塩川町金橋字礫ノ宮（日橋川）

- ・【前田橋】塩川町小舟府根字畑ヶ田（姥堂川）
- ・【常世橋】塩川町常世字西町（境見川）
- ・【会知（阿賀川8.6k右岸）】塩川町会知地先（宮川）
- ・【藤沢橋】山都町相川字松阪甲（一ノ戸川）
- ・【新高野原橋】山都町一ノ木字高野原乙（一ノ戸川）
- ・【上舟引橋】山都町蓬莱字沢田（宮古川）
- ・【東向橋】山都町相川字東向甲（五枚沢川）

河川カメラ設置箇所

- ・【山科】慶徳町山科地内（阿賀川）
- ・【新町橋】松山町大飯坂地内（濁川）
- ・【大橋】岩月町入田付地内（田付川）
- ・【月見橋】字中川原地内（田付川）
- ・【高吉】豊川町米室字高吉地先（田付川）
- ・【身神川排水機場】塩川町字御殿場一丁目地内（日橋川）
- ・【姥堂川】塩川町小舟府根字大谷地地内（姥堂川）
- ・【寺内】山都町小舟寺字寺内地内（一ノ戸川）

3 積雪

市は、下記7ヶ所の積雪深を観測する。観測は雪尺により積雪期間中毎朝1回測定し、大雪の場合は必要に応じて測定回数を増やすものとする。

積雪深観測箇所

- ・【本庁舎】字御清水東地内
- ・【熱塩加納総合支所】熱塩加納町相田字大森地内
- ・【塩川総合支所】塩川町字東岡地内
- ・【山都総合支所】山都町字広中新田地内
- ・【山都町宮古】山都町蓬莱地内
- ・【山都町一ノ木】山都町一ノ木字越戸乙地内
- ・【高郷総合支所】高郷町西羽賀字十二林地内
- ・【高郷町揚津】高郷町揚津字袖山甲地内

第2 事業計画

自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努めるものとする。

第4節 災害別予防対策

水害、土砂災害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策

本市の河川は、異常降雨による災害の発生の頻度が高く、流域内における都市化の急速な進展に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、浸水被害の増大につながるおそれがある。

また、気候変動等の影響により甚大な水害が全国で頻発している。

これら水災害リスクの増大に備えるために、河川管理者等が主体となっていく治水対策（河川、ダム、海岸、下水道等）に加え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の推進について、市は連携して対策を進める。

また、水害を予防するため次の事業及び施設の整備について、国・県に要望する。

<河川対策>

1 河床上昇による荒廃河川の流路整正

2 河水統制又は河川改修(改良)に関する治水事業

- (1) 未改修河川の改修及び築堤護岸の施工
- (2) 再災害の発生防止のための事業
- (3) 河道の屈曲部を矯正及び堤防の保護と河床の維持
- (4) 洪水調整ダムに係る関連施設の改修事業

3 施設の維持補修

- (1) 流下土石により河床が上昇し流水断面が不足している河川における堆砂の除去
- (2) 経年の結果、河床及び護岸等の施行
- (3) 改修工事により築堤した河川構造物の維持補修
- (4) 老朽のため池の維持補修

4 洪水ハザードマップ整備の促進

- (1) 国及び県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川（洪水予報河川・水位周知河川）の浸水想定区域を指定し、市へ通知す

る。

- (2) 市は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を市地域防災計画に定める。

- (3) 水防法第15条に基づき市が防災計画に定める要配慮者利用施設は、資料編74のとおりとし、名称、所在地、情報の伝達方法を定める。

要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

5 水位周知河川における水位情報提供

県は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位（避難判断水位）を定め、当該河川の水位が洪水時特別警戒水位に達したとき、県水防計画の定めにより、水防管理団体（市町村）に水位情報を提供するとともに、報道機関を通じて一般に周知する。

6 「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」の活用

国及び県（河川港湾総室）は、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として組織した「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県及び市町村等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取り組みを推進するための密接な連携体制を構築するものとする。市は、「喜多方方部水災害対策協議会」、「阿賀川流域治水協議会」の構成員として、国、県、近隣町村等関係機関との連携体制を強化する。

7 ダムによる防災対策

ダム管理者は、台風等により大雨が予想される場合にダムの水位を下げる「事前放流」と大雨が降る時期に水位を下げておく「時期ごとの貯水位運用」を行う。市は関係機関と情報伝達体制を整備し定期的な伝達訓練などにより、氾濫や浸水被害の軽減を図る。

8 市街地の排水対策

(1) 市街地の排水機能の維持・強化

市は、既に事業実施中の公共下水道については、速やかな供用開始を図るよう努力するとともに、都市下水路等の市街地排水機能の維持を図る。

さらに、市街化の進展による浸水被害地区に対しては、ポンプ施設等による排水機能の強化に努める。

9 その他施設の維持補修

(1) 橋梁の維持補修

市道、農道、林道に係る橋梁の維持補修。

(2) 湛水防除事業

他動的原因により湛水したことのあつた地域における湛水を防除するための施設の新設又は改良工事の施工。

(3) 基幹的農業水利施設

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）の整備は、緊急性の高い地区から順次整備を進める。

また、豪雨等による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、浸水想定区域図の作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

10 災害危険箇所

災害危険箇所のうち河川に関するものは、「県水防計画書」に定める「重要水防区域」、「洪水予報区域」、「水位周知区間」、「水防警報区域」がある。

災害危険箇所に示す区域の定義（河川に関するもの）

重要水防区域：県下で河川法を適用する河川及び海岸で、資産、生産力

第2章 災害予防計画

を守るために、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域。

洪水予報区域：流域面積の大きな河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の区域（水防法第11条）。

水位周知区間：洪水予報を行わない河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の区間（水防法第13条）。

水防警報区域：洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川の区域（水防法第16条）。

災害危険箇所は、重要水防区域一覧表（資料編60）のとおりである。

第2 風害予防対策

強風による災害を防止するため、次の事業及び対策を行う。

1 風害防止事業

風害による農業用施設の損壊防止及び農作物への被害軽減のため、関係機関と連携し風害予防の広報など注意喚起に努める。

第3 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨により土砂災害が発生し、住民の生命、財産に多大の損害を与える可能性がある土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所他）及び山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）が本市に存在する。

本市に存在する土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区は、資料編1、2、3、4、5、6、7、8のとおりである。

土砂災害を未然に防止するため、次の事業及び対策を行う。

1 地すべり防止事業

治山事業及び砂防関係事業を進め、危険防止を図る。

2 地すべり危険箇所等の周知

県と連携を図り、注意標識を設置し住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化に努める。

- (1) 危険区域内の住民に対しては、大雨注意報、大雨警報及び台風情報をもれなく伝達すること。
- (2) 危険区域内に相当量の降雨があったとき又はある見込みのときは、時期を失することなく住民に避難指示を行うこと。また、市長の避難指示がなくとも住民が自主的に避難する方途を講じておくこと。
- (3) 避難場所については、市地域防災計画に定める避難場所を常に検討し、危険地区ごとの避難場所を指定するとともに危険区域内の住民に周知する。
- (4) 危険区域内に災害又は特異事象が発生した場合は、市長へ通報する者をあらかじめ定めておき、市長が災害等の実態を早急に把握できるよう措置を講じておくこと。

3 山崩れ等の対策

コンクリート杭、鋼管杭、排水路工の施設を整備し、危険区域内の住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

4 二次災害予防対策

危険性が高いと判断された箇所については警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等について整備を図る。

5 土砂災害危険箇所の周知（資料編 1、2、3、4、5）

土砂災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、危険箇所に注意標識を設置するなどにより関係者への周知徹底を図るとともに、当該地域の住民に対しても、平常時から災害の危険性及び災害時の避難体制等について周知を図る。

6 土砂災害警戒区域等の指定

県においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれのある区域については、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進している。本市における土砂災害警戒区域等の指定区域は、資料編 4 のとおりである。

7 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 市地域防災計画への記載

市は、警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

第2章 災害予防計画

(2) 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

市は、要配慮者利用施設が警戒区域にある場合、適切な警戒や円滑な避難を実施するために必要な事項を定める。

土砂災害防止法第8条に基づき市が防災計画に定める要配慮者利用施設は、資料編74のとおりとし、名称、所在地、情報の伝達方法を定める。

要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

市は、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法や土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(4) 土砂災害特別警戒区域における対策

土砂災害特別警戒区域においては、県により以下の対応がされている。

ア 特定の開発行為に対する許可

イ 建築物の構造の規制

ウ 建築物の移転等の勧告

8 土砂災害警戒情報の発表

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時に市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気

象業務法により県（河川港湾総室）と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象地域外となっている湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象とする。

ただし、郡山市については、郡山市湖南町を除く郡山市を「郡山市」、郡山市湖南町を「郡山市湖南」とし、天栄村については、天栄村湯本地区を除く天栄村を「天栄村」、天栄村湯本地区を「天栄村湯本」として発表する。

(4) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア 県と気象台が共同して作成・発表する情報である。

イ 市長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

ウ 大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

エ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

オ 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報を活用する。

(5) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア 発表基準

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（CL）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾総室）と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県（河川港湾総室）と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取り扱うものとする。

第2章 災害予防計画

	震度 5 強の地域	震度 6 弱以上の地域
暫定割案 (通常基準に乗じる割合)	8 割	7 割

イ 解除基準

土砂災害発生危険基準線（Critical Line：以下「CL」という。）を下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県（河川港湾総室）と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(6) 利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判断し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

ウ 市長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

(7) 情報の伝達体制

県は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、第55条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により市長その他関係者に伝達する。

気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達する。土砂災害警戒情報の伝達は大雨警報と同様の経路で行う。

市は、市地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。

9 盛土による災害防止対策

市は、今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第5節 雪害予防対策

降積雪期においても市民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施する。

なお、市、県及び防災関係機関が行う雪害予防対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ第2章各節を参照する。

第1 雪害予防体制の整備

1 市の活動体制

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。また、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

第2 生活基盤の耐雪化

1 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

エ 庁舎、社会教育施設、学校教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るようにする。

オ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を

期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

カ 雪^{せつ}庇^びの発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪^{せつ}庇^びが落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪^{せつ}庇^び除去等の応急対策を行う。

(2) 一般建築物

市は、雪止めの設置等、雪^{せつ}庇^びや雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

2 ライフライン施設の雪害対策

(各電力事業者、各通信事業者、各LPガス事業者)

(1) 電力施設

ア 豪雪時の給電網の管理体制

(ア) 雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「非常災害対策実施基準」を定め、応急・復旧体制の確立を図る。

(イ) 平常時から「需給・系統運用基準」等に基づき、事故の未然防止を図る。

イ 雪害防止施設の整備

(ア) 降積雪時に事故を防止するため、電力機器カバーの取付、融雪装置の設置、雪崩防止柵の設置、その他関連の防雪対策を行う。

(イ) 特別高圧送電線の雪害事故を防止するため、電線の難着雪化を推進する。なお、降雪期前に支持物及び電線等の巡視、点検改修を実施する。

(ウ) 高低圧配電線の雪害事故を防止するため、難着雪電線を使用し、複合柱、コンクリート柱を使用し、支持物の恒久化を図る。さらに倒木ガードワイヤー又は融雪用ヒートパイプの取付、冠雪防止装柱を推進する。なお、降雪期前に積雪地域の配電路線について、巡視・点検改修を実施する。

(2) 通信施設

ア 雪害時の管理体制

雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「災害等対策実施細則」を定め、応急・復旧体制の早期確立を図る。

イ 訓練及び演習

(ア) 県や市の防災訓練等への参加や独自訓練を通じ、災害対応機器

第2章 災害予防計画

を用いた回線復旧訓練を行うことにより、災害時に対応できる技術向上を図る。

- (イ) 年2回以上、情報伝達訓練を実施し、情報伝達のスピード化、正確化を図る。

ウ 設備の改善

- (ア) 雪崩や崖崩れ等の危険箇所の架空ケーブルをスノーシェッドや地下へ敷設替えする。

- (イ) 電話引込線の支持線を太くし、被覆の材質を寒さに強い材質に改良する。

- (ウ) 主要な伝送路を2ルート構成とし、通信網の整備を図る。

- (エ) 災害時における通信網の確保のため、移動電源車、衛星通信システム、移動無線機等を配置する。

(3) ガス施設

ア LPガス

- (ア) 安定供給の確保

- ・ 降積雪時におけるLPガスの安定供給のため、LPガス容器の大型化、複数化を進め、一般家庭におけるLPガス設備の供給能力の向上に努める。
- ・ 冬期LPガス容器配送計画を策定し、円滑な供給体制の確立を図る。

- (イ) 設備の保護対策

- ・ 屋外配管は極力短くし、屋外配管部分は軒下など雪の影響を受けにくい場所又は雪面以上となる高い位置とする。
- ・ ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下に設置し、雪囲いや収納庫に納めるなど屋根からの落雪対策を行う。なお、新たに容器を設置する場合は、危険を発見しやすい場所を選定する。

- (ウ) 消費者に対する周知啓発活動

- ・ 消費者に対し除排雪や雪下ろしの際の注意事項や異常時の使用禁止等、消費者がとるべき行動について啓発活動に努める。
- ・ 冬期間は、暖房等のため部屋が密閉されることが多く、一酸化炭素中毒事故の発生が懸念されるので、部屋の換気や排気筒

の損傷の点検等について、周知啓発に努める。

3 道路交通対策

冬期間の道路交通を確保するため、各道路管理者は迅速かつ的確な除排雪体制の推進を図るとともに、雪崩等による交通災害を防止するため、雪崩防止柵やスノーシェッド等の雪害防止施設の整備を進める。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結抑制剤の散布による凍結の防止や道路情報板等により気温、路面状況並びに道路管理者の行う交通規制状況等について情報提供をするなどの方策を講じる。

特に、集中的な大雪に対しては、各道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、各道路管理者は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(1) 道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには除排雪作業を効率的に実施できるよう広幅員道路や消融雪施設の整備を進める必要がある。特に、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を進める必要がある。

(2) 除排雪用施設及び資機材の整備

各道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ、除排雪用施設及び資機材の整備を図る。

ア 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除排雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう協力体制を確立しておく。また、迅速で効率的な除雪作業のため、除雪管理システムを運用する。

イ 除排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、運搬等を利用しやすい雪捨て

第2章 災害予防計画

て場の確保と整備を図る。

ウ 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

エ 路肩杭（スノーポール）の設置

狭隘路線や吹きだまりがしやすい場所に路肩杭（スノーポール）を設置する。

オ 除排雪基地等の整備

各路線における除排雪基地には、除排雪機械等を配備するとともに、機械の格納及び凍結抑制剤の保管施設、並びにオペレータの詰め所及び積雪計等の気象観測施設の整備を図る。また、チェーン着脱所の整備を進める。

(3) 除排雪計画

各道路管理者は、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに十分連携し策定する。

イ 除排雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

エ 本市の降雪の特性等を踏まえ、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。

(4) タイムラインの策定

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ他の防災関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

(5) 実動訓練の実施

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための実動訓練を実施する。

4 公共交通機関対策

（JR東日本東北総合サービス(株)喜多方駅、バス事業者等）

冬期間の鉄道輸送を確保するため、各鉄道事業者は、融雪用機材の整備・保守点検及び除排雪要員の確保等について計画的な推進を図る。

(1) 鉄道の確保

ア 除排雪体制の整備及び強化

鉄道事業者は、積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動について、出動基準を定めるとともに、除排雪要員を確保し、緊急時に備えあらかじめ必要人員の確保を行う。

イ 沿線関係者との協力

(ア) 踏切事故防止

踏切除排雪については、あらかじめ責任者を定め、除排雪体制を強化する。

また、踏切事故防止のため、市等を通じ沿線住民に広報する。

(イ) 道路管理者等との協力体制

道路管理者と事前協議を行い、冬期間の踏切使用並びに、除排雪協力体制の確立に努める。

(ウ) 沿線住民への協力依頼

沿線の樹木の倒壊を防止するため、支障のおそれのあるものを事前に調査し、関係者の協力を得て伐採を推進し、事故防止に努める。

ウ 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、運行状況の把握と迅速、的確な利用者への情報提供を行うため情報連絡体制の整備を推進する。

エ 雪崩予防

雪崩止め柵、防雪柵等の防雪設備の整備を推進する。

オ 交通手段の確保

通院患者や要治療者等が医療機関への受診手段等を確保できるよう、他の機関と連携をとり、交通手段の確保に努める。

(2) バス交通等対策

バス事業者等は、道路管理者と事前協議し、除排雪協力体制を確立しておく。

また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図っておく。

第2章 災害予防計画

第3 雪崩対策等の推進

1 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

市は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等进行分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

さらに、雪崩防止施設等の適切な維持管理を図るため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくように努める。

なお、市地域防災計画に記載する雪崩災害危険箇所は次のとおりとする。

- (1) 福島県農林水産部森林林業総室で定める雪崩危険箇所一覧表
- (2) 福島県土木部道路総室で定める防災点検箇所一覧表
- (3) 福島県土木部河川港湾総室で定める雪崩危険箇所調書

2 警戒避難体制の確立

市は、それぞれの危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、市地域防災計画において、次の事項を定める。

- (1) 雪崩災害危険箇所（資料編9）
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令判断基準の設定
- (3) 適切な避難方法、避難場所の選定及び周知
- (4) 予警報及び避難指示等の伝達方法

3 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

各関係機関においては、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

第4 救済体制の整備

1 孤立集落の防止

- (1) 実態の調査と救助計画の策定

市は、孤立化のおそれがある集落（資料編又は県喜多方建設事務所

砂防管内図参照）について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一に備え、救助計画を策定しておく。

(2) 機能の維持

市は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

(3) 連絡体制の整備

市は、関係機関と連携し、無線装置の有効的な配備などにより孤立化のおそれがある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

消防、警察等は、有線施設の障害に備え、防災無線等を活用できる体制を確保する。

(4) 救急、救助計画の整備

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておく。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターの活用が有効であることから、市は孤立化のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入れ体制を整備しておく。

(5) 生活必需品の確保

市は、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

2 ボランティアの活動支援

(1) 体制

市は、ボランティアの受入れ体制として、「第17節第3 ボランティアの受入れ体制の整備」に定める体制を整備する。

(2) 受入れ

ボランティアは市及び市社会福祉協議会で協議し必要に応じて募集し、受入れ窓口は、市社会福祉協議会とする。

3 避難行動要支援者の安全確保

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

市は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら、個別訪問等を行い、支援を必要とする

第2章 災害予防計画

避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者に対しての安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、市は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発する。

また、市は一人ひとりの避難行動要支援者に対して安全確保や複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努める。

なお、降積雪期に、市は定められた避難行動要支援者世帯等へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の活用により、除排雪協力等を行う。

4 県の支援体制

雪害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、県、市及び防災関係機関の防災対策だけではなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合は、地域住民だけでは十分に対応できないことから、市は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努める。

県は、広域的な地方公共団体として、市が処理する防災事務実施を支援し、総合調整を行う立場であることから、本市だけで雪害対策を行うことが不可能となった場合に備え、情報収集や職員の派遣など支援体制の整備に努める。

第5 広報活動

1 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、市民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟する必要がある。また、除

排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起が必要である。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行う。

2 市民に対する防災知識の普及

市は、市民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。また、事前に除排雪に伴う注意点を報道機関等を通じて喚起する必要がある。

なお、市民及び事業者への周知、不要不急時の道路利用の抑制、大雪時も含め冬期に運転する際に必要な準備等に配慮する。

第6節 訓練に関する計画

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため市は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、個別訓練や総合防災訓練など各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

防災訓練は、災害応急対策計画に基づく応急対策の円滑な遂行を図るため、次に掲げる計画を各関係機関が緊密なる連携をとり、図上又は実地に行い、総合的かつ計画的に実施する。実施予定日時、実施方法はその都度定める。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第1 個別訓練

1 消防訓練

本市における消防訓練は、次の事項別に行う。

- (1) 消防用機械器具操法訓練
- (2) 機関運用及び放水演習
- (3) 非常招集訓練
- (4) 人命救助訓練
- (5) 飛火警戒訓練
- (6) 通信連絡訓練

- (7) 破壊消防訓練
- (8) 出動訓練
- (9) 財産保護訓練
- (10) 林野火災防御訓練
- (11) 車両火災防御訓練
- (12) 自衛消防隊教育訓練

2 災害避難救助訓練

- (1) 通信連絡訓練
災害情報の伝達、被害報告、対策の連絡の訓練
- (2) 非常招集訓練
災害対策活動機関及び人員の招集訓練
- (3) 避難誘導訓練
避難命令の伝達、誘導方法、避難誘導隊の組織、編成指揮命令系統の整備及び適正避難の訓練
- (4) 警備訓練
災害時の人心動揺を未然に防御し、社会秩序の維持に努めるための訓練警戒地区の設定、立入禁止区域の設定及び交通の規制等の訓練
- (5) 救護訓練
災害時における避難者及び災害対策の実施者等の医療救護訓練、医療機関、医療従事者、会津保健福祉事務所等の協力体制の確立及び救護班等の活動訓練
- (6) 救出訓練
災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する訓練
- (7) 物資輸送と給水訓練
救助物資の輸送、飲料水の供給訓練
- (8) 炊き出し訓練
避難者、災害対策の実施者に対して炊き出しを行う訓練
- (9) 水難救助訓練
水難者の救助訓練
- (10) 遭難救助訓練
山岳遭難者等の救助訓練

3 非常招集訓練

(1) 非常招集措置の整備

平常時において次の項目について調査し、非常招集措置の整備を図る。

ア 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等の整備状況

イ 招集の区分の整備状況

ウ 招集命令伝達、示達要領の整備状況

エ 非常招集命令簿、非常招集記録簿の整備状況

オ 非常招集の業務分担、配置要領の整備状況

カ 待機命令の基準の整備状況

キ その他非常招集のために要する事務処理状況

(2) 非常招集命令の伝達、示達

伝達、示達の方法は、災害の緊急性から最も早く到達する方途を講じるべきものであるが、内容において特に、命令の発令者、集合日時、場所、服装携行品、招集の理由等を明示した非常招集命令票により正確なる伝達を原則とする。

(3) 集合の方法

集合は迅速に行うべきものであるが、訓練においては集合通路の崩壊等の被害等を想定して実施する。

(4) 点検

ア 伝達方法、内容の確認点検

イ 受令時間の確認

ウ 受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検

エ 装備、着装等の整備の点検

オ 集合人員の確認の点検

カ その他対策準備体制に関する点検

(5) 訓練後の措置

訓練は実施効果の検討を行い、非常招集の適正実施に改善是正を行うよう努め、訓練記録を作成し保存する。

4 水防訓練

別に定める市水防計画による。

5 その他の訓練

必要に応じて水防訓練、通信訓練、動員訓練、災害対策本部運営訓練を実施し災害時の初動体制強化に努める。

6 訓練の評価と市地域防災計画等への反映

訓練の実施後において市地域防災計画、各種の行動マニュアル等が実態に即しているかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じ防災体制の改善を図る。

第2 総合防災訓練

1 方針

市は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

総合防災訓練は、毎年実施するように努め、訓練の実施に当たっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努める。

2 実施要領

大規模な地震、風水害等の発生を想定し、「総合防災訓練実施要領」を策定して実施する。

(1) 参加機関

- ア 喜多方市役所（総合支所含む。）
- イ 市の防災関係機関
- ウ 応急対策活動を要する公共機関
- エ 防災上重要な施設
- オ 公共的団体等
- カ 民間企業
- キ 市民（自主防災組織、要配慮者含む）

(2) 実施場所及び時間

想定災害の種別、規模等によりその都度関係機関と協議のうえ定める。

(3) 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合

第2章 災害予防計画

災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行う。また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施する。

ア 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請

イ 火災、救急・救助等の通報、避難（広域避難を含む）、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急

ウ 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対策

エ 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置

オ 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信

カ 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧

キ 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等

(4) 実施方法

ア 「総合防災訓練実施要領」に定め「被害規模状況」及び「訓練進行要領」に基づき参加機関がそれぞれ「細部訓練実施要領」を策定して実施する。

イ 訓練の指揮命令系統はそれぞれ参加機関ごとの系統によるものとし、想定に基づく訓練の進行の円滑化を図るため参加機関からの連絡員による訓練連絡本部を設ける。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 方針

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であることから、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及び消防法で定められた防火管理者は、その定める消防法に基づき、訓練を毎年実施する。

また、地域一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

3 自主防災組織及び住民等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため市及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して訓練の参加実施に努める。

4 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び県をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努める。

第7節 火災予防対策

消防の組織、人員、施設等の消防力の拡充強化を図るとともに、予防消防の徹底、災害の防御、被害の軽減及び住民の安寧秩序を保持し、もって公共の福祉の増進を期する。

第1 消防力の強化

1 消防施設等

消防施設等については、「消防力の整備指針」及び「水防水利の基準」に適合するよう整備を進めるとともに、消火栓、防火水槽の老朽施設については、計画的に更新、改修を図る。

また、市街地拡大に伴う水利の確保についても積極的に、整備を図る。

消防ポンプ等の機械器具は、常に点検整備に努め更新計画に従って整備を図る。

2 救助体制の整備

自主防災組織等に救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

3 消防通信体制の整備

火災や緊急事態が発生した際に迅速かつ的確な消防・救急活動を図るため、その拠点となる消防指令センターの安定稼働が可能となるよう、浸水想定区域外への移転を図る。

第2 広域応援体制の整備

喜多方広域市町村圏組合構成市町村並びに隣接する町村と消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の効率的な運用が図られるよう体制の整備を図る。

第3 予防消防の徹底

1 火災予防思想の普及徹底

火災防止を図るために、災害情報連携システム、広報紙及び広報車等による広報を行うとともに、ライフラインの復旧時に出火する場合もあ

るので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 民間防火の徹底

少年（幼年）防火クラブ、婦人消防隊の協力団体等の民間消防協力組織及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、モデル団体の指定及び防火指導員を養成し、家庭防火等民間防火の徹底を図る。

3 住宅防火対策の推進

火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅防災機器の普及に努める。

また、公共建築物は原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分にかんがみた上で耐火構造の可否を判断する。その他の建築物については、広報により不燃化及び耐火建築物の建設を啓発し、大火防止対策を推進する。

4 危険物等特殊防火対象物の規制

危険物施設及び特殊防火対象物等について適正な規制を行い、施設の改善及び消防用設備等の整備を促進し、危険物等特殊火災の防止を期する。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

災害発生時における初期消火の実行性を高めるため、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

自主防災組織を中心とした防火訓練などを通じ、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 災害時要援護者のための火災予防対策

一人暮らしの高齢者及び身体障がい者等に対する住宅防火対策の推進について、優先的に住宅防火診断を実施する。

4 家庭での初期消火

第2章 災害予防計画

家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法の啓蒙指導をするため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

公共建築物は原則として耐火構造とし、その他の建築物についても、広報により不燃及び耐火建築物の建築の促進を啓蒙指導する。

3 薬品類取扱い

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下による発火、爆発する危険性を有しているため、薬品等の管理及び落下防止の徹底を図る。

第6 消防教養訓練の充実

消防学校における消防教養訓練については、消防団の入校を促進し初任教養、普通教養、幹部教養、専科教養を実施するほか移動消防学校を開催して入校できない新入消防団員の訓練を実施する。

1 消防訓練指導員の配置及び運用

消防訓練指導員の養成及び消防訓練指導員による消防教養訓練の実施要綱に基づき、福島県消防協会に委託して実施する。

第8節 建築物及び文化財災害予防対策

災害による建築物の被害の未然防止とその軽減を図るために必要な対策に関する計画とする。

第1 建築物の現況

本市の市街地形成の推移をみると、鉄筋コンクリート造りその他の耐火建築物は年々増加しているが、木造建築物の割合が圧倒的に多く、建築物の防火対策のためその利点と効果を一般に啓蒙し、かつ行政的施策の推進に努める必要がある。

第2 建築物災害予防対策の内容

1 建築物の防火対策

(1) 公営住宅の防火対策促進

公営住宅、改良住宅等の公的住宅は、原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分にかんがみた上で耐火構造の要否を判断し、住宅団地の防災強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の延焼抑止を考慮した団地造りを推進する。

(2) 民間住宅の防火対策促進

広報等により、不燃化及び耐火建築物の建設等、防火対策を促進する。

2 建築物の耐震性促進

市は既存建築物の耐震診断・耐震補強等の施策を積極的に推進し、耐震性の確保に努める。

(1) 防災上重要な建造（築）物の耐震性確保

災害応急対策は、迅速かつ的確な情報伝達とともに、避難、救助活動の本拠となる建築物が基本（必要）となるので、本市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保に努める。

ア 震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる

第2章 災害予防計画

市役所庁舎（総合支所含む。）、市所有の体育館、喜多方プラザ文化センター、総合福祉センター及び公民館等の市有施設
イ 震災時の被災者一時収容施設となる学校、病院等。

(2) 一般建築物の耐震性促進

一般建築物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震性の向上を促進する。

(3) 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとすることを指導する。

第3 文化財災害予防対策

1 文化財保護の普及啓蒙

市民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、市教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 訓練の実施

市・市教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時行う。

第9節 電力、ガス施設災害予防計画

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス設備の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策

(東北電力㈱、東北電力ネットワーク㈱、東京電力㈱)

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支店及び営業所（以下「事業所等」という。）に災害対策組織の整備を進めるとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておく。

2 事業計画

(1) 災害予防のための施設整備

ア 風害対策

風害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分に考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

イ 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した水害による被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化とケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施する。

- a ダム取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸
- b 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁、橋梁
- d 土捨場、巡視路

e 水位計

(イ) 送電設備

a 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更
又は擁壁や石積みによる補強等を実施する。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある場合は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落とし、防火扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、これらの防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うが、嵩上げ困難なものは、防水耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

ウ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。

(イ) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行う。

また、重要系統の保護継電装置を強化する。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐張耐雷ホーン、架空地線等の取付けにより対処する。

(2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう確保し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合に災害予防計画は特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

(3) 災害対策用資機材の確保

ア 事業所等は、災害に備え平常時から復旧用資機材、工具、消耗品

等の確保に努める。

- イ 事業所等は、災害対策用資機材の保有を有効的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発㈱と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

事業所等は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。

(5) 防災訓練等の実施

- ア 事業所等は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努める。

- イ 事業所等は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておく。

また、市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

第2 ガス施設（LPガス）災害予防対策（各LPガス事業者）

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、保安規程及び災害対策に関する規定に基づく体制を整備し、実施すべき事項を明確にしておく。

2 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進する。

(1) LPガス設備の強化計画

- ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講じることとはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施。

- イ 安全器具の設置

第2章 災害予防計画

耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置はもちろのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現する。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図る。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮する。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被災情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておく。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておく。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確保しておく。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充填用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業をおこなうため、あらかじめ次の事項を考慮し、（一社）福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておく。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定する。

(5) 防災訓練の実施

災害対策時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の

防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施する。

(6) 防災機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておく。

第10節 緊急輸送路等の指定

市は災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定

市は陸、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため緊急輸送路等を指定する。

また市は、隣接する地方公共団体が指定している輸送路と整合性を図り、広域的な輸送路等の確保を図る。

1 緊急輸送路

(1) 市は市役所本庁舎（災害対策本部）、総合支所庁舎（現地対策本部）及び近隣市町村の主要路線と接続する路線等（別表1）を緊急輸送路として指定する。

(2) 確保すべき路線の順位は次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

市内への輸送に不可欠な国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

イ 第2次確保路線

避難場所等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

2 ヘリコプター臨時離着陸場

市は、空路からの物資受け入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場（別表2）を指定する。

第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く。）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

別表 1

緊 急 輸 送 路

(1) 第1次確保路線

確保レベル	種別	路線名	区間
県指定第1次確保路線	国道	国道121号	市域全線
県指定第1次確保路線	地域高規格道路	会津縦貫北道路	市域全線
県指定第2次確保路線	国道	国道459号	市域全線
県指定第2次確保路線	主要地方道	県道喜多方西会津線	市域全線
県指定第2次確保路線	主要地方道	県道喜多方会津坂下線	市域全線
県指定第2次・3次確保路線	主要地方道	県道会津坂下山都線	市域全線
県指定第2次確保路線	主要地方道	県道猪苗代塩川線	市域全線
県指定第2次確保路線	県道	県道喜多方停車場線	市域全線
県指定第2次確保路線	県道	県道上郷舟渡線	市域全線
県指定第2次確保路線	市道	東四ツ谷新町線	市域全線

(2) 第2次確保路線

確保レベル	種別	路線名	区間
県指定第2次確保路線	市道	上高額桜ガ丘線	市域全線
県指定第2次確保路線	市道	押切西線	市域全線
県指定第2次確保路線	市道	桜ガ丘稲村線	国道121号～上高額桜ガ丘線
県指定第2次確保路線	市道	桜ガ丘13号線	上高額桜ガ丘線～喜多方合同庁舎
県指定第2次確保路線	市道	一中通り線	市域全線
県指定第2次確保路線	市道	下勝北町線	市域全線

(3) 第3次確保路線

確保レベル	種別	路線名	区間
県指定第3次確保路線	県道	会津坂下山都線	喜多方西会津線～喜多方消防署山都分署
県指定第3次確保路線	県道	熱塩加納山都西会津線	国道121号～熱塩加納総合支所
県指定第3次確保路線	市道	図書館東線	市域全線
県指定第3次確保路線	市道	小原館ノ原線	会津坂下山都線～喜多方消防署山都分署
県指定第3次確保路線	市道	五目赤崎線	熱塩加納山都西会津線～熱塩加納総合支所
県指定第3次確保路線	市道	塩川喜多方線	国道121号～塩川総合支所
県指定第3次確保路線	市道	役場前通り線	喜多方西会津線～山都総合支所
県指定第3次確保路線	市道	役場前線	山都柳津線～高郷総合支所

第2章 災害予防計画

別表 2

ヘリコプター臨時離着陸場

名称	所在地	管理者 (指定管理者)	連絡先	電話番号
押切川公園 自由広場	喜多方市字押切一丁目地内	ふるさと振興(株)	押切川公園体育館	23-0771
喜多方市 ひばりが丘球場	喜多方市岩月町喜多方字北山ノ神244	ふるさと振興(株)	押切川公園体育館	23-0771
押切川公園 スポーツ広場	喜多方市字押切一丁目86	ふるさと振興(株)	押切川公園体育館	23-0771
喜多方市 防災ヘリポート (濁川河川敷)	喜多方市松山町大飯坂	市長	危機管理課	24-5221
喜多方市立 第一中学校校庭	喜多方市字谷地田上7573	教育長	教育総務課	24-5304
熱塩加納 多目的広場	喜多方市熱塩加納町相田字大森5000	教育長	生涯学習課	24-5319
喜多方市立 会北中学校校庭	喜多方市熱塩加納町米岡字下台乙389	教育長	教育総務課	24-5304
喜多方市立 加納小学校校庭	喜多方市熱塩加納町加納字西土合甲1325	教育長	教育総務課	24-5304
御殿場公園 運動広場	喜多方市塩川町御殿場四丁目17	教育長	生涯学習課	24-5319
日橋川緑地	喜多方市塩川町遠田字琵琶河湖	市長	塩川総合支所産業建設課	27-2113
山都森林スポーツ 公園グラウンド	喜多方市山都町三津合山4021-2	会津北部森林組合	会津北部森林組合	22-1136
喜多方市立 山都中学校校庭	喜多方市山都町字上ノ原道西875	教育長	教育総務課	24-5304
喜多方市立 山都小学校校庭	喜多方市山都町字上ノ原道西905-2	教育長	教育総務課	24-5304
高郷運動広場	喜多方市高郷町夏井字菅沼3691-40	教育長	生涯学習課	24-5319
喜多方市立 高郷中学校校庭	喜多方市高郷町上郷字中平94	教育長	教育総務課	24-5304

注1 ヘリコプター臨時離着陸場を避難所又は緊急消防援助隊野営場として使用する場合、ヘリコプター臨時離着陸場としては使用できない。

注2 ヘリコプター臨時離着陸場の専用箇所は喜多方市防災ヘリポート（濁川河川敷）、日橋川緑地となる。

第11節 避難対策

風水害等やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難誘導することが人命を守る上で重要となるため、市及び防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の「要配慮者」にも配慮した避難体制の確立を図る。

第1 避難計画の策定

市は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時に

第2章 災害予防計画

における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

市は、避難指示等について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法など、次に掲げる内容を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しを行う。

1 避難指示等を発令する基準

避難指示等の要否を検討すべき情報（第3章第10節第1 1（2））について、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

なお、上記の判断基準を策定する場合、市は、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。

市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

洪水・浸水害に関する避難指示等の判断基準及び土砂災害に関する避難指示等の判断基準は、次のとおりとする。

(1) 洪水・浸水害に関する避難指示等の判断基準

発令区分	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川等
高齢者等避難 【レベル3】	1～5のいずれかに該当する場合	1～4のいずれかに該当する場合	1～3のいずれかに該当する場合
	1：指定河川洪水予報により、阿賀川の山科水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である6.3mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、阿賀川の山科水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である7.70mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	1：該当河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 田付川・高吉 1.70m 日橋川・南大橋 3.50m 大塩川・熊倉 2.63m 濁川・山郷道下 2.80m 2：該当河川の水位観測所の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 田付川・高吉 1.20m 日橋川・南大橋 3.20m 大塩川・熊倉 1.80m 濁川・山郷道下 1.80m ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が200mm以上又は6時間累加雨量が120mm以上若しくは時間雨量が40mm以上となる場合※暫定） 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令する。 ※発令基準例2については、河川の状態に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。	1：該当河川水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 濁川・半在家 1.20m 一ノ戸川・寺内 1.50m ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が200mm以上又は6時間累加雨量が120mm以上若しくは時間雨量が40mm以上となる場合※暫定） 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※発令基準例1については、河川の状態に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。 ※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に発令する。

第2章 災害予防計画

避難指示 【レベル4】	1～7のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する 1：指定河川洪水予報により、阿賀川の山科水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）である7.70mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2：阿賀川の山科水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）である7.70mに到達していないものの、阿賀川の山科水位観測所の水位が堤防設計水位である7.83mに到達することが予想される場合 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・対象のダムは大川ダム（阿賀川）、新郷ダム（阿賀川）、片門ダム（只見川）、日中ダム（押切川）、猪苗代第4発電所ダム（日橋川）、日橋川発電所洪水吐出門（日橋川）、金川発電所洪水吐出門（日橋川） 6：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する 1：該当河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4 水位）に到達した場合 田付川・高吉 2.13m 日橋川・南大橋 4.60m 大塩川・熊倉 3.03m 濁川・山郷道下 3.10m 2：該当河川の水位観測所の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 田付川・高吉 1.70m 日橋川・南大橋 3.50m 大塩川・熊倉 2.63m 濁川・山郷道下 1.80m ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が250mm 以上又は6時間累加雨量が1500mm 以上若しくは時間雨量が50mm 以上となる場合※暫定） 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・対象のダムは猪苗代第1～第4発電所ダム（日橋川）、日橋川発電所洪水吐出門（日橋川）、金川発電所洪水吐出門（日橋川）、大深沢調整池（大深沢川）、日中ダム（押切川） 5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※発令基準例2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。 ※発令基準例5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する 1：該当河川の水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4 相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が250mm 以上又は6時間累加雨量が1500mm 以上若しくは時間雨量が50mm 以上となる場合※暫定） 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・対象のダムは日中ダム（押切川）、間袋ダム（姥堂川）、大深沢調整池（大深沢川）、大平沼ダム（濁川） 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※発令基準例1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。 ※発令基準例4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。 ※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。

緊急安全確保 【レベル5】	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するものではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために必要な場合は発令する。 (災害が切迫) 1：、阿賀川の山科水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防設計水位である7.83m）に到達した場合又は到達している蓋然性が高い場合 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） ※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するものではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために必要な場合は発令する。 (災害が切迫) 1：水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合又は到達している蓋然性が高い場合 田付川・高吉 2.50m 日橋川・南大橋 5.37m 濁川・山郷道下 3.14m 2：洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～6のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するものではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために必要な場合は発令する。 (災害が切迫) 1：水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達した場合 2：洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 5：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む） (災害発生を確認) 6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例1～5を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。
	情報入手先 - 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html - 福島県河川流域総合情報システム https://kaseninf.pref.fukushima.jp/web_pub/ - XRAIN雨量情報 http://www.river.go.jp/xbandradar/ - 川の水位情報 https://k.river.go.jp/ 他		

避難指示等の判断基準は上記のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意すること。

- 避難指示等の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方気象台、福島県土木部等との間で、相互に情報交換すること。
- 関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生す

ることや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。

- ・災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状况等により、異なる種別の避難指示等を発令することが適切な場合もあること。

災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

この判断基準は、令和5年4月1日から適用する。

(2) 土砂災害に関する避難指示等の判断基準

区 分	判 断 基 準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	1～3のいずれか1つに該当する場合 1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂土砂災害の危険度分布で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
避難指示 【警戒レベル4】	1～5のいずれか1つに該当する場合 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）となった場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1、2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	1～3のいずれか1つに該当する場合 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]）となった場合 3 土砂災害の発生が確認された場合
情報入手先 ・気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html ・福島県河川流域総合情報システム http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/ ・XRAIN雨量情報 http://www.river.go.jp/xbandrader/ ・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所 http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html ・福島県土砂災害危険箇所図 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045c/kisochousakekka-fukushima.html	

他

避難指示等の判断基準は上記のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意すること。

- ・避難指示等の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方気象台、福島県土木部等との間で、相互に情報交換すること。
- ・関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近してい

るか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

- ・ 自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。
- ・ 災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況等により、異なる種別の避難指示等を発令することが適切な場合もあること。

急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

この判断基準は、令和5年4月1日から適用する。

2 避難指示等の伝達方法

このことについては、「第3章第10節第1」を参照するものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

このことについては、「第2章第11節第2・第3・第4」を参照するものとする。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

避難路については、「第2章第11節第5」を参照するものとする。

誘導方法については、「第3章第10節第3」を参照するものとする。

5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

- (1) 飲料水の供給体制の確立・食料の備蓄
- (2) 食物アレルギーを有する者や高齢者等、食材の制限に配慮した給食計画の検討
- (3) 毛布、寝具等の支給
- (4) 生活必需品の支給
- (5) 負傷者に対する応急救護

- (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
- (7) 個々の実情によりその地域において在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた在宅避難者等への支援

6 指定避難所の管理に関する事項

- (1) 避難所の管理・運営責任者（原則として市職員を指定）及び運営方法
- (2) 避難受入中の秩序保持
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (5) 避難者に対する各種相談業務

7 指定避難所の整備に関する事項

- (1) 受入施設
- (2) 給食・給水施設
- (3) 情報伝達施設
- (4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- (5) ペット等の保管施設

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
- (2) 避難及び避難誘導
- (3) 避難所における配慮等
- (4) 介護事業所の活用等

9 広域避難に関する事項

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の輸送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

10 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識等の設置
- (3) 住民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施等

11 積雪・寒冷対策に関する事項

震災対策編第2節第14に準じ作成する。

第2 指定緊急避難場所の指定等

市が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておく。

なお、必要に応じ随時見直しを行うものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- (3) 想定する避難場所及び避難場所に至るルートは、延焼火災、洪水、土砂災害などが発生するおそれが少ないこと。

- (4) 臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所、災害廃棄物仮置場予定箇所等、災害時の土地利用計画と重複しないこと。

2 管理者の同意と管理体制の整備

市長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

また、指定した緊急避難場所については、災害発生時等において、速やかに避難場所の利用ができるよう、管理体制の整備を図る。

3 知事への通知等

市長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届ける。

5 指定の取消

市長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定等

市が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておく。

なお、必要に応じ随時見直しを行うものとする。

1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定

市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。

指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の

第2章 災害予防計画

2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示すること。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- (1) 避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに避難者を受入、又は生活関連物資を避難者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 指定避難所の指定にあたり配慮が必要な事項等
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。ただし感染症の状況に応じて必要面積の変更を検討する。
 - イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

ウ 指定避難所の立地場所及び避難経路については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。やむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うこととする。

エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

市長は、指定避難所を指定しようとするときは、あらかじめ当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

市長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届ける。

5 指定の取消

市長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

6 指定避難所に整備する設備及び物品等

市は、指定避難所となる施設については、避難生活を維持し、指定避難所の環境を良好に保つために、必要に応じて次の整備等を行う。

- ・換気、照明、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、無線設備等の通信機器
- ・洋式トイレなど、要配慮者に配慮した施設
- ・女性用や高齢者用の衛生用品
- ・災害情報の入手に資するテレビ、ラジオの配備

第2章 災害予防計画

- ・避難者の携帯電話やスマートフォンの充電器
- ・情報収集、安否確認のための通信環境
- ・食料、飲料水、常備薬、炊事用具、毛布等避難生活に必要な物資等の計画的備蓄及び流通物資の災害時供給体制
- ・備蓄品保管場所の確保
- ・専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成による指定避難所の環境の維持方法の検討

7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

市は、指定避難所において以下のような感染症対策に努める。

- (1) 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間（密閉・密集・密接を避ける等）の確保。
- (2) 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施。
- (3) 簡易テント、感染予防マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進。
- (4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する情報共有等・平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認・自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供。
- (5) 被災自治体への応援職員等の感染症対策・応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底・応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することを検討する。宿泊施設等の借り上げ等により避難所を開設する場合は、予め市は県と協議し、県は内閣府と協議する。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

- 1 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。
- 2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに収容するための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4 県有施設の利用

市は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、市から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努める。

5 その他の施設の利用

市は、指定した避難所で不足する場合、又は避難が長期化する場合、市と県との協議及び県と内閣府との協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第5 避難路の選定

市が策定する避難計画の避難経路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、おおむね8 m以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しない。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知

市は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされ

第2章 災害予防計画

ていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、観光客等本市の地理に詳しくない一時的な滞在者に対して、災害情報連携システム及び広報車などを活用して、必要な情報の伝達に努める。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

市は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- 1 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- 2 災害に関する情報伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- 4 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの

第7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等（幼稚園・保育所・認定子ども園、児童クラブ、小学校、中学校、高等学校等）においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等（障がい者福祉施設、高齢者介護施設等）においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者

第2章 災害予防計画

- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院（病院、診療所等）においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておく。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておく。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、県や関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行う。

第8 男女共同参画等の視点に基づく避難所運営の推進

市は、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

また、避難所運営にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の多様な意見が反映されるよう配慮する。

第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動につい

て考えておくことが重要である。県及び市は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のことについて周知啓発を図る。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、市が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予想されるところである。

市は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

市は災害時における医療（助産）救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図る。

1 医療（助産）救護活動体制の確立

災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

- (1) 救護所の指定及び整備と住民への周知
- (2) 救護班の編成体制の整備

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき県に調達要請を行う。

3 血液確保体制の確立

災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について市民へ普及啓発を図る。

4 傷病者等搬送体制の整備

- (1) 輸送手段の確保

市、消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保しておく。

- (2) 搬送経路、搬送拠点の確保

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の広域輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保しておく。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

県（健康衛生総室）及び市は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

市は、被災地において 感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）の発生が予測されることから、県と連携して感染症指定医療機関の整備と患者等の移送体制の確立を推進する。

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

県（健康衛生総室）は、災害時の医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等に備え、県内他地域又は県外地域からの応援活動について、各医療関係団体等との協定の締結及び受入体制の整備を推進し、広域的医療協力体制の確立を図る。市では災害時に医療機能の低下の際は県に対して医療協力を求める。

2 応援要請のための情報連絡体制等の整備

県（健康衛生総室）は、災害時における全ての医療（助産）救護局面において、広域的な応援協力のための連絡網について関係自治体、関係機関との調整し整備する。

市では県の整備する連絡網の活用にも習熟するとともに、災害時派医療従事者（医師、看護師等）の受援体制を整備する。

第13節 食料等の調達・確保、防災資機材、廃棄物処理計画等の策定及び罹災証明書発行体制の整備

市及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制等の整備を図る。

また市民は、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を日ごろから備えておく。

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食料

(1) 災害における応急配給は、市長が実施に当たる。ただし、広域に及ぶ大災害で災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

(2) 食料の調達及び供給

ア 市は調達計画に基づき、地元小売業者等保有の米穀等を調達し、備蓄食料も避難者に供給する。市内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。

イ 市は災害に備え、独自で食料品の備蓄を図るほか、地域住民の非常用食料の備蓄整備の推進を図るとともに、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定の締結を図る。

ウ 非常用食料としての備蓄品は、アルファ化米、パン、ライスクッキー等、保存期間が長く、かつ調理不用のものとする。

エ 高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等の利用にも配慮して、乳児用粉ミルクや液体ミルク、ゼリー等も備蓄する。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

(3) 備蓄数量の設定

備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

また、市は備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、県の地震・津波想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近隣市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、最低3日分、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発する。

なお、孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。

2 生活物資

(1) 市は住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結する等、生活物資の調達体制の整備に努める。

(2) 生活物資の調達及び供給

ア 市は調達計画に基づき、地元小売業者等保有の物資等を調達し、避難者に供給する。市内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。

イ 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、女性用や高齢者用の衛生用品等要配慮者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある。

(3) 市が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合

第2章 災害予防計画

の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

なお、孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。

(4) 備蓄数量の設定

市は、県の地震・津波想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近隣市町村間の連携などによる多様な方法によって確保を図る。

- (5) 県（危機管理総室）及び市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

第2 飲料水等の確保

1 応急飲料水等の確保

- (1) 市は発災後3日間は、避難者1人1日3リットルに相当する量を目標として応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 市は平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、水質検査や利用方法について検討する。また、災害時の飲料水以外の生活用水を確保するため、災害時協力井戸の登録を推進する。
- (3) 市は防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分、推奨1週間分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発する。
- (4) 市は食料品とともに、飲料水（ペットボトル等）についても広域的に調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備

市は応急給水用として、給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ

袋等資材の整備に努める。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

- (1) 市は災害時に必要とされる、救出用など応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光器、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。
- (2) 市は長期間の避難者受入が可能な避難場所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

市は公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行う。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画により具体的に示す。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。また市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設的能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第5 罹災証明書発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第14節 防災教育・広報

市は災害の発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、過去の災害の教訓を踏まえ、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、防災関係機関のみならず市民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識の下、冷静かつ的確な対応ができるよう、居住地、職場、学校等において、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第1 市民に対する防災教育

1 実施時期

- (1) 市は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く防災知識の普及啓発活動を実施する。

ア 防霜対策に関する事項（4月初旬～5月下旬）

イ 風水害予防に関する事項（5月～9月）

- ・水防月間（5月1日～5月31日）

ウ 土砂災害予防に関する事項（6月）

- ・土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- ・がけ崩れ防止週間（6月1日～6月7日）
- ・山地災害防止キャンペーン（5月～6月）

エ 火災予防に関する事項

- ・春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）
- ・秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）

オ 雪害予防に関する事項（12月～3月）

カ 地震災害に関する事項

- ・防災の日（9月1日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・防災とボランティアの日（1月17日）

2 普及内容

第2章 災害予防計画

防災知識の普及啓発に当たっては、災害発生時の心得等の災害に関する一般的な知識とともに、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点から家具・ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、市地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握、避難先や連絡方法等の家族での話し合い、正確な防災情報の受信方法とその情報に基づく行動等、市民一人ひとりが日ごろから心がけておくべき実践的な事項について十分配慮する。

また、災害に関係ある気象その他災害発生原因についての知識の普及を図る。

3 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、市民一人ひとりに十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等のインターネットの活用等の広報媒体の積極的な利用を図る。

4 地域防災力の向上

市は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、ハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努める。

さらに、各地域において、防災士や防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育

市及び防災機関は、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、人的災害が発生する可能性が高い施設について、

これらの施設における防災教育の徹底を図る。

1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、災害発生時において特に大きな人的災害を受けやすいため、管理者等に対し、防災教育の徹底を図る。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日頃から定期的に実施するとともに、利用者等に対しても、災害時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努める。

2 ホテル、旅館等における防災教育

ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的に実施し、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底する。

3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者等は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施する。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

市及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

第2章 災害予防計画

学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図る。

3 教科等による防災教育

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

市教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた

各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市は災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第15節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、市及び防災関係機関が防災対策を講じるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、日ごろから資機材の整備や訓練など積極的に活動を行う。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせる。

第1 自主防災組織の現況

本市における自主防災組織の現況は、行政区単位等を中心とした組織編成としている。（資料編73のとおり。）

第2 自主防災組織の育成

市及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し、自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通して地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解が得られるよう努める。なお、その際、女性の参画の促進に努める。

また、市は、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織のリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備に努める。

第3 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成する。

第4 自主防災組織の活動**1 自主防災計画の策定**

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載する。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急他手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防火資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

- (1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の確認にも努める。

- (2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、市及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練の実施に努める。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における市や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及

第2章 災害予防計画

び知識を習得する。

ウ 救助、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷者に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方や自動体外式除細動器(AED)の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保し、配給方法などに習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常用持出品を準備するとともに、誘導避難班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての訓練も併せて行う。

カ 地域の小中学校や事業所等との連携体制の確立を計り、合同訓練の実施に努める。

キ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、市との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対処できるよう備える。

3 事業所の自衛消防組織の設置

消防法等の規定により消防計画等を作成し、自衛消防組織を設置している事業所については、防災活動の充実・強化を図り、自主防災組織を整備するとともに、特に法令により設置を義務づけていない事業所についても、設置について育成指導をすすめる。

- (1) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所
- (2) 旅館等多数の人が利用する事業所
- (3) 危険物、高圧ガスの貯蔵所又は取扱所

第5 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(B C P)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県（関係各部局）及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。市は、企業等の事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等を促進する。また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

また企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、計画的休業など従業員の安全確保に努める。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第6 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案す

第2章 災害予防計画

るなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第16節 要配慮者予防対策

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 地域防災計画、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針において定める事項

1 市地域防災計画において定める事項

市は、当該市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、市地域防災計画において以下の事項を定める。

(1) 避難支援等関係者となる者

消防、消防団、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、日頃から避難行動要支援者と関わる地域住民等

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者

エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

オ 市の生活支援を受けている難病患者

カ 上記に該当しないが自ら避難することが困難な者

(3) 名簿作成及び個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 市内部での情報の集約

市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係する部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集

約するよう努めること。

その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握すること。

イ 県等からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求めることができる。

(4) 名簿及び個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報及び個別避難計画情報を最新の状態に保つこと。

(5) 名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報及び個別避難計画情報を提供する。

ただし、名簿情報及び個別避難計画情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた時、自ら災害に関する予報若しくは警報を知った時、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は通知を受けた時は、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達しなければならない。この場合、必要があると認める時は、市長は、住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保を決めておくこと。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針において定める事項

市は、令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、個別避難計画に係る作成・活用方針等を定めるものとする。

- (1) 名簿及び個別避難計画の活用方法
- (2) 個人情報取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取組等
- (3) マイナンバーを活用する方針
- (4) 名簿及び個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担
- (5) 避難支援等関係者への依頼事項
- (6) 支援体制の確保
- (7) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (8) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報及び個別避難計画を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- (9) 個別避難計画の作成に不同意、作成の途上、作成に未着手など個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮
- (10) 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (11) 避難行動要支援者の避難場所
- (12) 避難場所までの避難路の整備
- (13) 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- (14) 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

市は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておく。

第2章 災害予防計画

また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映し、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居住
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し市が必要と認める事項

2 要配慮者の情報利用等

市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

3 名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿情報を提供する。ただし、市の条例に特別な定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

4 名簿情報の提供における配慮

市は、名簿情報を提供するときは、市地域防災計画の定めるところに

より、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講じるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努める。

5 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 個別避難計画の策定

1 個別避難計画の作成

市は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、地域におけるハザードの状況、避難行動要支援者の心身の状況、情報取得や判断への支援など、一人ひとりの状況に合わせた必要性を考慮し、優先度が高いと判断した避難行動要支援者について、すみやかに作成することを目指す。

個別避難計画には、本節第2の1(1)から(6)までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

第2章 災害予防計画

なお、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも、計画の活用には支障がないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市においては、現行の個別プランに記載事項を追加し、個別避難計画とすることができる。

2 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

市は限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高いものから個別避難計画を作成することが適当であり、必要に応じ次の点を踏まえ、作成の優先度を判断し作成する。

ア 地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）等）

※個別避難計画の作成にあたり、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成する。

イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

※心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に係わる者については、優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要である。

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

※家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。

3 個別避難計画の提供と活用

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

4 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

第5 社会福祉施設における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

第2章 災害予防計画

また、施設の管理者は、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設近隣、住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制作りを行う。

さらに入所者を施設相互で受け入れるための協定を締結するなど施設が被災した後の対応についても検討し、体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、市の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

さらに職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害《PTSD》）の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施する。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第6 在宅者に対する対策**1 情報伝達体制の整備**

市は一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者、要介護者の安全を確保するため、災害情報連携システム等による情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずる。

2 防災知識の普及・啓発

市は要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基本的知識等の理解を高めるよう努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。

また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

市は発災時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生・児童委員、行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（居住、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別計画の策定に努める。

特に発災初期においては、市等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、市は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努める。

4 居宅支援事業者との連携

市は、介護保険にかかる指定居宅介護支援事業者や障がい者支援事業にかかる指定居宅支援事業者等と連携を密にし、要支援者に対して、平常時から災害発生時の対処法や避難経路等の喚起を依頼する。

また、災害発生時にあつては、上記事業者に対し、要支援者の情報提

第2章 災害予防計画

供や場合によっては状況確認等の協力を得られる体制づくりを行う。

第7 外国人に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- 4 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第8 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

市が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所の指定

- (1) 市は、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。
- (2) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じら

れており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

- (3) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第17節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時には、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられ、市及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制について検討しておく必要がある。

また、ボランティアの受け入れに際しても、ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮することが求められる。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進める必要がある。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされることが予想される。これらのボランティアは組織化された集団ではない場合も多く、市は日本赤十字福島県支部、社会福祉協議会などと連携を取りながら個々のボランティア活動を把握するとともに、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1 情報共有

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのか、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。そのため、市は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努めるものとする。

2 コーディネート体制の整備

市は、市社会福祉協議会やボランティア関係団体等と連携を図りながら、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるとともに、コーディネートを行う災害ボ

ランティアセンターの体制をあらかじめ整備しておくものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結し、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。この場合において、行政組織内においてはボランティアセンターを設置することは、市が行う災害応急対策の支障となること、また、自発性に基づくボランティアの特性を阻害することとも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

また、市は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておく。

3 ボランティア活動保険

ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防・警察業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時に於いてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

市は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成する。

第18節 危険物施設等災害予防対策

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

第1 危険物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

2 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法などに規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。

(2) 予防教育計画

危険物取扱業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

(5) 自主保安体制の確立

市は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

- (ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- (イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱等の安全確保

- (ア) 危険物施設保安員の選任を指導する。
- (イ) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう誘導する。
- (ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

3 安全対策の強化

市は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防機関などによる予防査察指導の強化、効率化を図る。

第19節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力に積極的な企業も増加しているため、被災住民への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力

1 市町村間の枠組み

(1) 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定の締結も検討する。

(2) 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、県外市町村との災害時の相互応援協定の締結を促進する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

1 食料、生活必需品等の供給

市は、農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定を締結する。また、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者など、店舗や流通に在庫を有する企業とも食料や生活必需品の供給に関する協定を締結し、災害発生後の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズに応じた物資の調達を進める。

2 燃料等の確保

市は、災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送のための車両

の燃料確保、防災拠点施設の自家発電燃料を確保するため、県と連携してガソリン等燃料について確保するための体制を構築する。

また、災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油についても検討する。

第3 応援協定の公表

市は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民に周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努める。

第4 連絡体制の整備

市は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行う。また、協定締結先においては、災害発生時に市からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力する。

第1 災害応急対策の防災行動計画

1 防災行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、市、防災関係機関、並びに市民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すとともに、各課等における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応する。

2 初動対応において重要な対策

市民の命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり

(1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、市民に向けての市長メッセージ発出
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信

(2) 災害発生後3時間以内

- ア 自衛隊、消防、国、県、災害時応援協定による自治体等への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始

ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保

エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害時発生後 6 時間以内

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）、広域援助体制による救助活動

イ 応急復旧作業

ウ 被害情報とともに安心情報の発信

エ 広域避難の調整

3 防災行動計画の作成

市は、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するように努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

台風の接近や前線性出水を対象とした市防災行動計画（タイムライン）については、別に定めるものとする。

4 市防災行動計画

No.	災害応急対策業務	(本部担当班)	災害発生後 1 時間以内	3 時間以内
1	災害対策本部体制	総括班 活動支援班	●災害対策本部・現地災害対策本部の設置 ●事務局会場設置 ●関係機関への通知 ●現地災害対策本部との連絡体制設置 ●第 1 回本部会議開催	●第 2 回本部会議開催（以降、適時開催）
2	情報連絡	情報収集 広報班	●ホットラインによる情報収集	●定期的な情報収集
3	職員の動員	活動支援班 各班	●職員全員登庁 ●指定職員が事務局参集 ●職員登庁先、安否確認	
4	災害情報収集伝達	情報収集 広報班	◆関係機関からの被害報告	●定期的な被害報告 ●行方不明者の把握
5	通信の確保	通信班	●県総合情報通信ネットワークの確認 ●N T T に回線増設依頼	●使用可能な通信手段の通知 ◆N T T 緊急通話確保
6	相互応援協力	総括班		●国、自治体に協定にもとづく応援要請
7	広報計画	情報収集 広報班	●市長緊急メッセージ	●被害速報マスコミ提供
8	ホームページ・メール、SNS 等	情報収集 広報班	●緊急速報メール、SNS 等による避難指示、情報発信	●災害対応ホームページ掲載 ●災害情報の掲載
9	消火活動	総括班	◆地域による初期消火活動	■県内広域応援による消火活動 ■緊急消防援助隊、広域応援へ

第3章 災害応急対策計画

				リの要請と受入体制の整備
10	救助・救急	総括班	◆地域による救急活動	◆県内広域応援による救急活動
11	自衛隊災害派遣	総括班	●派遣要請の準備 ●連絡員の本部派遣依頼 ◆自衛隊ヘリ情報収集、自主派遣	●自衛隊派遣要請 ●受入体制、作業計画作成
12	避難・避難所	総括班 住民避難・安全班	●避難指示 ●住民への周知 ●避難場所の確保	●避難所の開設、周知

※災害対応の主体 ●：市 ■：県 ◆：関係機関・企業

No.	6 時間以内	12 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内
1					●業務量に応じ本部体制の見直し
2					
3					
4					
5	◆伝言ダイヤル等活用周知		◆衛星通信システム配備		
6	●市町村からの応援要請 ●広域応援の受入準備		■市からの要請による県の応援職員派遣	●広域応援職員受入	
7	●安心情報の適時提供				
8					
9	●緊急消防援助隊による消火活動				
10					
11	◆救援活動開始 ●現地本部への職員派遣				
12	●県等への避難所設置要請 ■広域避難の調整	●避難所自主運営組織の確立 ■旅館ホテル等の二次避難所開設要請		●小規模避難所の集約 ■旅館ホテル等への二次避難開始	

第3章 災害応急対策計画

No.	災害応急対策業務	(本部担当班)	災害発生後 1 時間以内	3 時間以内
13	医療救護	救援班 保健班	●病院施設情報収集 ●医師会、災害医療コーディネーターの本部参画 ●DMAT 要請準備	■DMAT 派遣要請 ■薬品などの調達要請 ◆SCU（広域医療拠点）設置
14	道路の確保	情報収集 広報班	●■被害状況の収集	●■道路開通状況の広報 ●■緊急輸送路の啓開作業
15	緊急輸送	総括班	●被害状況の収集	●ヘリ臨時離着陸場の使用可能状況調査
16	緊急輸送対策（トラック・バス）	総括班		●運用可能車両把握と確保
17	警備活動及び交通規制	総括班 警察	●◆避難誘導 ●◆救助活動	■警察災害警備部隊 ■緊急輸送路の確保 ●◆交通規制実施、周知
18	防疫及び保健衛生	救援班 保健班、新型コロナウイルス感染症対策班		●■防疫本部の設置
19	メンタルヘルスケア	保健班		
20	ペット救護	救援班 環境班		
21	廃棄物処理	救援班 環境班		
22	救援対策（食料、生活必需品）	物資班		●応急給水の開始 ■物資受入拠点の選定
23	救援対策（トイレ、入浴等）	総括班		
24	義援物資、義援金受付	物資班		●個人等の物資受入辞退周知
25	建築物応急危険度判定	建設班		

第3章 災害応急対策計画

No.	6 時間以内	12 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内
13	◆ D M A T 活動開始 ■ 医師等の広域援助要請	◆ 血液の確保			
14	● ■ 協定事業者と連携し道路確保				
15	● 緊急輸送物資受入				
16	● 避難者等輸送	■ 支援物資輸送			
17	■ 緊急通行車両証明書発行				
18	● ■ 防疫活動実施	● ■ 給水、炊出等食品衛生指導 ● ■ 井戸水等水質検査		● ■ 被災地の消毒、ネズミ等駆除	● ■ 避難所の衛生指導、食事栄養指導
19				■ カウンセラー、相談員等の巡回	
20	■ 獣医師会等への支援要請			■ 動物救護対策班の設置 ● ペット同伴可避難所広報 ◆ 放置ペットの救援活動	◆ 被災ペット用シェルター設置
21		● ごみ収集体制・し尿処理体制の構築、仮置き場の検討 ● ■ 広域収集処理応援要請		● がれき処理体制の検討	■ がれき広域応援態勢の構築
22	● 食料必要数の情報収集 ● 協定先との協議	● 備蓄品による供給 ● 生活必需品の必要数収集 ● 毛布等の避難場所への提供	● ■ 協定先から食料・物資供給 ● ■ 一般的生活必需品の提供	● ■ ニーズに応じた物資の提供	
23	● レンタル業者に仮設トイレなどの調達要請	● 避難所等への仮設トイレ設置	■ 自衛隊へ入浴施設派遣要請	● ■ 旅館、公共施設等入浴施設への協力要請	
24		■ 義援物資要請取りまとめ公表	■ 義援金受付口座公表		
25	■ 被災地区、建築物の把握 ■ 応援要請		■ 応急危険度判定の実施		

第3章 災害応急対策計画

No.	災害応急対策業務	(本部担当班)	災害発生後 1 時間以内	3 時間以内
26	災害相談窓口			
27	金融機関の対応	商工班		◆店舗の安全確保 ◆システム稼動確認
28	仮設住宅建設、借り上げ住宅	建設都市整備班		
29	住宅応急修理	救援班		
30	行方不明者の捜索、遺体の取り扱い	救援班		
31	上水道応急対策	情報班 水道班	●被害状況調査	●状況の広報 ●重要施設から復旧作業
32	下水道応急対策	情報班 下水道班	●■被害状況調査	
33	電力施設応急対策	情報班	◆被害状況調査	◆状況の広報 ◆応急復旧作業
34	ガス施設応急対策	情報班	◆被害状況調査 ◆ガス供給停止措置	◆状況の広報 ◆応急復旧作業
35	鉄道施設応急対策	情報班	◆乗客利用者の安全な誘導 ◆被害状況調査	◆運行状況の広報 ◆利用者の避難所への誘導
36	電気通信施設応急対策	情報班	◆被害状況収集 ◆災害優先電話の通信確保	◆優先順位により通信の回復
37	放送施設応急対策	情報班	◆災害情報、避難呼びかけ等の速やかな放送 ◆被害状況調査	◆災害情報、被災者向け情報の適時適切な発信
38	工業用水道施設	商工班	■被害状況調査	■復旧見込み等を企業へ提供 ■応急復旧作業
39	道路応急対策	建設班	●被害状況調査	●緊急輸送路等の復旧作業 ●■◆交通規制 ●■◆交通整理員の派遣
40	河川管理施設応急	危機管理班 建設班	●水防警戒 ●被害状況調査	●危険箇所の安全対策
41	ダム施設対策	農山村振興班	■臨時点検 ■水位操作	■危険箇所の安全対策（危険に応じ避難指示等）
42	砂防施設	建設班	■震後点検	●危険箇所の安全対策（危険に応じ避難指示等）
43	ため池施設	農山村振興班	●■緊急点検	●危険箇所の安全対策（危険に応じ避難指示等）
44	公共建築物	各班	●利用者の安全な誘導 ●被害状況調査	●危険箇所の安全対策 ●避難所受入準備
45	児童生徒保護、応急教育対策	こども班、教育部各班	●■児童生徒の安全な避難 ■●被害状況調査	●（安全な場合）家族へ引き渡し ●避難所受入準備

第3章 災害応急対策計画

No.	6 時間以内	12 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内
26			●相談員配置検討	●電話専用窓口の設置	■避難所への相談員巡回開始
27			◆預金者、事業者相談体制の設置	◆臨時払い出し手続き開始	
28			●■仮設住宅の必要戸数把握	●■仮設住宅、みなし仮設住宅計画の方向性作成	
29					●■住宅応急修理計画の検討
30	●■◆搜索活動開始	●葬祭事業者への支援要請 ◆火葬場の稼働状況確認 ◆ドライアイス・棺等の確保	●遺体収容所の設置 ◆応援含む検死・検案体制の確立	■火葬の開始	
31	●広域復旧支援要請 ●日本水道協会への要請				
32			●■復旧計画策定	●■復旧作業	
33					
34					
35	◆応急復旧作業 ●◆不通区間の再開見通し広報				
36		●◆臨時電話の設置			
37					
39	●■緊急通行路情報広報				
40	●■応急復旧作業				
41	■応急復旧作業				
42	●応急復旧作業				
43	●応急復旧作業				
44	●応急復旧作業				
45			●■授業再開方針の検討	●■学用品要望調査 ●■応急教育場の準備	●■学用品の給与 ●■授業の再開

第3章 災害応急対策計画

No.	災害応急対策業務	(本部担当班)	災害発生後 1 時間以内	3 時間以内
46	文化財応急対策	文化班		●被害情報収集
47	要配慮者等対策	救援班 社会福祉班 こども班 高齢福祉班	●地域による要配慮者への声かけ、避難誘導	●福祉避難所の運営
48	ボランティア連携	社会福祉班		
49	危険物施設応急対策	生活環境班	◆被害拡大防止緊急措置 ◆被害状況調査	◆関係機関への報告 ◆施設応急点検
50	災害救助法の適用	総括班	●■4号適用の検討	■内閣府に報告 ■県からの適用報告

No.	6 時間以内	12 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内
46		●応急修理、現状保存		●保管場所被害の際移転作業 ●文化財レスキュー支援要請	
47	●避難状況の把握 ●社会福祉施設等へ受入要請	●外国人向けの相談窓口、インターネット情報掲載		●ヘルパー、ボランティア等の応援派遣	
48	◆ボランティア相談窓口設置	◆ボランティアセンター設置	◆ボランティア活動調整		
49					
50		●県への情報提供	■内閣府に報告 ■県からの適用報告		

第2 活動体制

1 災害対策本部設置前の組織計画

本部設置に至らない災害については、平常時の市の組織をもって対処する。

また、自然災害の危険が予見され、災害発生危険が高まった場合速やかに災害対策本部を設置する必要がある場合、市は喜多方市応急対策本部及び喜多方市応急現地対策本部を設置することとし、必要な事項は市長が別に定める。

2 災害対策組織計画

(1) 災害対策本部

市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係機関相互間の連絡調整を図る。

ア 設置基準

市長は市内に災害発生のおそれがあるとき又は発生した場合、その災害の予防、拡大防止又は救護、救援若しくは応急復旧活動を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の二の規定に基づく喜多方市災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

その基準は以下のとおりとする。

- (ア) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (ウ) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

イ 解散

本部は、発生した災害の応急対策措置が完了し、平常の体制で処理できると認められるに至ったとき、又は災害発生危険がなくなったときは、本部長の指示により解散する。

ただし、設置が前(1)のアの(ウ)の基準によった場合は、本項前段のほか当該法の規定に基づく救助が完了した場合に解散する。

ウ 設置・廃止時の通報先

本部を設置・廃止したときは、速やかに次の機関に通報する。

- (ア) 福島県知事
- (イ) 隣接市町村長
- (ウ) 指定公共機関の長、指定地方行政機関の長
- (エ) 陸上自衛隊第44普通科連隊長

エ 大規模災害発生時における市長の不在等の非常時において、市長による本部設置の決定が困難な場合は副市長が決定し、それも困難な場合には企画政策部長を第2順位、総務部長を第3順位とする。

オ 動員の伝達方法

動員の伝達は、副市長より防災担当者を通じて各所属長へ連絡する。

また、勤務時間外・休日等における伝達方法は、防災担当者がビジネスチャットツール、一般加入電話及び携帯電話のメール等により各所属長へ連絡する。

カ 本部会議

本部長は、災害対策の実施上必要があるときは、本部員、各部長をもって構成する本部会議を招集する。会議の内容はおおむね次のとおりである。

(ア) 報告

気象情報、災害情報、配備体制、各対策部の措置事項

(イ) 協議事項

- a 応急対策、各対策部門調整事項の指示
- b 他市町村応援要請の要否
- c 自衛隊災害派遣要請の要否
- d 災害救助法適用申請の要否
- e 被害状況視察隊編成の要否
- f 被害者に対する見舞金品の給付決定
- g 次回本部会議開催予定日時の決定

キ 組織編成

本部の組織編成及び事務分掌は、「喜多方市災害対策本部条例」、「喜多方市災害対策本部規程」により、次のとおりとする。

(ア) 喜多方市災害対策本部の組織編制

喜多方市災害対策本部 組織編制表



(イ) 市災害対策本部事務局の組織編制及び所掌事務

事務局の班名	所 掌 事 務
総括班 ◎ 総務課長 ○ 財政課長 ○ 危機管理課長補佐 ○ 総合支所住民課長補佐（地域振興班）	災害応急対策等の総合的な推進に関する基本方針及び対策計画の企画に関すること。
	災害の応急対策把握及び総合調整に関すること。
	避難実施要領の策定に関すること。
	市災害対策本部の予算に関すること。
	本部会議の運営及び記録に関すること。
	本部長の補佐に関すること。
	災害対策実施班会議及び各災害対策実施班との連絡調整に関すること。
	市現地対策本部に関すること。
	避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関する指示等に関すること。
	自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	防災関係機関との連絡調整に関すること。
	国、県及び他の市町村に対する連絡調整、応援要請に関すること。
	国及び県との調整に関すること。
	その他災害対策の実施に関すること。
事務局の班名	所 掌 事 務
渉外班 ◎ 企画調整課長 ○ 地域振興課長	国及び県に対する要望書の作成に関すること。
	国及び県の視察団の視察受入れに関すること。
	業務計画の作成に関すること。
	行動記録の作成に関すること。
	所管業務に関する関係機関に対する情報提供、報告及び通報の実施に関すること。
	所管業務に関する関係機関との連絡調整に関すること。
	所掌業務に係る災害対策実施班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関すること。
	その他事務局長の命ずること。

第3章 災害応急対策計画

事務局の班名	所 掌 事 務
活動支援班 ◎ 議事総務課長 ○ 商工課長補佐 ○ 財政課長補佐 ○ 観光交流課長補佐	市災害対策本部の庶務に関すること。
	市災害対策本部室等の確保及び設置に関すること。
	災害対応要員の確保及び勤務ローテーションに関すること。
	災害対応職員等及び市有管理施設の安全確保に関すること。
	災害対応職員等に対する赤十字標章及び特殊標章等の交付等に関すること。
	災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関すること。
	通信・連絡体制（防災行政無線を除く。）の確保に関すること。
	市有車両の運用に関すること。（土木作業用車両を除く。）
	事務用品、備品の管理・補給に関すること。
	市職員等及び市管理施設の被害の集計等に関すること。
	業務計画の作成に関すること。
	行動記録の作成に関すること。
	所管業務に関する関係機関に対する情報提供、報告及び通報の実施に関すること。
	所管業務に関する関係機関との連絡調整に関すること。
	所掌業務に係る災害対策実施班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関すること。
	その他事務局長の命ずること。
事務局の班名	所 掌 事 務
情報収集・広報班 ◎ 情報政策課長 ○ 企画調整課長補佐 （秘書・広報） ○ 市民生活課長補佐 ○ 文化課長 ○ 中央公民館長 ○ 監査委員事務局長 ○ 市民課長補佐	被災情報の収集及び集計に関すること。
	生活情報の収集に関すること。
	被災地支援情報（ボランティア活動等を含む。）の収集に関すること。
	消防本部その他の防災関係機関の応急活動等の把握に関すること。
	各班及び市現地対策本部等への情報提供に関すること。
	防災関係機関等に対する情報提供に関すること。
	隣接市町村の市町村災害対策本部等の設置状況及び被害状況の取りまとめに関すること。

第3章 災害応急対策計画

事務局の班名	所 掌 事 務
情報収集・広報班 (つづき) ○ 総合支所産業建設課長補佐	発災時以降における市民等からの被災情報、安否情報、ボランティア活動等の問合せについての対応に関する事。
	災害の規模等についての広報、防災機関に対する情報提供及び報道機関に対する取材対応等に関する事。
	情報及び記録の整理及び保存に関する事。
	消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関する事。
	緊急時モニタリングに関する事。
	原子力発電所の被害状況に関する事。
	原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関する事。
	各班及び現地災害対策本部等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。
	防災関連機関等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。
	屋内退避及び避難の指示に関する事。
	その他災害対策等の実施等についての市民等への情報提供に関する事。
	業務計画の作成に関する事。
	行動記録の作成に関する事。
	所管業務に関する関係機関に対する情報提供、報告及び通報の実施に関する事。
	所管業務に関する関係機関との連絡調整に関する事。
	所掌業務に係る措置実施班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関する事。
	その他事務局長の命ずること。
事務局の班名	所 掌 事 務
通信班	防災行政無線の管理統制に関する事。
	気象情報等の収受及び通報に関する事。
	業務計画の作成に関する事。

第3章 災害応急対策計画

事務局の班名	所 掌 事 務
通信班 ◎ 情報政策課長 ○ 総合支所住民課長	行動記録の作成に関すること。
	所管業務に関する関係機関に対する情報提供、報告及び通報の実施に関すること。
	所管業務に関する関係機関との連絡調整に関すること。
	所掌業務に係る措置実施班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関すること。
	その他事務局長の命ずること。
事務局の班名	所 掌 事 務
救援班 ◎ 保健課長 ○ 市民生活課長 ○ 社会福祉課長 ○ 高齢福祉課長 ○ こども課長 ○ 下水道課長 ○ 水道課長 ○ 教育総務課長 ○ 学校教育課長 ○ 生涯学習課長 ○ 建設課長補佐 ○ 総合支所住民課長 補佐（市民サービス班） ○ 総合支所産業建設課長補佐	救援に関する措置（収容施設の供与、医療等の提供、学用品の給与、埋葬・火葬、死体の処理、通信設備の提供及び被災住宅の応急修理等）の実施に関すること。
	避難施設等の開設、運営及び避難施設等における通信設備の確保に関すること。
	医療情報の防災関係機関及び医療関係機関に対する提供に関すること。
	医療品、医薬品の確保及び保健衛生の確保に関すること。
	医療救護班（所）の編成及び設置（支援）に関すること。
	防疫に関すること。
	要配慮者対策に関すること。
	被災住宅の応急修理等に関すること。
	ライフラインの確保に関すること。
	廃棄物の処理に関すること。
	動物（ペットに限る。）の救援対策に関すること。
	業務計画の作成に関すること。
	行動記録の作成に関すること。
	所管業務に関する関係機関に対する情報提供、報告及び通報の実施に関すること。
	所管業務に関する関係機関との連絡調整に関すること。
	所掌業務に係る災害対策実施班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関すること。
	その他事務局長の命ずること。

第3章 災害応急対策計画

事務局の班名	所 掌 事 務
物資班 ◎ 農業振興課 ○ 農山村振興課長 ○ 契約管理課長 ○ 商工課長 ○ 観光交流課長 ○ 会計課長補佐 ○ 農業委員会事務局長 ○ 総合支所産業建設課長	救援に関する措置（食品、生活必需品等の給与等）の実施に関する事。
	食品、生活必需品等の確保に関する事。
	義援金及び緊急物資等の受入及び配分に関する事。
	被災者等に対する資金等のあつせん等に関する事。
	業務計画の作成に関する事。
	行動記録の作成に関する事。
	所管業務に関する関係機関に対する情報提供、報告及び通報の実施に関する事。
	所管業務に関する関係機関との連絡調整に関する事。
	所掌業務に係る災害対策実施班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関する事。
事務局の班名	所 掌 事 務
住民避難・安全班 ◎ 市民課長 ○ 税務課長 ○ 都市整備課長 ○ 選管事務局長	被災住民の避難（避難時における食料等の給与等及び医療の提供を除く。）に関する事。
	避難経路及び運送経路等の確保に関する事。
	避難手段及び運送手段の確保（緊急通行車両の確認手続きを含む。）に関する事。
	救援に関する措置（被災者の捜索・救助、死体の検索）に関する事。
	災害への対処に関する措置（事前措置、応急公用負担、消防等）に関する事。
	社会秩序の維持及び安全の確保（警戒地域の設定及び汚染の拡大の防止等を含む。）に関する事。
	生活関連等施設及び公共施設等の安全確保に関する事。
	業務計画の作成及び行動記録の作成に関する事。
	所管業務に関する関係機関に対する情報提供、報告及び通報の実施に関する事。

第3章 災害応急対策計画

事務局の班名	所 掌 事 務
住民避難・安全班 (つづき)	所管業務に関する関係機関との連絡調整に関すること。
	所掌業務に係る措置実施班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関すること。
	その他事務局長の命ずること。
事務局の班名	所 掌 事 務
総合支所班	災害対策実施班会議及び各災害対策実施班との連絡調整に関すること。
◎ 総合支所住民課長	その他災害対策等の実施に関すること。
○ 総合支所産業建設課長	その他事務局長の命ずること。

注 表中、「◎」は事務局各班の班長を「○」は副班長を意味する。なお、事務局各班に配置される班員は別に定める。

(ウ) 各班の組織編制及び所掌業務

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
企 画 政 策 部	企 画 調 整 班 ・ 地 域 振 興 班	危機管理における市役所内（総合支所を含む。）の調整及び部内の他班の所掌に属しない業務及び部内各班の連絡調整に関する こと。	総括班
		本部長及び副本部長の秘書に関すること。	
		各部における国及び県に対する要望書並びに資料の作成の総合調整に関すること。	渉外班
		国及び県からの視察団の総合調整に関すること。	
		部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		災害についての広聴及び市民の苦情、陳情、相談等の処理に係る市役所内の調整に関すること。（臨時相談所への派遣も含む。）	情報収集・広報班
		放送事業者との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。	
		広域活動その他広報に関すること。	
		プレスルームの運営及び報道時業者に対する情報提供に関する こと。	
		放送事業者に対する警報・特別警報の放送及び警報・特別警報の解除の放送、避難の指示及避難の指示の解除の放送、緊急通報の放送の求めに関する こと。	
		インターネットを利用した、災害に係る情報の提供に関するこ と。	
		災害についての写真の収集及び記録並びに県及び関係機関への 広報等に関すること。	
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	政 情 策 報 班	市災害対策本部室等の設営等の確保及び本部内通信回路の設置 等に関すること。	活動支援班

第3章 災害応急対策計画

部 名	班 名	所 掌 事 務	対応する事務局班
		市議会との連絡に関すること。	
		他の市町村等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関すること。	
		職員の動員及び職員の非常招集に関すること。	活動支援班
		要避難地域等における職員の福利厚生に関すること。	
		被災職員（家族を含む。）の集計等に関すること。	
		対応要員の安全確保、食料確保及び宿泊に関すること。	
		対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。	
		被災者情報及び安否情報の個人情報についての取扱いに関すること。	情報収集・広報班
		市民からの問い合わせ、相談対応の調整・協力に関すること。	
		広域活動その他広報に関すること。	
		防災行政無線の統制に関すること。	通信班

第3章 災害応急対策計画

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
総務部	総務班	発災時以降における安否情報の提供に関すること。	
		住民に対する警報・特別警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。	住民避難・安全班
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	財政班	災害対策等経費の予算に関すること。	総括班
		災害対策等に伴う市の起債に関すること。	
		公用車の配車に関すること。	活動支援班
		市役所本庁舎、各総合支所及びこれらの附属施設等の被害に関すること。	情報収集・広報班
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	税務班	市税の減免及び猶予措置に関すること。	総括班
		部内の他班の所掌に属しない業務及び部内各班の連絡調整に関すること。	
		部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		借上げ避難施設に関すること。	救援班
		要配慮者支援班及び避難所運営班の業務に関すること。	
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	契約管理班	義援金品の受付及び配布手続き等に係る庁内調整に関すること。	物資班

第3章 災害応急対策計画

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
市民部	危機管理班	災害対策本部事務局に關すること。	総括班
		水防活動及び水防情報の収集及び通報に關すること。	情報収集・広報班
		避難誘導時及び避難住民等の救援のための食糧品類、寝具、外衣、日用品、その他生活必需品の調達に關すること。（協定締結先からの調達に限る。）	物資班
		消防機関及び自主防災組織に關すること。	救援班
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	市民生活班	被災地における廃棄物の処理及び清掃に關すること。	救援班
		被災地における環境汚染（廃棄物、水、大気・土壌関係に限る。）の応急対策に關すること。	
		緊急時モニタリングに關すること。	情報収集・広報班
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	市民班	部内の他班の所掌に属しない業務及び部内各班の連絡調整に關すること。	総括班
		部内の対応要員の確保及びローテーションに關すること。	活動支援班
		赤十字標章及び特殊標章等の交付等に關すること。	
		安否情報の収集に關すること。	情報収集・広報班
		物価対策の調整に關すること。	
		要配慮者支援班及び避難所運営班の業務に關すること。	救援班
		避難誘導時及び避難住民等の救援のための食糧品類、寝具、外衣、日用品、その他生活必需品の調達に關すること。（協定締結先からの調達に限る。）	物資班

第3章 災害応急対策計画

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
保 健 福 祉 部	社会福祉班（福祉事務所）	部内における安否情報の取りまとめに関すること。	情報収集・広報班
		社会福祉施設（老人福祉施設を除く）等の被害の調査に関すること。	
		社会福祉施設（老人福祉施設を除く）等の応急復旧に関すること。	救援班
		被害者のメンタルヘルスケアに関すること。	
		要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。	
		福祉避難所の運営及び調整に関すること。	
		被害者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。	
		要配慮者支援班及び避難所運営班の業務に関すること。	
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	こども班（福祉事務所）	市立保育所の被害の調査に関すること。	情報収集・広報班
		市立保育所の安否情報の収集及び整理に関すること。	
		市立保育所の応急復旧に関すること。	救援班
		被災した市立保育所の児童に対する保育用品の支給に関すること。	
		被災した市立保育所の児童の保健管理及び学校給食に関すること。	
		被災地における市立保育所の被災児童の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。	
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
高齢福祉班（福祉事務所）	高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。	総括班	
	老人福祉施設及び老人保健施設の被害の調査に関すること。	情報収集・広報班	
	老人福祉施設及び老人保健施設の応急復旧に関すること。	救援班	
	高齢者等の要配慮者対策に関すること。		
	要配慮者支援班及び避難所運営班の業務に関すること。		

第3章 災害応急対策計画

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
保健福祉部	保健班	市保健センター等の医療関係機関等の被害の調査に関すること。	情報収集・広報班
		被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。	救援班
		被災者のメンタルヘルスケアに関すること。	
		市保健センター等の医療関係機関等の応急復旧に関すること。	
		医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。	
		県及び他の医療関係機関との連携及び対処に関すること。	
		被災地における感染症の予防に関すること。	
		環境衛生に関すること。	
		災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。	

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
産業部	農業振興班・農山村振興班	災害復旧予算に関すること。	総括班
		部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		農林業被害、森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査及び被害の取りまとめに関すること。	情報収集・広報班
		農業気象に関すること。	
		農作物の技術対策に関すること。	救援班
		農林業被害、森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関すること。	救援班
		被災農業者に対する農林金融等（他班の所掌に属しないものに限る。）に関すること。	
		避難誘導時及び避難住民等の救援のための主食の調達及び農産物等物資、畜産物の調達に関すること。	
		家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。	

第3章 災害応急対策計画

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
産業部	農業・山村振興班	救援に関する措置用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあつせん及び森林管理局との連絡に関すること。	救援班
		家畜救護対策に関すること。	住民避難・安全班
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	商工班	協力事業者等による災害対策等の支援に関すること。	活動支援班
		商工関係施設の被害の調査に関すること。	情報収集・広報班
		商工関係施設の応急復旧に関すること。	救援班
		被災事業者等に対する各種資金の提供及び被災者に対する就業のあつせんに関すること。	
		避難誘導時及び避難住民等の救援のための食糧品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達（協定締結先からの調達を除く。）及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。	物資班
		班名	所 掌 事 務
		班名	所 掌 事 務
	観光交流班	部内の他班の所掌に属しない業務及び部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		協力事業者等による災害対策等の支援に関すること。	活動支援班
		外国人に対する支援に関すること。	
		観光関係施設の被害の調査に関すること。	情報収集・広報班
		観光関係施設の応急復旧に関すること。	救援班
		借上げ避難施設に関すること。	
		被災事業者等に対する各種資金の提供及びあつせんに関すること。	物資班
		緊急物資等の受入れ及び配送に関すること。	

第3章 災害応急対策計画

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
産業部	観光交流班	避難誘導時及び避難住民等の救援のための食糧品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達（協定締結先からの調達を除く。）及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。	物資班
		広域陸上輸送拠点等における緊急物資等の受入・配送施設に関すること。	

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
建設部	建設班	災害復旧予算に関すること。	総括班
		部内の他班の所掌に属しない業務及び部内各班の連絡調整に関すること。	
		部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		土木関係の被害の取りまとめに関すること。	情報収集・広報班
		公共土木施設（道路、橋りょう、河川、砂防関係施設）、土砂災害、雪崩災害、市営住宅の被害の取りまとめ及び通行不能な箇所の調査に関すること。	
		生活交通関係の被害の調査に関すること。	
		都市施設の被害の調査に関すること。	
		公共土木施設（道路、橋りょう、河川、砂防関係施設）、土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。	救援班

第3章 災害応急対策計画

		通行路線の調整（自衛隊等の調整を含む。）に関すること。	住民避難・安全班
		緊急輸送路の確保及び道の駅等の施設利用に関すること。	
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	都市整備班	市営住宅等の一時使用及び市営住宅の応急復旧に関すること。	救援班
		収容施設及び臨時の医療施設等の建設、災害関係住宅に関すること。	
		収容施設等の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。	
		被災建築物の相談に関すること。	
		都市施設の応急復旧に関すること。	
		市施設の応急的営繕工事に関すること。	
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	下水道班	部内の災害等の取りまとめに関すること。	総括班
		下水道施設の被害の調査に関すること。	情報収集・広報班
		ライフラインの供給状況等に係る情報収集に関すること。	
		下水道施設の応急復旧に関すること。	救援班
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	水道班	水道施設等の被害の調査に関すること。	情報収集・広報班
		被災地における飲料水の供給に関すること。	救援班
		水道施設等の応急復旧に関すること。	
		生活等関連施設（取水施設、貯水施設、浄水施設及び貯水池）の安全確保に関すること。	住民避難・安全班
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	会計班	義援金品の受付及び配布手続き等に係る庁内調整に関すること。	物資班

第3章 災害応急対策計画

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
教 育 部	教育総務班	部内の他班の所掌に属しない業務及び部内各班の連絡調整に關すること。	総括班
		教育委員会内各班の連絡調整に關すること。	
		部内の対応要員の確保及びローテーションに關すること。	活動支援班
		避難施設の開設支援に關すること。	救援班
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	学 校 教 育 班	市立幼稚園、小・中学校の被害の調査に關すること。	情報収集・広報班
		市立幼稚園、小・中学校の安否情報の収集及び整理に關すること。	
		市立幼稚園、小・中学校の応急復旧に關すること。	救援班
		被災した市立幼稚園、小・中学校の園児・児童及び生徒に対する学用品の支給に關すること	
		被災した市立幼稚園、小・中学校の園児・児童及び生徒の保健管理及び学校給食に關すること。	
		被災地における市立幼稚園、小・中学校の被災園児・児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに關すること。	
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	生涯学習班	社会教育施設及び体育施設等の被害の調査に關すること。	情報収集・広報班
		借り上げ避難施設に係る教育委員会内の調整に關すること。	救援班
		避難住民等の救援のための通信設備の確保に關すること。	

第3章 災害応急対策計画

部名	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
教 育 部	文 化 班	市民からの問合せ、相談対応の調整・協力に関すること。	情報収集・広報班
		プレスルームの運営及び報道事業者に対する情報提供に関する こと。	
		ボランティア情報の収集及び提供に関すること。	
		文化財の被害の調査に関すること。	
		住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関 すること。	住民避難・安全班
		文化財及び美術館等の収蔵品の保全に関すること。	救援班
班名		所 掌 事 務	対応する事務局班
中央公民館班		市民からの問合せ、相談対応の調整・協力に関すること。	情報収集・広報班
		社会教育施設等の被害の調査に関すること。	
		プレスルームの運営及び報道事業者に対する情報提供に関する こと。	
		避難住民等の救援のための通信設備の確保に関すること。	
		ボランティア情報の収集及び提供に関すること。	住民避難・安全班
		住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関 すること。	
班名		所 掌 事 務	対応する事務局班
議会事務局班		被災地等における緊急通行車両の確認証明書の発行等に関する こと。	活動支援班
		避難誘導時及び避難住民等の救援のための食糧品類、寝具、外 衣、日用品、その他生活必需品の調達に関すること。(協定締結 先からの調達に限る。)	物資班
		赤十字標章及び特殊標章等の交付等に係る庁内調整に関するこ と。	住民避難・安全班
班名		所 掌 事 務	対応する事務局班
農業委 員会班		農地及び農業用施設の被害の調査に関すること。	情報収集・広報班
		農地、農業用施設の応急復旧及び農業水利の確保に関すること。	救援班

第3章 災害応急対策計画

班名		所 掌 事 務	対応する事務局班
監査委員事務局班		市民からの問合せ、相談対応の調整・協力に関すること。	情報収集・広報班
		プレスルームの運営及び報道事業者に対する情報提供に関すること。	
		避難住民等の救援のための通信設備の確保に関すること。	
		ボランティア情報の収集及び提供に関すること。	
		住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。	住民避難・安全班
班名		所 掌 事 務	対応する事務局班
選挙管理委員会事務局班		市民からの問合せ、相談対応の調整・協力に関すること。	情報収集・広報班
		プレスルームの運営及び報道事業者に対する情報提供に関すること。	
		避難住民等の救援のための通信設備の確保に関すること。	
		ボランティア情報の収集及び提供に関すること。	
		住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。	住民避難・安全班
支所	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
各総合支所	住民班	危機管理における総合支所内の調整及び支所内の他班の所掌に属しない業務及び支所内各班の連絡調整に関すること。	総括班 (総合支所班)
		支所内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班 (総合支所班)
		市民からの問合せ、相談対応の調整・協力に関すること。	情報収集・広報班
		安否情報の収集に関すること。	(総合支所班)

第3章 災害応急対策計画

支所	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
各 総 合 支 所	住 民 班	現地災害対策本部に関すること。	総括班
		発災時以降における安否情報の収集に関すること。	情報収集・広報班 (総合支所班)
		防災行政無線の統制に関すること。	通信班 (総合支所班)
		水防活動及び水防情報の収集及び通報に関すること。	救援班 (総合支所班)
		被災者のメンタルヘルスケアに関すること。	
		被災地における感染症の予防に関すること。	
		防災行政無線の統制に関すること。	
		避難誘導時及び避難住民等の救援のための食料品類、寝具、外衣、日用品、その他生活必需品の調達に関すること。(協定締結先からの調達に限る)	物資班 (総合支所班)
		消防機関及び自主防災組織に関すること。	住民避難・安全班 (総合支所班)
		赤十字標章及び特殊標章等の交付等に関すること。	活動支援班 (総合支所班)
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	産 業 建 設 班	農林業、農林業施設の被害の調査及び被害の取りまとめに関すること。	情報収集・広報班 (総合支所班)
		商工、観光関係施設の被害の調査に関すること。	
		避難誘導時及び避難住民等の救援のための主食の調達及び農産物等物資、畜産物の調達に関すること。	物資班 (総合支所班)
		農林業、農林業施設の応急復旧に関すること。	救援班 (総合支所班)
		商工、観光関係施設の応急復旧に関すること。	
	産 業 建 設 班	土木関係の被害の取りまとめに関すること。	情報収集・広報班 (総合支所班)
		公共土木施設（道路、橋りょう、河川、砂防関係施設）、土砂災害、市営住宅の被害の取りまとめ及び通行不能な箇所の調査に関すること。	
		生活交通関係の被害の調査に関すること。	
		ライフラインの供給状況等に係る情報収集に関すること。	

第3章 災害応急対策計画

支所	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
各 総 合 支 所	産業建設班		
		被災建築物の相談に関すること。	救援班 (総合支所班)
	班名	所 掌 事 務	対応する事務局班
	住民班	市立小・中学校の被害の調査に関すること。	情報収集・広報班 (総合支所班)
		市立小・中学校の安否情報の収集及び整理に関すること。	救援班 (総合支所班)
		市立小・中学校の応急復旧に関すること。	救援班 (総合支所班)
		被災した市立小・中学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	
		被災した市立小・中学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	
		被災地における市立小・中学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。	
班名	所 掌 事 務	対応する事務局班	
要配慮者支援班	避難支援プランに関すること。	社会福祉課、こども課、高齢福祉課、税務課、市民課職員により編成	
	要配慮者に対する情報伝達に関すること。		
	要配慮者の避難支援業務に関すること。		
	福祉避難所等に関すること。		
班名	所 掌 事 務	対応する事務局班	
避難所運営班(要配慮者支援班)	避難施設の運営体制の整備に関すること。	社会福祉課、高齢福祉課、税務課、市民課職員により編成	
	避難所の開設及び運営に関すること。		
	避難所における安否情報の収集に関すること。		
	避難所における要配慮者対策(要配慮者用窓口の設置・福祉避難室の開設等)に関すること。		
班名	所 掌 事 務	対応する事務局班	
消防団	災害への対処(救急・救助を含む。)に関すること。	活動支援班	
	住民の避難誘導に関すること。	住民避難・安全班	

注 各班について、上記以外の業務以外に次の業務が共通業務として含まれる。

- 1 所属職員及び家族の被災状況の把握に関すること。
 - 2 管理する施設、設備及び備品の被害状況の把握に関すること。
 - 3 事務局班及び措置実施班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。
 - 4 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。
 - 5 所属職員の安全確保に関すること。
 - 6 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。
 - 7 事務局班から要請があった場合における、災害対策実施班対応要員の派遣に関する
こと。
 - 8 所掌事務に係る応急普及計画の作成及び実施に関すること。
 - 9 公用令書の交付及びこれに伴う損失の補償に関すること。
 - 10 行動記録の作成に関すること。
 - 11 その他事務局長の命ずること。
- ※ 平素の担当部局と、災害対策本部設置時の所掌事務が異なる場合もある。

第3章 災害応急対策計画

3 災害対策本部員会議

- (1) 災害対策本部員会議(以下「会議」という。)は、庁議室で開催する。
- (2) 災害対策本部員は、所掌事項に関する必要な資料を会議に提出する。
- (3) 災害対策本部員は、会議の招集を求めるときは災害対策本部事務局長(副市長)にその旨申し出る。

第3 災害対策本部事務局

市は、災害対策本部に「喜多方市災害対策本部組織編制表」に掲げる各部を置き、防災に関する所掌事務の円滑なる遂行及び防災活動に即応する体制を確立する。

- 1 災害対策本部事務局長(以下、「事務局長」という。)は、副市長をもって充てる。
- 2 災害対策本部事務局次長(以下、「事務局次長」という。)は、危機管理課長をもって充てる。
- 3 各部長は所管する措置実施班の活動状況や、災害対策に関する全般の情報及び資料の収集及びその整備に努め、災害対策本部員会議において報告し、その会議において災害対策本部長の決定した内容を、迅速かつ的確に措置実施班に対し指示を行う。
- 4 措置実施班長には課長等を充て、所属する対策本部事務局の部長から支持があった場合は、迅速かつ的確に班員に対し指示を行う。

第4 現地災害対策本部の設置

(1) 現地災害対策本部の設置

本部長(市長)は災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、各総合支所管内等設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織・事務分掌は、その都度本部長が定めるものとする。

(2) 災害発生時における災害対策本部及び市の組織の業務

災害発生時における市の業務は、非常時として災害対策本部による業務を優先するとともに、喜多方市行政組織規則に定める事務分掌と

関連して、災害発生時に対応が必要なものについて実施する。

第5 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における救助体制は、市長が別に定める。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため職員の配備基準、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にする。

第1 配備基準

- 1 非常配備の種別、内容、時期等の基準については、別表「非常配備に関する一般基準」のとおりとする。
 - (1) 本部は被害の防除及び軽減並びに災害発生後における、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため非常配備の体制をとるものとする。
 - (2) 各班長は事務分掌に基づき、班ごとの配備基準を定めこれを班員に徹底しておくものとする。

別表「非常配備に関する一般基準」

1 配備要員数

(1) 事前配備

ア一① 本庁における災害対策本部設置前

指揮者：市民部長

配備職員：危機管理班、建設班、農業振興班、農山村振興班の職員の10%

ア一② 総合支所における現地災害対策本部設置前

指揮者：総合支所長

配備職員：住民班、産業建設班の職員の10%

種別	配 備 内 容	配 備 時 期
事前配備	情報連絡のため、関係各課の所要の人員をもって当たるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、次の各注意報の1以上が発令され、なお警報の発令が予想されるときで、市民部長（総合支所長）が配備を決定したとき。 (1) 風雪注意報 (2) 強風注意報 (3) 大雨注意報 (4) 大雪注意報 (5) 洪水注意報 (6) その他 2 その他必要により市民部長（総合支所長）が当該配備を指令したとき。

(2) 警戒配備

(2)一① 本庁における応急対策本部設置前

指揮者 : 市民部長

配備職員 : 危機管理班の職員の30%、建設班、農業振興班、農山村振興班、社会福祉班、こども班、高齢福祉班の職員の20%

(2)一② 総合支所における現地応急対策本部設置前

指揮者 : 総合支所長

配備職員 : 住民班の職員の30%、産業建設班の職員の20%

種別	配 備 内 容	配 備 時 期
警戒配備	関係各課の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、次の各警報等の1以上が発令されたとき。 (1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 (3) 大雨警報 (4) 大雪警報 (5) 洪水警報 (6) 土砂災害警戒情報 (7) その他 2 震度4の地震が発生したとき。

第3章 災害応急対策計画

(3) 喜多方市応急対策本部の配備

(3)一① 本庁における応急対策本部設置後

指揮者：市長

配備職員：

危機管理班6人（危機管理課6人）

建設班8人（建設課4人、都市整備課4人）

農林班4人（農業振興課2人、農山村振興課2人）

福祉班6人（社会福祉課4人、高齢福祉課2人）

こども班4人（こども課2人、学校教育課2人）

(3)一② 総合支所における現地応急対策本部設置後

指揮者：総合支所長

配備職員：

住民班

熱塩加納総合支所住民課4人

塩川総合支所住民課5人

山都総合支所住民課4人

高郷総合支所住民課4人

産業建設班

熱塩加納総合支所産業建設課2人

塩川総合支所産業建設課3人

山都総合支所産業建設課2人

高郷総合支所産業建設課2人

種別	配備内容	配備時期
応急対策本部	自然現象の発生に伴い、災害発生の危険が予見される場合において、警戒配備を補完し、災害対策本部設置前の全庁的な対応のための体制とする。	(1) 非常に強い勢力の台風、福島県及び隣県に上陸する台風、迷走する台風などが発生し、本市への影響が見込まれる場合 (2) 本市において、局地的に短時間で非常に激しい降雨が発生する場合や、雨が数日間継続し、土砂災害の危険性が高まる場合 (3) 概ね次の積雪量を超える降雪が見込まれる場合 ① 喜多方地区 100cm (字御清水東地内の観測値)

		② 熱塩加納地区 150cm (熱塩加納総合支所敷地内の観測値) ③ 塩川地区 100cm (塩川総合支所敷地内観測値) ④ 山都地区 150cm (山都総合支所敷地内観測値) ⑤ 高郷地区 150cm (高郷総合支所敷地内観測値) なお、上記のほか、山都地区においては宮古地内の、高郷地区においてはふれあいランド高郷地内の、その他の地区においてはそれぞれ必要な箇所の積雪観測値も勘案するものとする。 (4) 本市において、地すべりが発生し被害拡大の危険が見込まれる場合 (5) 本市又は隣接市町村（福島県会津若松市、北塩原村、西会津町、磐梯町、会津坂下町、湯川村、山形県米沢市、飯豊町）を震源とする地震が発生し、本市で震度4もしくは震度3を観測した場合 (6) (1)～(5)に該当しない自然現象の発生に伴い、災害発生の危険が予見される場合

第3章 災害応急対策計画

(4) 第一非常配備

(4)―① 本庁における災害対策本部設置後

指揮者 : 市長

配備職員 : 全職員の50%

(4)―② 総合支所における現地災害対策本部設置後

指揮者 : 総合支所長

配備職員 : 全職員の50%

種別	配 備 内 容	配 備 時 期
第一非常配備	関係各課の所要の人員をもって当たるもので、突発的災害に対し応急措置をとり救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズにできる体制をとり、速やかに第二非常配備に移行できる体制とする。	1 市域に局地的災害が発生し、さらに複数地域で災害が予想されるとき。 2 震度5弱以上の地震が発生し、又は、甚大な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

(5) 第二非常配備

(5)―① 本庁における災害対策本部設置後

指揮者 : 市長

配備職員 : 全職員

(5)―② 総合支所における現地災害対策本部設置後

指揮者 : 総合支所長

配備職員 : 全職員

種別	配 備 内 容	配 備 時 期
第二非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、複数地区について救助活動を行い又その他市内全域に被害が拡大するのを防止できる体制とする。	1 市内の全域にわたって災害が発生したとき。 2 気象（波浪を除く）及び火山噴火に関する特別警報が発表されたとき 3 震度6弱以上の地震が発生したとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

第2 活動要領

1 事前配備下の活動

- (1) 危機管理班（各総合支所住民班）は、気象情報連絡機関（第3章第4節第1に定める気象警報・注意報等発表機関、会津地方振興局、喜多方広域消防本部等）から、気象情報、対策情報等を確実に収集するとともに、現地の情報及びラジオ、テレビ等の情報も収集し、直ちに市民部長（総合支所長）に報告する。
- (2) 各班長は、相互に情報を交換して当該情勢に対応する措置を検討する。
- (3) 事前配備につく職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機する。
- (4) 事前配備を行う各班の責任者は、危機管理班（各総合支所住民班）からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。
- (5) 事前配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減する。

2 警戒配備下の活動

- (1) 市民部長（総合支所長）及びその他の関係班長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- (2) 市民部長（総合支所長）は災害に関する情報及び市民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、災害情報連携システム、電話、広報車、FM放送等をもって、市民に対して速やかにその周知を図る。
- (3) 市民部長（総合支所長）は関係各班長と相互の連絡を密にし、客観的に情勢を判断し応急措置を行う。
- (4) 警戒配備につく職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機する。
- (5) 警戒配備を行う各班の責任者は、危機管理班（各総合支所住民班）からの情報又は連絡に即応して、随時待機職員に対し必要な指示を行う。
- (6) 事前配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減する。
- (7) 各班長は、次の措置をとり、その状況を随時、市民部長（総合支所長）に連絡する。

ア 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。

イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。

第3章 災害応急対策計画

- (8) 市民部長（総合支所長）及びその他の関係班長は、速やかに非常配備に移行できる体制をとる。

3 第一非常配備下の活動

- (1) 第一非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時、事務局長を經由し本部長に報告する。
- (2) 本部の機能を円滑ならしめるため、災害対策本部室を本庁庁議室、本部員室を本庁大会議室に設置する。
- (3) 事務局長及び各部長は情報の収集及び伝達の体制を更に強化する。
- (4) 事務局長及び各部長は関係各班長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要のある都度随時これを本部長に報告する。
- (5) 各班長は次の措置をとり、その状況を随時事務局に連絡する。
- ア 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
- イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
- (6) 本部長は、必要に応じ災害対策本部員会議を招集する。

4 第二非常配備下の活動

第二非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時事務局長に報告する。

5 記録の励行

本部長の発する指令等又は部長が発する指示連絡等の伝達若しくは市民、会津地方振興局長等から本部あての報告、要請、照会等の受領に当たる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、常にこれを記録し、その伝達及び受領の確実を期する。

第3 動員の伝達方法

動員の伝達は、市民部長（総合支所長）より危機管理課（住民課）職員を通じて、あらかじめ定められたルートにより、一般加入電話等によるほか、ビジネスチャットツール、携帯電話のメール配信等により伝達する。

第4 非常参集等

職員は、勤務時間外・休日等において、災害が発生し又は発生するおそれがあることを覚知したときは、非常配備に関する一般基準に基づき、直ちに市役所庁舎又はあらかじめ指定された場所に参加し配備につく。

ただし、職員は、住居若しくは参集先又はその経路上において、気象特別警報が発表されている又は避難指示や緊急安全確保が発令されているなど、直ちに参集することが危険と判断される場合は、所属長に連絡することとし、所属長は、職員の安全が確保されるよう参集時期を指示するものとする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、危機管理班へ直ちに報告する。

第3節 相互応援協力

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

第1 防災関係機関への応援要請

市長は市の災害応急措置を実施するにあたり、市職員のみではマンパワーが不足し、的確かつ円滑に行うために必要があると認めるときは、各関係機関及び民間団体組織の応援（協力）を求める。

1 行政機関に対する応援要請

- (1) 市長は市域内に災害が発生した場合において、災害応急対策（広域避難対策、市役所機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認められるときは、災害対策基本法第68条の規定により、県知事に対し応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは、応援のあつせんを求め又は災害応援対策の実施を要請する。
- (2) 市長は市域内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要が認められるときは、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村長に対し応援を求める。
- (3) 市長は市の災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、災害対策基本法29条の規定に基づき、指定行政機関の長に対し知事との協議の上、職員の派遣を要請する。
- (4) 市長が知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由
 - イ 応援を要請する機関名
 - ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
 - エ 応援を必要とする場所、期間
 - オ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - カ その他職員の派遣について必要な事項

- (5) 市長は市の災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、消防組織法第21条の規定により、消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

2 県からの情報連絡員（県リエゾン）との連絡体制

本市で災害対策本部を設置する災害が発生した場合等において、県から派遣される情報連絡員（県リエゾン）との連携により情報連絡体制の確保及び各種災害情報の共有を図り、迅速な対応を行う。

第2 国に対する応援要請

1 市長の応援職員派遣要請

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法29条）。
- (2) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。
- (3) 上記(1)及び(2)により職員の派遣の要請及びあつせんを行う場合、あらかじめ知事に協議しなければならない。

2 職員応援派遣要請手続き

市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、市長が、内閣総理大臣（知事）に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、市は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3章 災害応急対策計画

第3 民間事業者との災害時応援協定

1 市における協定

市においては、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備する。

第4 公共的団体等との協力

市は区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のことへの協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行い、これらの団体等の協力業務及び協力方法についても明確にしておく。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他の関係機関に連絡すること。
- 2 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 3 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- 4 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 5 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- 6 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- 7 被害状況の調査に協力すること。
- 8 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 9 罹災証明書交付事務に関すること。
- 10 その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会等をいい、防災組織とは自主防災組織及び災害時の住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び企業等の防災組織をいう。

第4節 災害情報の収集伝達

本市に風水害等の災害が予想されるとき、警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより伝達する。

災害時における災害の情報収集・報告・伝達は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定など災害応急対策の基本であり、その任務に当たる者は適正かつ迅速に行う。

第1 気象警報・注意報等について

1 定義と種類

(1) 定義

予 報：観測の成果に基づく現象の予想の発表。

注意報：気象現象により災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

警 報：重大な災害が発生するおそれのある旨を警告して行う予報。

特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。

情 報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 種類

ア 注意報

- ・ 気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報
 - (現象名を冠した注意報)
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷(雪)注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - 融雪注意報
- ・ 土砂崩れ注意報
(注意報事項を気象注意報に含めて行う)
- ・ 浸水注意報
(注意報事項を気象注意報に含めて行う)
- ・ 洪水注意報
- ・ 水防活動用気象注意報(大雨注意報をもって代える)
- ・ 水防活動用洪水注意報(洪水注意報をもって代える)
- ・ 阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報(阿賀川：氾濫注意報の表題で発表)

イ 警報

- ・ 気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
 - 大雪警報
- ・ 土砂崩れ警報
(警報事項を気象警報に含めて行う)
- ・ 浸水警報
(警報事項を気象警報に含めて行う)
- ・ 洪水警報
- ・ 水防活動用気象警報(大雨警報をもって代える)
- ・ 水防活動用洪水警報(洪水警報をもって代える)
- ・ 阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報(阿賀川：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表)

ウ 特別警報

- ・ 気象特別警報
 - 大雨特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報
 - 大雪特別警報
- ・ 土砂崩れ特別警報

（特別警報事項を気象特別警報に含めて行う）

エ 注意報、警報及び特別警報の実施要領

- (ア) 前記の注意報、警報及び特別警報は、注意報、警報及び特別警報の必要がなくなった場合解除する。また、その種類にかかわらず、これらの注意報、警報及び特別警報が継続中に新たに発表されたときは、切り替える。
- (イ) 2つ以上の注意報、警報及び特別警報が同時に発表される場合もある。
- (ウ) 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に、土砂崩れ警報及び浸水警報は、その警報事項を気象注意報、土砂崩れ特別警報は、その特別警報事項を気象特別警報に含めて発表する。

オ 情報

(ア) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記載せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。

なお、大雨特別警報が発表された場合は、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害

がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒を呼びかけられる情報で、福島県と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(ウ) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表現の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

岸や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。

(エ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクル（危険度）で確認する必要がある。

(オ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突

風の発生する可能性が高まった場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

(カ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨と高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(キ) キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(ク) 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び

降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

カ その他

(ア) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に福島県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

(ウ) 大気汚染気象通報

大気の汚染に関連する気象の状態及び気象に関する予想を大気汚染による公害の防止措置を行っている福島県等に対して伝達される。

2 特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準

(1) 発表基準

ア 特別警報

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

イ 警報

暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 18m/s以上（白河特別地域気象観測所 20m/s以上）、海上 20m/s以上
暴風雪	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 平均風速が18m/s以上（白河特別地域気象観測所 20m/s以上）、海上20m/s以上
大雨	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

第3章 災害応急対策計画

	高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。
洪水	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。
大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 〔会津〕北部、中部平地40cm以上、山沿い50cm以上 南部55cm以上、〔桧枝岐60cm以上〕 〔中通り〕北部、中部平地25cm以上、山沿い35cm以上 南部平地30cm以上、山沿い35cm以上 〔浜通り〕北部、中部平地25cm以上、山沿い30cm以上 南部平地20cm以上、山沿い30cm以上
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。
波浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 有義波高が 6 m 以上。

※ 平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上、ただし、中通り北部の茂庭（標高 200m）は山沿い扱いに、中通り南部の白河（標高355m）は平地扱いとする。

ウ 注意報

強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 平均風速が陸上12m/s(白河特別地域気象観測所の観測値は14m/s)以上、海上15m/s以上
風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 平均風速が陸上12m/s(白河特別地域気象観測所の観測値は14m/s)以上、海上15m/s以上
大雨	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 〔会津〕北部 平地20cm以上、山沿い25cm以上 中部 平地20cm以上、山沿い30cm以上 南部 30cm以上、〔桧枝岐40cm以上〕 〔中通り、浜通り〕平地10cm以上、山沿い20cm以上
濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下。

第3章 災害応急対策計画

雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥	空気の乾燥により火災が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8 m/s以上。 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下。
なだれ	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上。 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
着氷・着雪	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがある場合に発表される。 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合。
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがある場合に発表される。 早霜期、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下。注：早霜期は農作物の成育を考慮し実施する。
低温	低温により災害が発生すると予想される場合。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 (夏期)最高、最低または平均気温が平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く。 (冬期) [中通り中部・北部の平地、浜通りの平地]最低気温-8℃

	以下、または-5℃以下の日が数日続く。 [中通り南部の平地]最低気温-10℃以下、または-7℃以下の日が数日続く。 [会津の平地]最低気温-12℃以下、または-9℃以下の日が数日続く。
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想される場合に注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
波浪	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合。有義波高が3m以上。
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合に発表される。

※ 平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上、ただし、中通り北部の茂庭（標高200m）は山沿い扱いに、中通り南部の白河（標高355m）は平地扱いとする。

エ 指定河川洪水予報

(ア) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、

氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(イ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表

第3章 災害応急対策計画

される。

高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

- (ウ) 氾濫危険情報（洪水警報）は、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続している場合、または、3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる場合に発表される。

いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

- (エ) 氾濫発生情報（洪水警報）は、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

- (オ) 基準地点と基準水位

単位：m

水系(河川)	観測所名(所在)	水防団 待機水位 (レベル 1)	氾濫 注意水位 (レベル2)	避難判断 水位 (レベル3)	氾濫 危険水位 (レベル4)	計画高 水位
阿賀野川水系 日橋川	南大橋 (塩川町字西ノ新田)	2.60	3.20	3.50	4.60	5.37
阿賀野川水系 阿賀川	山科 (慶徳町山科)	1.80	2.70	6.30	7.70	7.83
阿賀野川水系 大塩川	熊倉 (熊倉町都字諏訪後)	1.20	1.80	2.63	3.03	—
阿賀野川水系 田付川	高吉 (豊川町豊川町米室字高吉)	1.00	1.20	1.70	2.13	—
阿賀野川水系 濁川	半在家 (熱塩加納町熱塩加納町加納)	1.00	1.20	—	—	—
阿賀野川水系 濁川	山郷道下 (松山町松山町大飯坂)	1.20	1.80	2.80	3.10	—
阿賀野川水系 一ノ戸川	寺内 (山都町小舟寺)	1.20	1.50	—	—	—

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線を超過し、土砂災害発生の危険性が高まった場合に福島県と福島地方

気象台が共同で発表する。

カ 顕著な大雨に関する気象情報

現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下(ア)～(エ)すべての条件を満たした場合。

- (ア) 解析雨量(5kmメッシュ)において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500km²以上
- (イ) (ア)の形状が線状(長軸・短軸比2.5以上)
- (ウ) (ア)の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
- (エ) (ア)の領域内の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を超過

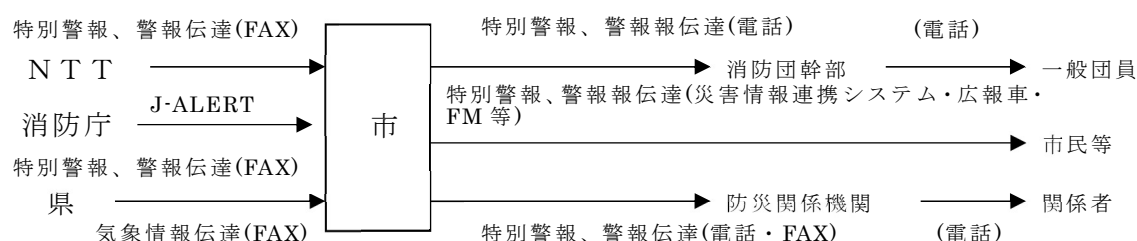
※ 情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

キ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。

福島県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析された場合である。

ク 特別警報、警報、注意報等の通知及び周知



ただし、特別警報にあつては、喜多方警察署からも市に伝達される。

3 市における「気象警報等、注意報及び情報等の取扱要領」は次のとおりである。

(1) 気象警報等及び霜注意報の受領並びに伝達

福島地方気象台から県を経て市に通知される気象業務法及び消防法に基づく、特別警報、警報、注意報、気象情報及び火災予防のための気象通報（以下「気象通報等」という。）は、霜注意報を除き、危機管理課長が受領し、霜注意報については農業振興課長が受領するものとする。

(2) 危機管理課長及び農業振興課長は前項により、受領した場合は、速やかに部内及び関係先へ必要な伝達を行うとともに、重要と認められるものについては上司に報告するものとする。

特別警報が発表されたときは、住民へ周知する。

(3) 危機管理課長は、関係機関及び発見者等から異常気象が刻々と推移し、災害の発生のおそれがあるような現地の情報を受領したときは、その内容により、速やかに上司に報告するとともに、関係部署へ所要の連絡を行うものとする。

(4) 危機管理課長は、関係機関及び発見者等から洪水の発生のおそれがあるような雨量、水位又は、流量の状況その他の水防に関する情報を受領したときは、その内容により、速やかに上司に報告するとともに、関係部署へ所要の連絡を行うものとする。

(5) 夜間休日等の気象通報等及び霜注意報の取扱い

市に通知される上記警報等の夜間休日等の取扱いは宿直者が受領、記録し、「休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領」により必要な連絡を行うものとする。

(6) 受領伝達に関する業務担当者と記録の整備

ア 気象通報及び霜注意報の受領、伝達に関する取扱いの責任を明らかにするため、あらかじめ各部において業務担当者を定めて危機管理課長へ届け出しておくものとする。

イ 受領、伝達に関する記録については、日直日誌に記録するものとする。

4 危機管理課長及び農業振興課長の伝達相当区分表

伝達責任者及び気象通報等の担当区分		伝達先
【危機管理課長】 気象特別警報 気象警報 気象注意報 気象情報 火災気象通報 各種警報 各種注意報 気象情報 【農業振興課長】 霜注意報	大雨、暴風、暴風雪、大雪 暴風雪、大雪、暴風、大雨洪水 大雨、融雪、雷、洪水、強風、濃霧、乾燥、なだれ、風雪、着氷雪、低温 水防関係を除く （水防関係） 水防法に基づく水防警報等	伝達責任者は、それぞれ上記の「気象特別警報、気象警報、注意報及び情報等の取扱要領」によりの確に通報するものとする。

5 災害対策基本法第54条第4項により気象庁、県及び関係機関に通報義務を持つ事項

- (1) 気象に関する事項
著しく異常な気象、例えば竜巻、強い降雪
- (2) 地象に関する事項
地震関係、頻発地震
- (3) 通報の宛て先は、福島地方気象台を原則とする。

6 休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領

- (1) 災害発生（被害）報告の受信及び通報
受信内容については宿日直日誌に記録し、直ちに連絡体制表によって通報すること。

通報の区分	通 報 先			受 信 の 要 点
	課 名	順位	職 名	
災害で下記以外に該当するもの	危機管理課	1 2	消防防災担当 課長	(1)受信日時及び発信者名 (2)災害発生年月日
霜注意報等農業に関するもの	農業振興課	1 2	農業振興担当 課長	(3)場所 (4)被害要因 (5)被害の概要

注1 特定の部を指定して通報があった場合は、上記の通報と併せて当該部の責任者へ通報すること。

第3章 災害応急対策計画

(2) 気象通報の受信及び通報

受信内容を宿日直日誌に記録し、直ちに次の区分により通報すること。

連 絡 先		種 類
課 名	職 名	
危機管理課	消防防災担当	暴風雪、暴風、大雨、大雪、洪水の警報、 注意報
農業振興課	農業振興担当	霜注意報、低温等農業に関する気象情報

第2 被害情報の収集、報告

1 被害状況報告

(1) 被害状況の掌握

災害による被害が発生した場合における各部門別の被害の状況は、別紙（第3章第1節の事務分掌）によりそれぞれの所管事項に関し、関係各係において掌握するものとする。各係において掌握した被害の状況は各部毎にとりまとめ危機管理班に報告するものとする。

ア 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害状況を優先して収集するものとする。

イ 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

ウ 各班長はそれぞれの所掌事項に関し掌握した被害の状況を次により事務局に通知するものとする。

(ア) 被害が累増する見込みのときは、集計日時を明記し随時通知する。

(イ) 被害の全般の状況が把握されているか否かを明らかにするとともに、これが不明の地域について班の範囲を通知するものとする。

(ウ) 通知の様式は、被害状況報告書（資料9）に定めるところによる。

(2) 夜間及び休日等の被害報告の収集及び通報の要領

被害が予想される状況下にある場合には、おおむね関係各係は待機し掌握に努めるものとするが、予想されない突発的な被害等については、住民等の通報により被害を覚知した場合には、宿日直者は直ちに災害連絡体制により連絡するものとする

2 関係機関への情報の伝達

県及び防災関係機関への情報の伝達は、関係機関情報連絡図により行うものとする。

(1) 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、市→県（災害対策本部情報班）→国（総務省消防庁）へ

第3章 災害応急対策計画

と、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により関係機関情報連絡図に基づいて行う。

ア 県（災害対策本部情報班）への報告

（ア） 県への報告に当たっては、総合防災情報システムにより行うことを基本とする。

（イ） 被災等により総合防災情報システムが使用できない場合、市は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。

（ウ） なお、いずれの場合においても、市が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

イ その他

大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市はその状況を直ちに総務省消防庁及び災害対策本部情報班に報告する。

（2） 市から県への報告

市は、県に応急対策の活動状況対策本部設置状況を連絡し、応援必要性等を連絡する。

ア 報告の種類

（ア） 概況報告

被害速報被害が発生した場合に行う報告

（イ） 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告、なお被害が増加する見込みのときは、集計日を明記する。

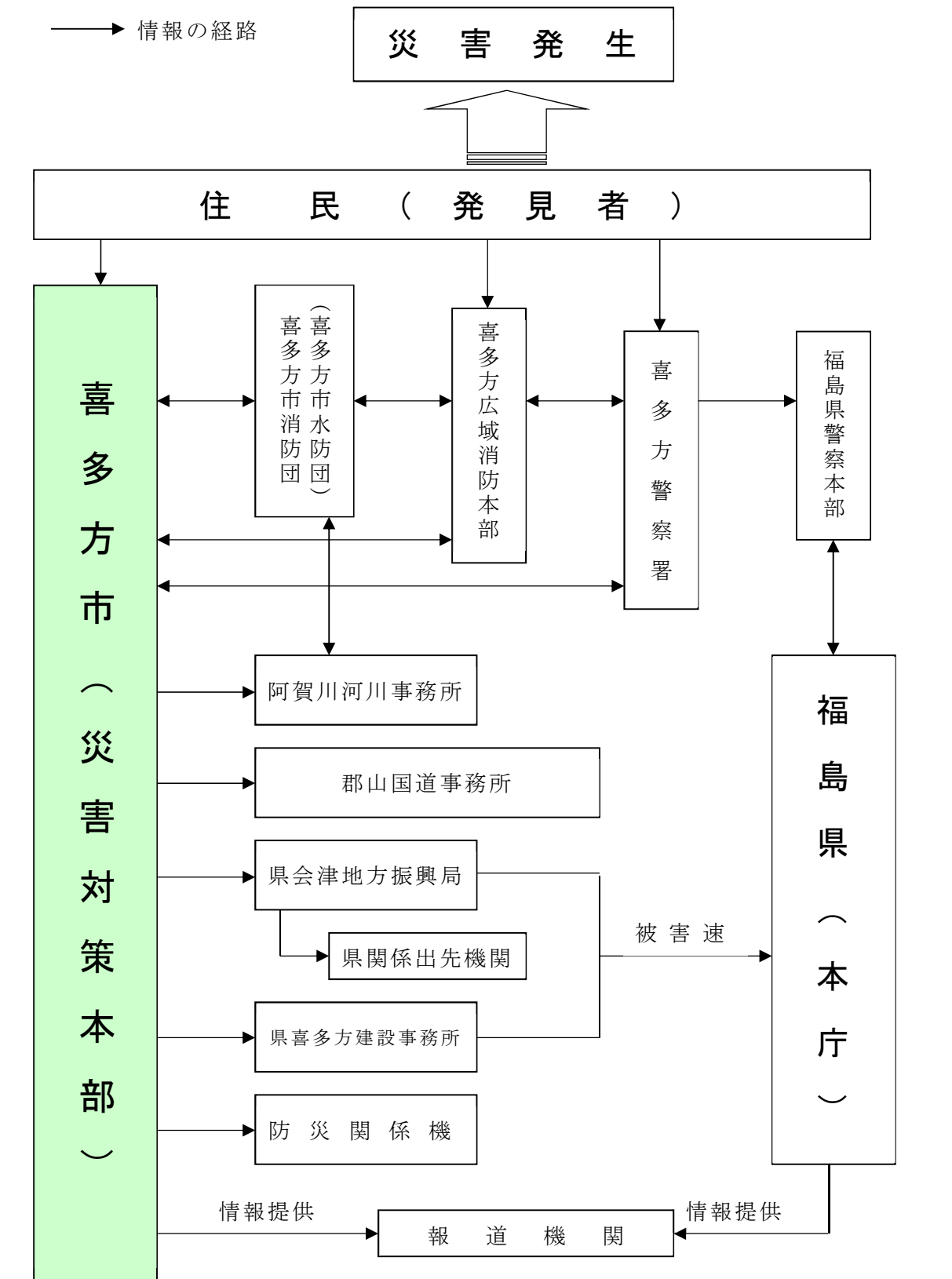
（ウ） 確定報告

被害の状況が確定し行う報告

イ 報告の様式

（ア） 報告様式は、県が別に定める被害報告書様式による。

（イ） 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に沿った内容に準じて行う。



3 現地の状況確認

県は、市長と直接連絡を行うホットライン方式による情報収集を行う仕組みをあらかじめ定め、大規模な災害により地方振興局が被災し、市町村からの被害情報の収集が困難となった場合の情報を補完するため、ホットライン方式を用いて災害発生直後の情報収集を行う。

第5節 通信の確保

災害時には、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 市は災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。
- (2) 市は災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信及び市災害情報連携システム及び総合情報通信ネットワークにより速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

設備の状況を監視しつつトラヒック（電話呼の流れる量）コントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

- (4) 市及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行う。

その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時には、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

- (1) 非常無線通信の利用

市は一般加入電話及び災害情報連携システム等が使用不能になったときは、警察通信設備や非常通信協議会及びアマチュア無線、赤十字奉仕団等の協力を得て無線通信施設の利用を図る。

第3章 災害応急対策計画

第2 災害情報連携システムの運用

災害情報連携システムは、災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため、また、各種の防災活動に関する諸情報の伝達収集の役割を担うものである。

第3 通信途絶における措置及び非常無線通信の運用

災害時における通信途絶は常に想定される問題であり、この対策措置等については、災害の種別により各々異なるところであるが、災害時における通信情報の確保の重要性から次の要領のいずれかを活用して的確な通信を行う。

1 公衆通信における非常通報の取扱い

災害時における通報は、特に急を要する通信であるために、公衆電気通信法によって「非常電報、非常通話」及び「緊急電報、緊急通話」の優先度が定められている。

2 専用通信施設における非常通報の取扱い

- (1) 有線の専用通信施設のあるものは、警察、鉄道、電力会社等であり、非常通報には利用できることになっている（公衆電気通信法第64条）ので、技術面について関係機関との協議を整えておく。
- (2) 災害発生時は、無線による通信が多くなることが想定される。このため本庁舎内に設置してある無線電話の通信開始時期、取り扱われる通信の内容等について、通信訓練により習熟する機会を設けるとともに、円滑な活用を図るため関係機関等と相互に協議しておく。

3 非常通信実施時期

非常通信は、次の2つの場合その取扱いを開始する。

- (1) 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することが著しく困難であるときに、非常通報を疎通するために無線局が実施すること。
- (2) 非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、非常通報を疎通するために総務大臣が無線局に実施を命じたとき。

4 非常通報として取り扱われる通信内容及び送信順位

非常通報の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとされてい

る。

- (1) 人命の救助に関する通報
- (2) 天災の予報に関する事（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- (3) 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- (4) 遭難者救援に関する通報
- (5) 通信、電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- (6) 鉄道線路の復旧、道路の修理、被災者の輸送、経済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- (7) 被災地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
地方防災会議会長、災害対策本部長
- (8) 電力設備の修理復旧に関する通報
- (9) その他の通報

第6節 災害広報

災害時において、被災地住民及び市民に正確な災害情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、市は災害発生後速やかに広報活動を展開する。

第1 広報活動

市は区域内の防災関係機関と調整を図り、住民の不安や動揺を防ぎ、被害の軽減のため、災害情報連携システム、広報車、ホームページやSNS、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・FM放送、既存のコミュニティFM放送局、ラジオの広報番組などの協力を得ながら、次のとおり広報活動を実施する。

なお、被災者（避難者）が必要とする情報は、

- ①避難誘導段階
- ②避難所設置段階
- ③避難所生活段階
- ④仮設住宅設置段階
- ⑤仮設住宅での生活開始段階

などで、災害発生から時間経過に伴い刻々と変化していくことから、被災者（避難者）の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努める。

市は、観光客等本市の地理に詳しくない一時的な滞在者に対して、安全で円滑な避難行動を行うために必要な情報提供を行う。

第2 広報内容

1 住民に対する広報の方法

- (1) 住民に対して広報する場合は、いたずらに人心を動揺させることを避け、災害状況等を確実に広報する。
- (2) 住民に対する広報は、災害情報連携システム、広報車、電話、消防団による広報等により短時間に最も要領を得るよう広報する。
- (3) 災害発生の広報は、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項とする。

- (4) 災害発生後は、災害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況等とする。
- (5) 指定された避難所以外に避難した避難者への支援に関する情報も併せて行う。
- (6) 県及び市は、Ｌアラート（災害情報連携システム）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達する。

2 地域の応急対策活動に関する情報

- (1) 救護所の開設に関すること。
- (2) 交通機関及び道路の復旧に関すること。
- (3) 電気水道の復旧に関すること。

3 安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報

4 その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）

- (1) 給水及び給食に関すること。
- (2) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
- (3) 防疫に関すること。
- (4) 臨時災害相談所の開設に関すること。
- (5) 避難者への支援策に関すること。

5 観光客等に対する広報

観光客等に対する広報の方法は、「1 住民に対する広報の方法」に準じる。また、外国人観光客に対する広報の方法は、第3章第23節第5に準じる。

市は、観光客等に対し、災害情報や交通情報等、速やかに居住地へ帰宅するため必要な情報の提供に努める。

市は、帰宅困難な観光客等に対し、一時避難場所や避難所等の情報提供を行う。

第3 市町村間の協力による広報

市は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第7節 水害・土砂災害応急対策

水害応急対策は、水防法(昭24年法律 第193号)第25条の規定に基づき、洪水に際し、水災を警戒し防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、同法第10条による洪水予報の通知等を受けたときから、洪水による危険が解消するまでの間の実施運用等を示したものであり、詳細は喜多方市水防計画として別に定める。

土砂災害応急対策は、土砂災害に関わる各種情報に基づき、住民に対する避難指示及び避難誘導を実施する。

第1 水害応急対策

1 水防の責任

(1) 水防管理団体の水防責任

水防管理団体は、水防法第3条の規定により、その区域の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 水防組織

(1) 水防管理団体の役割

市の水防事務を総括する。(地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等(以下、「水防団等」という。)への出動指令(水防法第10条の7)、他の水防管理者等の応援要請(同法第16条)、決壊の通報(同法第18条)、避難立退の指示(同法第22条)等の業務を行う。)

(2) 水防管理団体は、所轄水防団等の活動状況を常に把握し、的確な連絡体制をとる。

(3) 水防管理団体が設置する水防組織の事務分掌、設置基準、非常配備体制等は、県水防本部の基準等を参考に適宜定め、水防計画書に明記する。

3 水防活動

(1) 監視、警戒活動

水防管理者は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長(消防団分団長)に対しその通報を通知し、必要団員に火災及び水門、樋門等の巡視を行うように指示する。

また、異常を発見した場合には、直ちに河川管理者に報告する。

(2) 水防活動の実施

管理者は、監視及び警戒により水防活動が必要と認められた場合には、水防活動を実施する。

また、水防活動内容を直ちに所轄建設事務所長に報告する。

第2 土砂災害応急対策

1 土砂災害警戒情報

土砂災害発生危険性の危険性は、判定の対象区域を1km毎のメッシュに区分し、区分ごとに土砂災害の緊迫した危険を予想するためのCL（土砂災害発生危険基準線、土砂災害警戒情報の発表・解除の基準に記載のとおり。）を設定し、当該区域に係る60分雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超えるかどうかにより判定する。

土砂災害発生危険性が高まったとき、避難指示の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。

また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報を補足する情報）の提供に努める。

(1) 市における情報伝達

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。夜間や早朝に突発的に局地的大雨が発生した場合には、エリアを限定した伝達など市内各地域の実情に応じ災害情報連携システム等により実施する。

また、住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

2 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 市における情報伝達

ア 市は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時又はパトロール等

第3章 災害応急対策計画

により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

イ 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 土砂災害等の調査

ア 市は、国、県とともに、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

イ 市は、国、県から連絡・通知を受けた土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(4) 応急対策工事の実施

国、県及び市は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難指示等の実施

市は、国、県から提供された土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示及び避難

誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

3 土砂災害緊急情報

(1) 市における情報伝達

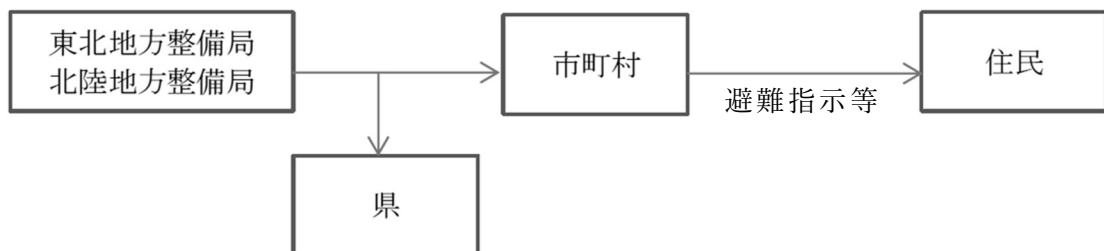
市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(2) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

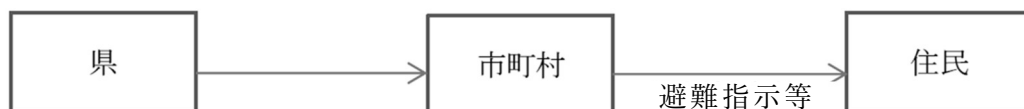
ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(3) 調査結果の通知

ア 国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市町村に通知する。また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

イ 県（河川港湾総室）は、地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市町村に通知

第3章 災害応急対策計画

する。また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を市に通知する

第8節 救急・救助

災害発生時において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係者の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、市民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

- 1 自主防災組織、事業所の防災組織及び市民は、次により自主的な救助活動を行う。
 - (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
 - (3) 救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し、早期救助を図る。
 - (4) 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察等と連絡を取りその指導を受ける。
- 2 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。
 - (1) 救助技術、救助活動の習熟
 - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 市（消防機関を含む）による救助活動

- 1 災害により救出を要する事態が発生した場合、市は消防機関との協力により救助活動を行うとともに、地元警察署、自主防災組織及び事業所等関係機関と連絡を密にしながら救助作業を実施する。

第3章 災害応急対策計画

なお、その状況については逐次、県に報告する。

- 2 被災者の救助活動が被害甚大等のため、市及び消防機関等による救出が困難な場合は、県に対し救助活動の実施を要請し、知事に自衛隊の災害派遣を要請するとともに、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行う。

また、必要に応じて市長は、県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊及びヘリコプター等の応援を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
 - (2) 応援を必要とする人員・資機材等
 - (3) 応援を必要とする場所
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- 3 市は市内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行う。
 - (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
 - (3) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、無線装置の有効的な配備による当該地域との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
 - (3) 自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
 - (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
 - (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 救助

1 救出の対象者

救出の対象となる者は、災害のため現に生命が危険な状態にあり、救助を要する状態におかれている者をいう。その他の負傷者に対しては出来る限り消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。

2 救助の方法

- (1) 喜多方市消防団を班に区分し、救出班を編成する。災害による救出を必要とする事態が生じたときは、直ちに警察機関に連絡するとともに、直ちに救出に当たり、その状況を県に報告する。
- (2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各関係との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じて市長等が指示する。
- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し消防防災及び自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- (5) 救出現場には、負傷者に応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、防災機関は速やかに医療機関へ搬送する。
- (7) 消防機関は、医療救護班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

3 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜査として扱う。）に完了する。

ただし、特に必要があると認められる場合にはこの限りではない。

第9節 自衛隊派遣要請

市長は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事(県災害対策本部総括班)に対して、自衛隊災害派遣要請をする。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等
- 3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路、水路等交通路上の障害物除去
- 7 診察、防疫、病虫害防除等の支援（大規模な伝染病等）
- 8 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送
- 9 給食、給水
- 10 入浴支援
- 11 救援物資の無償貸与又は譲与（防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与などに関する総理府令第13条、14条）
- 12 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- 13 予防派遣（災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合）

【具体的な要請例】

- a 除雪等にあたって、特殊な技術、装備、資機材等を使用する場合
- b 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によ

って対処ができない場合

- c 居住地域に重大な被害をもたらす火山活動の恐れが高く切迫した状態で、噴火警報（レベル5「避難」又はレベル4「高齢者等避難」）が発令された場合で、他の機関の応援だけでは対処ができない場合
- d 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合

14 その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

市長は、市内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要と認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領

市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、会津地方振興局長を経由して、知事（危機管理総室）へ要求する。ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合には電話等により直接知事（危機管理総室）に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに会津地方振興局長に連絡する。

(1) 提出連絡先 知事（危機管理総室）

(2) 提出部数 2部

(3) 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

3 市長不在時の対応

災害派遣要請等を判断する市長が不在時の非常時においては、副市長が決定し、それも困難な場合には企画政策部長を第2順位、総務部

第3章 災害応急対策計画

長を第3順位とする。

4 災害派遣活動の内容

活動内容は、人命又は財産保護のための諸活動、土木作業、航空機車両による救援、救助、輸送及び無線機による通信支援等である。

5 災害派遣担当部隊

陸上自衛隊福島駐屯地第4 4 普通科連隊第3 科

電話 024-593-1212 内線235

(県総合情報通信ネットワーク811-280-01)

時間外 福島駐屯地当直司令 内線302

(県総合情報通信ネットワーク811-280-02)

第3 自衛隊の自主派遣

市長が通常の派遣要求ができない場合は、本市の駐屯地司令の職にある部隊長に対して災害の状況を通知する。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知する。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、その旨を通知する。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

駐屯地司令の職にある部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げる。

- 1 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められていること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4 その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

市長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連携協力する。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資機材等の準備

知事及び市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡体制の確立

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、対策本部又は現地対策本部に市と自衛隊共同の連絡所を設置する。

4 派遣部隊の受入れ

知事は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、市長及び関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受け入れの体制を整備する。

- (1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として現地対策本部又は市と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図る。

- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3 m×8 m）

第3章 災害応急対策計画

- (5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m並びにヘリポート周辺に仰角60度以上の工作物等がないこと。）

第5 経費の負担区分

派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 県、市の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 自衛隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置を取ったときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の撤去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

なお、その際、自衛官の措置に伴う損失及び損害の補償については、市が行う。

第7 派遣部隊の撤収

市長は、災害派遣の目的が達成された時は、会津地方振興局長を経由

して知事に撤収を要請する。この際次の事項について十分協議を行う。

- 1 市、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整
- 2 行方不明者の搜索の場合、家族との調整

第10節 避難及び避難所の設置・運営

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導を行なわなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

また、避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、体育館、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

第1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の伝達

市長は風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、緊急安全確保※、避難指示、高齢者等避難の指示を行う。

※立退き避難が安全にできない可能性がある場合など、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、自らの判断でその時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

1 避難の実施時期

(1) 実施の責任者及び基準

緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の実施責任者は次のとおりであるが、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

詳しくは、内閣府マニュアル、県計画と整合を図り別に定める。

	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難（警戒レベル3情報）	市長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき
避難指示（警戒レ	市長 （災害対策基本法	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体

第3章 災害応急対策計画

ベル 4 情報)	第60条)	屋内での退避等の安全確保措置の指示	を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮による氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	市長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認められるとき。又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し又は特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル 5 情報)	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	市長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等 緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予

測値がある。

判断に技術的な知識が必要な場合は、関係機関に指導を求める。

イ 土砂災害

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討する情報は、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）とする。、この他、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土壌雨量指数と60分雨量等を組み合わせた土砂災害警戒情報の判定に用いる情報、土壌や斜面の勾配、植生等を参考にする。

判断に技術的な知識が必要な場合は、関係機関に指導を求める。

ウ 火山

噴火警報（居住地域）、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）又は噴火警戒レベル5（避難）の発表

エ その他

市町村で定める基準に達したとき

(3) 指定行政機関等による助言

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

2 避難指示の内容

避難指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難の指示を行った者は、概ね次により必要な事項を通知する。

(1) 知事への報告

市長は避難のための立退きの指示、立退き先の指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、次の事項について速やかにそ

の旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア 避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の有無
- イ 避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難及び屋内での待避等の安全確保措置の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 住民への周知

市は自ら避難指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、計画に基づき迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 市長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条 市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

2 指定行政機関等による助言

市は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求め

第3章 災害応急対策計画

られた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定し、必要な区域を定めてロープ等により警戒区域の表示をしておき、その区域への立ち入りの制限、禁止等の措置をとる。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は災害のため生命、身体 of 危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である市長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。

2 避難指示等の伝達

市は、災害情報連携システムと併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、消防団や自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次のことに留意して行う。

- (1) 避難経路はできる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すこと。

- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば隣組等の単位で行うこと。
- (6) 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

4 避難及び避難誘導

小中学校にあっては、各学校の教職員、各団体の職員が当たり、その他一般住民については消防団員が当たる。

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらに老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

市は地域住民、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療、救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

市は消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導

させる。

5 避難順位等

避難の順位は、おおむね次の順序による。

- (1) 傷病者
- (2) 高齢者
- (3) 歩行困難な者
- (4) 幼児
- (5) 学童
- (6) 女性
- (7) 上記以外の一般住民
- (8) 災害応急対策従事者
- (9) ペット

6 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品、（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学校の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）など危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

第4 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、市長が実施する。
- (2) 市が壊滅的な被害を受け避難所の設置が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、本市で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合は、相互応援協定等により、受入れ先となる市町村に避難所の開設を要請する。

2 市長の措置

市長は市地域防災計画であらかじめ指定避難所（資料編14）を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し避難所を設置した場合は、速やかに避難者にその場所を周知し収容すべき者を誘導し保護に当たる。

なお、あらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成にも努める。

(1) 避難所の開設

市長は市地域防災計画に基づき、災害の態様に配し安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

各避難所の責任者は市職員の中から災害対策本部長が指名する。

責任者は避難所の維持、管理、運営を行い、避難所に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその収容状況を毎日災害対策本部長に報告し、必要帳簿類を整理する。その報告を受け本部長は県に報告する。

ア 開設報告事項

- (ア) 避難所開設の日時及び場所
- (イ) 箇所数及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み

イ 整備帳簿類

- (ア) 避難所設置及び収容状況（資料編19のとおり。）
- (イ) 避難所収容者名簿（資料編16のとおり。）
- (ウ) 避難所収容台帳（資料編17のとおり。）
- (エ) 避難所用物品受払簿（資料編18のとおり。）
- (オ) 避難所開設用施設及び器物借用簿（資料編20のとおり。）
- (カ) 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品払証拠書類

(2) 避難所の周知

市長は避難所を開設した場合、速やかに地域住民に周知するとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、災害情報連携システムやホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県、県警察及び自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における市長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

ア 避難者の収容

第3章 災害応急対策計画

イ 避難者に対する給水、給食措置

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNP0・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 避難者に対する生活必需物資の供給措置

オ 避難者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器の設置を図る。）

カ 感染症対策

市は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

キ その他被災状況に応じた応援救援措置

避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女共同参画の視点や、高齢者、妊産婦、育児等に配慮する。

(4) 県有施設の利用

県は、市長の要請に応じ、避難者を一時収容するため、県有施設の一部を提供し、施設管理者は、市長が行う収容活動に協力する。

なお、施設管理者は、収容の用に供する施設の部分を明示して提供し、収容した避難者の管理は、市長が実施する。

(5) その他の施設の利用

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

第5 避難所の運営

1 避難所運営の主体

(1) 避難所には、市災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う市職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を依頼する。

(2) 市長は行政区、婦人会、婦人消防隊、自主防災組織、防災士、NPO・ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じ、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(3) 行政区、婦人会、婦人消防隊、自主防災組織、防災士、ボランティア等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により避難者が秩序ある避難生活を送ることができるよう努める。

(4) 避難所の運営に関し、あらかじめ定めておいた職員を配置する。

(5) 避難所においては、避難者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、市や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するとともに、多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意する。また、市では自主運営組織の立ち上げを円滑に進めるため、ガイドラインの策定に努める。

(6) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な避難者への物資の配布拠点となることも考慮して、市は避難所の運営を行う。

2 住民の避難先の情報把握

市は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

第3章 災害応急対策計画

避難所の設置者は必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる。

- ア 畳、マット、カーペット、簡易ベッド
- イ 間仕切り用パーティション、簡易テント
- ウ 冷暖房機器
- エ 洗濯機・乾燥機
- オ 仮設風呂・シャワー
- カ 仮設トイレ
- キ テレビ・ラジオ
- ク インターネット情報端末
- ケ 簡易台所、調理用品
- コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。

孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、無線装置の有効的な配備による救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。

4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等避難者一人ひとりの多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

5 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅避難者等及び車中生活をおくる避難者への支援

市は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅や親戚・知人家にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る避難者に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

市は関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した避難者の避難状況及び自宅に留まっている避難者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解に基づき避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（市施設等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

6 積雪・寒冷対策

震災対策編第2節第14に準じた対策を行う。

第6 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職

第3章 災害応急対策計画

員及び入所者に対し避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては過度の不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

市は災害情報連携システム、広報車による広報、有線電話、又はコミュニティFM等を活用し、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

県及び市はラジオ、テレビ等マスメディア等を通じ多言語による避難等の情報伝達に努める。

2 避難所における配慮等

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することになった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

市は医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣する。

(3) メンタルヘルスケアの実施

市は県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対し、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

(4) 栄養・食生活支援の実施

市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品や、調理方法等に関する相談を行う。

また、市は避難の長期化等を考慮して、栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する場合は、管理栄養士指導のもと必要に応じ県や関係団体等と連携し実施する。

なお、市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとし、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

(5) 施設・設備の整備

市は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

第7 広域的な避難対策**1 県内市町村間の避難調整****(1) 市内全域が被災し広域避難を行う場合**

市内全域が被災し広域避難を行う場合は、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない避難者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(2) 広域避難を受入れる場合

第3章 災害応急対策計画

広域避難を受け入れる場合は、被災市町村と協力して避難所の開設や避難所の運営を行う。

第8 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

市は、災害が発生した場合において、避難者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る避難者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 避難者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 避難者の同居の親族である場合、避難者の住所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 避難者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、避難者の負傷又は疾病の状況
- ウ 避難者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、避難者について保有している安否情報の有無

2 避難者の同意又は公益上必要があると認める場合

市は、避難者が照会に際してその提供について同意している安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認められるときは、必要と認める限度において、避難者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等公表

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第11節 医療(助産)救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、被災地の住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保してその保護を図るとともに、災害発生時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関、各防災関連機関及び自主防災組織との密接な連携の下に一刻も速い医療(助産)救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被災状況等の収集、把握

市は医療(助産)救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を市民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等について速やかに収集・把握に努める。

第2 医療(助産)救護活動

1 医療(助産)救護班の編成

医療及び助産の実施は、「福島県災害救急医療マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ、地区の医療機関の協力を得て、医療(助産)救護班を編成し、救護活動を行う。

被害が甚大化し災害救助法が適用された後に医療(助産)救護の必要があると認めたときは、県に対し医療(助産)救護の要請を行う。

医療(助産)救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて市長が決定する。

(1) 医療(助産)救護班の編成基準

医師1名・看護師1名・連絡員1名の3人体制とする。(状況に応じ増員する。)

2 医療(助産)救護班の活動

- (1) 診療(死体検案・身元確認を含む。)
- (2) 分娩の介助及びその前後の措置
- (3) 医療施設への搬送要否(主に重症患者)の決定
- (4) 応急処置、その他の治療及び施術
- (5) 薬剤又は治療材料の支給

- (6) 看護
- (7) その他医療（助産）救護に必要な措置

3 医療機関、医薬品の調達

- (1) 医療機関
市内医療機関を中心とする。
- (2) 医薬品販売店
市内医薬品販売店を中心とする。

4 救護所の設置

災害の規模、災害者等の状況により必要に応じて設置する。また、災害救助法が適用された後に、医療・救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

5 医療実施状況の報告

医療（助産）救護班の編成出動及び実施状況並びに患者移送、病院等による医療実施状況を医療（助産）救護班編成、活動記録簿に準じて報告事項発生的都度県に報告する。

6 整備帳簿類

整備する帳簿類は、資料編40～資料編45による。

7 傷病者搬送

- (1) 医療救護及び助産救護の介護を行った者のうち、さらに医療行為を必要とする重傷の患者は、後方医療機関へ搬送する必要があるか否か判断する。
- (2) 市は、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
重傷者などの場合は必要に応じて県（消防防災ヘリコプター）及び自衛隊に対しヘリコプターの手配を要請する。
- (3) 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市及び医療（助産）救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。
この際、要請を受けた県、市及び医療（助産）救護班及び医療機関等は、医療機関の被災情報や搬送経路など状況を踏まえ、収容先医療機関を確認のうえ搬送する。

また、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる

第3章 災害応急対策計画

場合においては、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターの手配を要請する。

8 医療スタッフ等の搬送

市は医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療（助産）救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第3 助産

災害の発生によって助産の実施を要する場合は、医療（助産）救護班、助産機関等により助産の実施に当たるものとし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任のあった場合のほか、知事の補助機関として助産の実施に当たる。

1 助産実施状況の報告

助産実施の都度、その状況を医療（助産）救護班の編成及び活動状況記録簿及び助産台帳に準じて県に報告する。

2 整備帳簿類

- (1) 助産名簿台帳（資料編46）
- (2) 助産関係支出証明書類

第4 医療品等備蓄供給体制

災害時の救護活動に必要な医療品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱・災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

第5 人工透析の供給確保

市は被災地内における人工透析医療機関の稼動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第12節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 輸送計画

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- (2) 医療、助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済物資等の運搬のための輸送
- (6) 死体捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
 - カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料
- (2) 第2段階

第3章 災害応急対策計画

第1段階に加え、

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路の確保

1 緊急輸送路の確保

- (1) 各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第2章 第10節 緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

- (2) 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、各道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

2 陸上搬送拠点の確保

市はあらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び物資受け入れ拠点の管理者の協力を得ながら物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市は災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

その際は、避難所と臨時離着陸場の二重の指定を避ける。

第3 車両等の確保及び調達

車両等の確保及び調達にあっては緊急を必要とするので、迅速かつ適確に行う。

なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

第4 緊急輸送路の情報の集約と提供

県は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

市は、県から受けた指示に従い、緊急通行車両の通行ルートの確保を図る。

第13節 警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予想される。これに対し、市民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序等の維持等の活動が重要となる。

第1 警備体制

1 職員の招集

喜多方警察署は災害発生後速やかに、あらかじめ定められた方法により職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

2 災害警備本部等の設置

喜多方警察署は災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、所要の規模の災害警備本部等を設置する。

3 警察災害警備部隊の運用

喜多方警察署は被災状況の全体把握に努めるとともに、災害の規模、状況等に応じて、自署以外の災害警備部隊の出動を県警察本部に要請する。

4 警備活動

(1) 災害情報の収集

喜多方警察署は被災状況等の情報収集確保に当たる。

(2) 救出援助活動

喜多方警察署は把握した被災状況に基づき、災害警備隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、喜多方広域消防本部等の防災機関と連携して救出援助活動を行う。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、緊急の場合を除き、市と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

(4) 死体検分

喜多方警察署は市と協力し、死体検分場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体検分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

(5) 二次災害防止措置

喜多方警察署は二次災害の危険箇所を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市災害対策本部に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

(6) 社会秩序の維持

喜多方警察署は被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

喜多方警察署は被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

(8) 相談活動の実施

喜多方警察署は市等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努める。

(9) ボランティア活動の支援

喜多方警察署は自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第2 交通規制措置**1 被害状況の把握****(1) 交通情報の収集**

喜多方警察署は災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の破損状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進する。

2 被災地への流入抑制と交通規制の実施

喜多方警察署は被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、

第3章 災害応急対策計画

迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混乱緩和のための措置を行う。

(1) 被災地区への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図る。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、隣接市町村と連絡を取りながら広域的に行う。

(2) 交通規制の方法

ア 標示の設置による規制

公安委員会は災害が発生し又は発生しようとしている場所、及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に、災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するための標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行う。

ウ 迂回路対策

公安委員会は幹線道路等の通行禁止を実施する場合、必要に応じて迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

エ 広報活動

公安委員会は交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知する。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外

交官関係の車両であって、特別の番号標を有しているものを除く)。

イ 確認手続

知事又は公安委員会（喜多方警察署）は、車両の使用者の申し出により、当該車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書については、当該車両に備え付ける。

※「標章」の様式（災害対策基本法施行規則第5条 別記様式第2号）

(4) 緊急通行車両の確認手続

ア 公安委員会は緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行う。

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して令第33条第1項に定める確認を行う。

ウ 公安委員会は確認の申請等の処理について、知事と必要な調整を図る。

エ 公安委員会は緊急通行車両の確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させる。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し又は駐車しなければならない。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

第3章 災害応急対策計画

- (1) 警察官は通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。
この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)について警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第14節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 防疫組織

- (1) 県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。
- (2) 知事の指示に従い、感染症予防委員をおく。

2 予防教育及び広報活動

県の指導のもと、パンフレット、リーフレット等あるいは衛生組織等の関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、社会不安の防止に留意する。

3 感染症予防委員

感染症予防委員は、各行政区の保健委員を充て防疫活動に従事できる体制を取るよう指導する。

4 被害状況の把握

被害状況を迅速かつ適確に把握するとともに、防疫薬剤等の調達の参考に資する。

5 報告

- (1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、その他参考となる事項について、速やかに管轄保健所長を経由して県あて報告する。

- (2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式(5)）に記載する事項を毎日県

へ報告する。

6 消毒の実施

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）第17条及び第29条第2項の規定により、県の指示に基づき、市が管内における道路、溝きょ、公園等の公共の場所を中心に実施する。
- (2) 実施に当たっては、感染症新法施行規則に従い薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

7 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) 感染症新法第28条第2項の規定により、県の指示に基づき実施し、また、薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に設置する。

8 生活の用に供される水の供給

- (1) 感染症新法第31条第2項の規定により、県の指示に基づき速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

9 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による県の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

10 患者等に対する措置

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、法の規定により、県の指示を受け、速やかに隔離収容の措置をとる。交通途絶等のため伝染病隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

ただし、やむを得ない理由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対して、自宅隔離を行う。

11 避難所の防疫指導等

避難所の設備等は応急仮設的であり、多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の恐れがあるため、県防疫職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めること。

12 栄養指導

(1) 栄養指導班の編成及び派遣

県（健康衛生総室）・市は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士等を派遣したり、保健指導班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

(2) 栄養指導活動内容

ア 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

市等が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

ウ 食生活相談者への相談・指導の実施（災害弱者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品や、調理方法等に関する相談を行う。

エ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄

第3章 災害応急対策計画

養管理上の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

13 保健指導

市の保健師・管理栄養士等は、災害の状況によっては避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状態の把握に努める。

14 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

第2章第11節第3の7に定めたことその他、県と連携して感染拡大の防止を図る。

また、患者の病状に応じて、移送や医療機関の受診等、適切な処置を行う。

第2 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

被害の状況に応じ、関係機関の協力を得ながら、精神科診療体制を確保する。

2 被災者のメンタルヘルスケア

被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ精神科医療チームを避難所等に巡回させメンタルヘルスケアを実施する。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

入院医療及び保護を必要とする被災者のため、関係機関の協力を得ながら、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第3 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

市は防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達に努める。

第4 動物（ペット）救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が、飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、市では避難所の設置にあたり、ペット等家庭動物の受入れに対し、防疫・衛生対策を講じる。

被災により取り残された飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等、災害時における動物の管理等について、警察・消防等の協力を得ながら必要な対策を講じる。

第15節 廃棄物処理対策

災害時においては、汚物、土砂、木材等の散乱あるいは堆積等により、衛生環境が悪化し、伝染病流行の原因となるので、災害によって発生したがいれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 ごみ処理

1 ごみ排出量の推定

災害時には通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと予想される。

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、速やかな廃棄物処理に努める。

災害廃棄物発生量は、全壊家屋一戸当たり5トン、半壊家屋一戸当たり2トンを目安とし、災害廃棄物処理計画を勘案して設定する。

2 収集体制の確保

市は被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。

さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講じる。

また、ごみ収集車両については、市が委託しているごみ収集業者並びに市保有運搬車両にて行うが、必要に応じて建設業者等の保有車両の応援を要請する。このため、市は、あらかじめ民間の清掃関連業界並びに建設業関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく必要がある。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集が行われ

るよう、市は第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期に処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、市は必要に応じて生活環境保全等の支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) がれき等

がれき等の処理については、市又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理する。国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害により上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが予想されるため、上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、市は、水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に、処理量が増加すると考えられるため、緊急における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

予測数値基準として、し尿排出量は1人1カ月分として46ℓとし、被災世帯の処理量の他に、焼失家屋便槽のし尿分等を加えて推定する。

2 収集体制の確保

被災地に対する近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的な処理を崩さないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講じる。

また、防疫上不要になった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び器材の確保を図る。

第3章 災害応急対策計画

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障害者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿、及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行う。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対応するため、普段より水の汲み置き等を指導する。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講じる。

第3 がれき処理

1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには、地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。市は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定結果等から事前にその発生量を想定しておく必要がある。なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35トン、非木造1.20トンを目安とする。

2 処理体制の確保（仮置場の確保・分別収集体制の確保）

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、

あらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

また、発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別が効果的であるため、喜多方市災害廃棄物処理計画に基づき具体的な分別手法についてあらかじめ定め、処理事業者等と情報共有を図る。

第4 廃棄物処理施設の確保

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、広域組合処理施設及び民間廃棄物処理施設に依頼するなど、協力が得られるよう体制を整えておく。

第5 応援体制の確保

市は被災状況を勘案し、市内の処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請する。

また、震災時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃、し尿処理関連業界及び仮設、トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

第6 被害状況報告

市内における被害状況について、第4節災害情報の収集により、県（生活環境部）に報告する。

- 1 ごみ処理施設及びし尿処理施設被害状況並びに被害見込額
- 2 応急復旧工事に要する概算見積額
- 3 塵芥、汚泥等の運搬車両の不足台数
- 4 塵芥、汚泥等収集に要する所要人員の明細
- 5 し尿汲取に要する車両の不足台数
- 6 し尿汲取に要する所要人員の明細
- 7 塵芥、汚物等の収集、処分の方法
- 8 し尿の収集、処分の方法
- 9 その他特に必要と認める事項

第16節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受け、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合、市民の基本的な生活の確保、人身の安定を図ることを目的として、生活の維持に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な援助を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

市は県及び国の協力を得ながら、災害による被災者に対して概ね当初被災者最低1人1日3ℓの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10ℓ、2週目は50～100ℓ、3～4週目は150～200ℓを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行う。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 飲料水の供給

市長は、当該地域に飲料水供給の実施を必要とする場合は、責任者を定めて給水を行う。

(2) 給水対策

ア 市は給水部門を組織し、応急給水を実施する。

イ 市は水道事業者が確保した飲料水ほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は下記の方法により実施する。

(ア) 給水タンクを用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

3 飲料水供給状況報告

飲料水の供給状況を飲料水供給記録簿(資料編32)によって報告する。

4 生活用水の確保

市及び水道事業者は、復旧活動の長期化に備え、災害時協力井戸などにより飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

市は備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食糧、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

ただし、広域に及ぶ大災害で災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

2 調達及び供給

市は調達計画に基づき、地元小売業者等保有の米穀等を調達し、備蓄食料も被災者等に供給する。市内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

炊き出し等による食品の給与を要する場合は、市長が実施する。

ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、炊き出しその他による食品の給与対象罹災者を把握し、災害応急措置の給与期間の範囲内において被災者の食生活を保護し得るよう知事を補助する。

なお災害救助法の適用により、炊き出しその他による食品の給与について知事から委任された場合は、知事の補助機関として県の指示を受けて市長が実施に当たる。

(1) 災害救助法による実施基準

ア 食品給与対象者

(ア) 避難所に収容された者。

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者。

ただし、親戚、知人等に奇遇しそこで食事のできる状態にある

第3章 災害応急対策計画

者を除く。

イ 食品給与基準

災害救助法の基準に基づき実施する。

ウ 食品給与算出費目

(ア) 主食費（米穀等、パン、麺類）

(イ) 副食費（梅干、たくあん、野菜、味噌、醤油等）

(ウ) 燃料

(エ) 品物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等）使用謝金

(オ) 消耗機材（ラップ類、トレイ、はし等）購入費

エ 食品給与期間

災害発生の日から7日以内とする。（ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合の応急食糧品の給与は3日分以内とする。）

4 食品給与対象者の把握

災害救助法による炊き出し、その他による食品の給与は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障が生じた者に応急的な炊き出しを行い、また、住家に被害を受け、一時縁故先へ避難する者に対し、必要な食糧品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護することを目的とするものであるから、迅速に給与対象者を把握して、災害救助法の適用の場合の給与体制を円滑ならしめるようその状況を県に報告する。

5 炊き出しの炊出器材の使用

炊き出しの際の炊事器材は学校給食施設等の機材を使用する。

6 協定に基づく応急物資の調達

市は災害の状況に応じ、市内での給与物資の調達が困難な場合は、災害援助協定締結市町村及び関係機関に対し、食料等の供給及びそれに必要な資機材の提供、衛生知識を有する職員等の派遣を要請する。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方法

市は被災者に対する衣料、生活必需品、被災児童、生徒の学用品その他物資を確保、給（貸）与をして、被災者の応急的な日常生活を確保するため、斡旋又は調達し供給する。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとする。女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行う。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需物資等の調達及び供給

衣料、寝具その他物資の調達について応急的な日常生活の確保を目的とするため、備蓄物資を活用するとともに、調達にあたっては応援協定締結機関並びに市内小売業者及び近隣市町村の小売業者等より調達し被災者へ供給する。市内での調達が難しい場合は、県並びに災害援助協定締結市町村に対して供給の要請を行う。

4 世帯構成員別被害状況及び災害による生活深刻度の把握

災害救助法による救助物資の給（貸）与は、住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他衣料品及び生活必需品を喪失し、又はき損し、これらの家財を直ちに入手することができず、日常生活を営むことが困難な者に一時急場をしのぐために行うものであるから、迅速に世帯構成員別被害状況及び各人の深刻度を把握して救護物資の購入計画を立てる。

5 物資の集積場所

物資の集積場所は、災害状況によってその都度市長が定める。

6 被災者への給与

避難所においては、被災者個々人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第3章 災害応急対策計画

第4 支援物資等の支援体制

県及び市は、避難所等の設置主体が異なる場合であっても、避難所等からの支援物資の要請に応じるよう努めるとともに、必要数量や在庫数量等を情報交換し、提供する物資等の品目や提供量に差が出ないように努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第5 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

(1) 受入物資リストの作成及び公表

市は関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び市の災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するように努める。

2 義援金の受入れ

市はあらかじめ災害義援金の受け入れ体制を整えておく。

第17節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談業務や社会経済安定のための金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

1 建築物応急危険度判定士等の養成

県（建築班）は被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成を行うとともに、災害時において判定士等を迅速かつ効果的に活用するための制度（ボランティア登録制度等）づくりを行う。

- 2 市は、前述の判定士制度の確立に協力するほか、災害時には倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、県に対して「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の派遣要請を行い、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

第2 障害物の除去

1 道路関係障害物の除去対策

(1) 実施機関及び方法

ア 道路上の障害物の除去は、道路管理者が行う。

なお、市が国や県管理道路上の障害物除去の要請を行う場合は、国管理道路は郡山国道事務所、県管理道路は喜多方建設事務所へ要請する。

イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

第3章 災害応急対策計画

(2) 障害物除去の方法

ア 障害物除去の優先道路順位は、以下の順位を基準とする。

(ア) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）

(イ) 災害の拡大防止上重要な道路（例：延焼阻止のために消防隊が防御線をはる道路）

(ウ) 緊急輸送を行う上で重要な道路

(エ) その他応急対策活動上重要な道路

イ 除去に必要な車両、機械、器具の確保方法

(ア) 除去に必要な車両、機械、器具、市内の業者等から借り上げる。

ただし、不足する場合については、知事又は隣接市町村長の応援を求める。

(イ) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械器具に併せて確保する。

2 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市長がその障害物の除去にあたる。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には市が保有する車両、機械、器具、市内の業者等から借り上げ等により実施するが、労力又は機械力が不足する場合は、知事又は隣接市町村長の応援を求める。

また、労力又は機械力が相当不足する場合は、(社)福島県建設業協会からの資機材、労力の提供等協力を求める。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

風水害等により住居又はその周辺に運ばれた土砂、立木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去して被災者の保護を図る。

ア 障害物の除去対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等障害物が運び込まれたも

ので、しかも自らの資力で障害物が除去できないものであること。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行う。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内

3 河川関係障害物の除去対策

風水害により発生した流木等が橋脚などに引っ掛かって、流れを阻害し、橋脚などの構築物を破壊することもあると予想される。さらに、ダムアップ（橋脚に引っ掛かった流木などにより流れがせき止められ、上流側の水位が上昇する現象）による浸水などの危険性も考えられることから河川等管理者は相互の連絡を密にし、障害物の除去に努める。

(1) 実施機関及び方法

ア 河川区域内の障害物の除去については、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行う。

イ 河川管理者は、河川法第22条第1項に規定する緊急措置を行う。

ウ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第29条の規定による緊急措置を行う。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で廃棄物に該当するものについては、最終的には市の設置する廃棄物処分場へ搬入して処分するが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において確保する。

なお、市においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図る。

(1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県・市有地の公共用地を選定する。

(2) 公共用地に適切な場所がないときは、民有地を使用する。この場合

第3章 災害応急対策計画

において、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

5 関係機関との連携

市は国・県の出先機関、市建設業組合等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。

第18節 応急仮設住宅の供与

災害により住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 応急仮設住宅の設置

1 実施機関等

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の立案と実施は、市長が行う。
- (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合は、市長が行う。
- (3) 市は応急仮設住宅の建設及び第3に述べる住宅の応急修理にあたり、資材の調達及び要員の確保について、市建設業組合等に対し協定に基づき協力を要請する。確保困難な場合には、(社)プレハブ建築協会、県建設業協会等に対し、県が締結した協定に基づき協力を要請する。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設実施基準

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は次のとおりとする。

(1) 入居対象者

原則として、災害によって被災し、自らの資力では住宅を得ることができない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住宅がない者、又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅入居者決定のため、住家が全壊、全焼及び流失したものの中から、選定調書によって県が市長の協力を求めて行い、県は状

況に応じて市長に事務委託する。

なお選定に当たっては、高齢者及び障がい者等を優先する。応急仮設住宅該当対象者選定調書の報告書は、資料編36のとおりとする。

(3) 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸当たり平均 29.7 m²（9 坪）を基準とする。

イ 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は、全ての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的に障害が除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 建設場所

早期着工できるよう建設適地の把握に努め、災害の状況により選定する。

なお建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに考慮する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れ、原則として前住所地に設置するが、前住所地に建設できないものについては、市有地等で、できる限り集団的に建設できる場所に設置する。

設置を要する場合は、設置場所の略図（一般人の土地を借上げした場合は、土地貸借契約書を添付）を添えて県へ報告する。

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に 10 戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置する。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業を利用しやすい構造及び設備

を有する福祉仮設住宅を設置する。

(7) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し速やかに建設する。

イ 供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の規定による期限内（最高 2 年以内）とする。

ウ 着工時期の延長

大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の時間を延長することができる。

(8) 応急仮設住宅収容該当者の報告

応急仮設住宅の入居該当者を災害発生後できるだけ早急に県に報告する。

応急仮設住宅入居該当者調報告書は資料編 35 のとおりとする。

(9) 整備帳簿類

応急仮設住宅入居者台帳は資料編 37 のとおりとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

県及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を初めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第2 借上げ住宅等の提供

1 公営住宅等のあっせん

県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

第3 住宅の応急修理

市長は災害の発生により住宅の応急修理を要する場合は、応急修理を

第3章 災害応急対策計画

行い、災害救助法が適用された場合は応急修理戸数、世帯名、深刻度を県に報告するとともに、住宅の応急修理について、知事の委任があった場合は、その修理に当たる。

1 実施機関等

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、市長が行う。
- (2) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合は、市長が行う。

2 実施方法等

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本事項は、次のとおりとする。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法が適用された場合の住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急修理」という。）に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 緊急修理対象者

次の要件を満たす者とする。

- (ア) 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）
- (イ) 住宅のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。
- (ウ) 発災後の次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況は、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。

イ 修理の範囲と費用

- (ア) 緊急修理は、日常生活に必要最小限の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないようにするものとし、現物をもって行うものとする。

- (イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 緊急修理の期間

- (ア) 災害発生の日から 10 日以内に完了する。
- (イ) 被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努める。
- (ウ) やむを得ず 10 日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害救助法が適用された場合の日常生活に必要な最小限度の部分の修理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 応急修理対象者

次の要件を全て満たす者とする。

- (ア) 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

- (イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が 1 か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則 6 か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

- (エ) 準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた者については、

第3章 災害応急対策計画

自らの資力では応急修理をすることができない者であること。

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

イ 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- a 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- b ドア、窓等の開口部の応急修理
- c 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- d 衛生設備の応急修理

(イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了とする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

エ 応急修理の方法

直営工事又は請負工事で実施し、次の帳簿類を整備する。

(ア) 整備帳簿書類

- ・住宅応急修理記録簿(資料編 38)
- ・住宅応急修理のための契約書（請書）、仕様書等

オ 建築物応急危険度判定士の養成・活動

市はこの判定士制度の確立に協力するほか、災害時には倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活

動を行うとともに、危険度判定を実施して応急措置・応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

第19節 死者・行方不明者の搜索、遺体の処理等

災害により既に死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、収容、処理及び火葬等に付し、人心の安定を図る。このため市は、警察・消防団及び市民の協力を得て、処理等を実施する。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し、的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する。

2 広域的な遺体処理体制の整備

市は死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用ができない場合を想定し、遺体の保存のため民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

第2 死者・行方不明者の搜索

1 搜索活動

市は県（健康衛生総室）、県警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て搜索を実施する。

この場合において市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、窓口において安否確認についての情報の一元化を図る。

(1) 搜索対象

ア 行方不明の者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の場合

イ 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合

ウ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難場所等の地域以外は潰滅してしまったような場合

エ 行方不明になった者が、重度の身体障がい者又は重病人であったような場合

オ 災害発生後、ごく短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合

カ 搜索実施期間

災害発生の日から10日以内

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法適用の場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者に対して行い、以下の基準で実施する。

(1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付する。

(2) 費用・期間等は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実務弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）による。

(3) 他市町村への応援要請等

市で被災し、市のみで搜索の実施が困難な場合又は死体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合、関係市町村等に対し、搜索依頼を要請する。

(4) 搜索状況の報告

死体搜索実施の都度、その状況を死体搜索状況記録簿（資料編52）に準じて報告する。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察による検死及び市による検索を終えた遺体は、市が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

災害により死亡した者の収容処理は、一時適当な場所に収容するが、その場合市長は、被害現場付近の適当な場所（学校敷地、寺院境

第3章 災害応急対策計画

内等) に遺体の収容所を開設し遺体を収容する。

なお、前記収容所に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を整備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

また、必要に応じて医師、消防団及び一般住民の協力を得る。死体処理台帳は資料編55のとおりである。

(2) 遺体の収容

収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておく。

3 災害救助法適用の場合の遺体処理

災害救助法を適用した場合、災害の際死亡した者について遺体に関する処理は、以下の事項について行う。

- (1) 遺体の洗浄、縫合又は消毒等の処理
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認

第4 遺体の火葬・埋葬

引受人の判明しない死体又は引取人が判明しても火葬・埋葬することが困難な遺体については、応急的に火葬・埋葬を行う。市長は、火葬場及び墓地の所在を把握しておき、災害の発生により埋葬を要する場合は、埋葬用品を調達し、消防団その他一般住民等の協力を得て埋葬を実施する。埋葬台帳は資料編56のとおり。

なお、身元が判明し災害救助法による救助でない遺体の火葬・埋葬に当たっては、市は火葬・埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとる。

1 遺体の火葬

- (1) 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

2 火葬場の調整

- (1) 市は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣市町村との連携により少数の施設に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。
- (2) 市は、火葬許可に当たっては所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬

場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し適正に処理できるよう火葬場を指示する。

3 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

- (1) 火葬・埋葬は、知事の委任のあった場合のほか、知事の補助機関として、原則として市で実施する。
- (2) 遺体が法適用地外に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場に於いて火葬・埋葬を実施（費用は県負担）する。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施する。
- (4) 費用期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は、棺材等の現物を持って実施する者に支給する。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬
- (ウ) 骨壺又は骨箱

イ 支出できる費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実務弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）による。

第20節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、上下水道、電力、公衆電気通信等生活関連事業者等は、施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じ、各々その供給確保を図る。

第1 上水道施設等応急対策

上水道事業者は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害復旧状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公庁などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者、県等他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

3 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第2 下水道施設等応急対策

下水道管理者は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行う。

1 要員の確保

下水道管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

2 応急対策用資機材の確保

下水道管理者は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図る。

3 復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資機材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第3 電力施設等応急対策

応急措置については各施設の事業者とあらかじめ協議した、次の要領により実施する。

1 災害対策組織の設置

- (1) 災害により電力施設に被害が発生するおそれがある場合は東北電力(株)が策定した「非常災害対策実施基準」に基づいて災害対策組織を設置する。
- (2) 対策組織の長は、情報連絡、警戒指令、及び復旧方針等の災害対策の基本方針を決定し迅速的確な応急対策を実施する。

2 人員の確保

対策組織の長は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、上位機関に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。

3 応急復旧用資機材の確保等

対策組織の長は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機

第3章 災害応急対策計画

材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定車両の確保に努める。

4 被害状況の把握

災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。

5 災害時における広報

(1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧の見通しについての広報を行う。また、住民の感電事故等を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。

ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。

エ 漏水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外へ避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 災害情報連携システム、広報車、有線電話、コミュニティFM等により地域住民へその状況及び注意事項について広報を行う。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

7 復旧計画等

(1) 災害対策組織は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧態勢を確立し応急対策を実施する。

(2) 復旧作業は各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。

(3) 復旧作業は、病院、交通、通信、ガス、災害対策の中核となる官公署報道機関及び避難所等を原則的に優先する。また、災害の状況及び各施設の復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいもの

から実施する。

第4 ガス施設〔LPガス〕応急対策

1 出動体制

台風等風水害の発生が予想される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤し二次災害の防止等の措置を講じる。

2 （一社）福島県LPガス協会会津支部による災害対策組織の設置及び人員の確保

(1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合は、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策組織を設置する。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員を要請する。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報すること。

(1) 平常時の広報活動

需要家に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及びガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレットのほか、検針票や領収書等を利用して直接PRを行う。

(2) 二次災害防止等の広報活動

災害情報連携システム、ラジオ、広報車等により需要家へ次の注意事項について広報する。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使用しないこと。

4 被害状況の把握

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる

第3章 災害応急対策計画

情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。また、収集した情報については速やかに上位対策組織等に報告する。

(1) 需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及びガス、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

(1) 災害対策組織は、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てると共に、その内容を上位対策組織に速やかに報告する。

ア 被害状況の概要

イ 復旧応援要員の要請

(ア) 救援を必要とする作業内容

(イ) 要員

(ウ) 資機材及び工具車両

(エ) 救援隊の出動日時・集結場所

ウ 復旧作業の日程

エ 仮復旧の見通し

オ その他必要な対策

(2) 復旧計画の策定については、原則として現地災害組織が行うが、上位対策本部等は、上記(1)の報告に基づき、災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易度等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

第5 鉄道施設〔東日本旅客鉄道㈱〕応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害応急体制の確立

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア 仙台（新潟）支社対策本部

(ア) 本部長は仙台（新潟）支社長とし、仙台（新潟）支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付きは関係課長又は担当者とする。

イ 現地対策本部

(ア) 現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。

(イ) 本部付きは関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びファクシミリを整備する。

イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びS I値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台（新潟）支社運転規制等取扱いによる。〕

(4) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

また、災害の発生に伴う、建物の倒壊危険、火災発生及びその他の二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

イ 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き沈静化に努める。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び市に対する応援要請を行なう。

(6) 列車の運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

ア 迂回又は折り返し運転

イ 臨時列車の特発

ウ バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

(1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。

(2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。

(3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。

(4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその

他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第6 電気通信施設等の応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地における通信の孤立を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話(通信)の確保

(1) 災害対策本部の設置

災害により電気通信施設が被害を受け、又はそのおそれがあるときは「災害対策内規」に基づき、その規模、状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

(2) 情報収集及び連絡

ア 施設の被害状況は、機械、線路調査により、把握するとともに、関係機関から道路状況及び災害情報を収集する。

イ 施設の被害状況及び完全復旧状況は、市災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報する。

2 電話(通信)の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

ア 電源の確保

イ 非常用対策機器(無線機器、移動電源装置等)の発動準備

ウ ビル建築物の防災設備の点検

エ 工事用車両、工具等の点検

オ 保有する資材、物資の点検

カ 施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

第3章 災害応急対策計画

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 被災した電気通信設備の状況により復旧を行う。

(ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- b 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順 位	復旧する電気通信設備
1	○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	○ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○選挙管理機関に設置されるもの ○別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	○第1順位及び第2順位に該当しないもの

第21節 文教対策

教育委員会は、災害時において園児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全を確保するとともに、文教施設の被害状況を把握し、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を策定し、効率的な運用を期する。

第1 児童生徒等の保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長は対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし児童生徒等のうち、障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。

また、交通機関の利用者、留守家庭等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校が保護する。

- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室に集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携帯し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・避難させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等組織を作るなど十分に配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡し方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保してのち、本部の指示により防災活動にあたる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

教育委員会は、災害時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各小・中学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

3 応急教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応も検討しておく。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

4 児童生徒等並びに教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

(1) 教育委員会は、各校の児童生徒等並びに教職員の心身の健康状態について調査し、実態を把握するとともに調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を総括している機関との連絡体制の確立等の措置を講じる。

(2) 教育委員会は、児童生徒等並びに教職員の心の健康に関する相談窓口を開設し、災害後も必要に応じて継続的に、児童生徒等並びに教職

員の心身の健康に関する実態を把握することに努める。

5 教員の確保

教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、教員を把握し確保する。

(1) 臨時参集

教員は原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校等(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の別)に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者(学校付近居住者)を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、県教育庁義務教育課を通じて教育総務課に報告する。

ウ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

第3章 災害応急対策計画

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	a 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。 b 管内隣接校からの応援要員の確保を考えること。 c 管内隣接校の協力を求めること。
2 校舎が全部被害を受けた場合	a 公民館、公会堂等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等の利用を行うこと。 d 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	d 短期、臨時的にはPTAの適当な者の協力を求めること。（退職教員等） 欠員（欠席）が多数のため、b、cの方途が講じられない場合は県教育委員会に要請して県において配置するよう努めること。 長期に渡り多数の教員に欠員が生じた場合は直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮しておくこと。
3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	a 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 c 応急仮校舎の設置を考えること。	
4 県内全域に大きな被害が発生した場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	

6 学用品の確保のための調査

- (1) 教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し県へ報告する。
- (2) 被害児童生徒等の不足教材、学用品は災害の発生と同時にその実態を品目別、数量を児童、生徒の個人別表により把握集計して購入配給計画を策定する。その場合の業務担当は教育部職員とし、教科書については取次店、会津教育事務所及び県教科書販売店との連絡を密にして調達、配給の確保に努める。
- (3) 教科書等の学用品の確保が困難な場合は県へ協力要請する。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。このため総務部、教育部は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておく。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たる。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

第3 社会教育施設(文化財)の応急対策計画

1 建物及び搬出不可能な文化財等の対策

常に防災診断等を行い、予防及び応急対策の計画を立て文化財等の保全に努める。

2 搬出可能な文化財等の場合

各文化財等について、その性質及び保全等について知識のある者を責任者に定め、搬出に当たっての安全を期する。

3 史跡等の応急対策

史跡の管理を中心としてその性質等によって災害時の応急措置ができるよう計画する。また被災した場合に市教育委員会は被害状況の調査を行い、県教育委員会へ報告する。なお、被害が発生した場合は、次の事項を早急に進める。

- (1) 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防護柵を設けるなどして、現状保存を図る。
- (2) 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講じる。
- (3) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。
- (4) 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努

めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が破損した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

4 避難所として使用される場合の措置

各地区公民館等は、社会教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有する。このため市民部、教育部は、事前に施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を管理者に通知しておく。

避難所が設置された以降は、社会教育機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての担当者を定め、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たる。

第22節 市管理施設の応急対策

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な、又は影響の大きい市管理施設の速やかな機能回復及び復旧を図る。

第1 建築物等の応急対策

市役所庁舎（総合支所庁舎含む。）、地区公民館等の多数の者が利用する施設及び社会福祉施設等においては、災害が発生した場合、市は当該施設の管理者としてあらかじめ定められた防災計画等の計画に基づき、利用者の安全対策、避難誘導、施設点検、被害状況の報告等の応急対策を行う。次のような施設については、各施設の管理者の指示するところによる。

1 市役所庁舎

- (1) 住民、職員等の避難、誘導方法
- (2) 負傷者の措置方法
- (3) 電気施設の点検及び修復方法
- (4) 電話施設の点検及び修復方法
- (5) 無線通信施設の点検及び修復方法
- (6) 給排水施設の点検及び修復方法
- (7) 冷暖房設備の点検及び修復方法
- (8) 建築物の点検及び修復方法

2 学校・社会教育施設(第21節 文教対策)

3 保育所・幼稚園

- (1) 保育所・幼稚園の被害状況の把握方法
- (2) 保護者への連絡・引き渡し方法
- (3) 被害調査及び安全確保方法
- (4) 応急復旧の方法

4 市営住宅

入居者の生活に必要な最小限の施設・設備機能を確保するための方法

5 社会福祉施設

被害箇所のうち特に安全上支障をきたすと思われるものの復旧措置

6 保健福祉施設

被害箇所のうち特に安全上支障をきたすと思われるものの復旧措置

第2 土木施設の応急対策

1 道路、橋梁

災害時に交通施設を確保することは特に重要であり、ここでは道路及び橋梁の被害状況、危険箇所の把握方法、被害箇所の応急措置方法、代替道路の確保方法等について定める。

(1) 道路、橋梁の危険箇所の把握

ア 市の管理する道路

市の管理する道路の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、迅速かつ適切な措置をとる。

イ 国、県の管理する道路

応急対策活動上重要となる国道及び県道の被害状況、復旧見通し等の情報を市が収集する。

(2) 応急措置

ア 市の管理する道路に対する措置方法

市長は市の管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路がある場合はこれにより交通を確保する。

イ 国、県の管理する道路に対する措置要請

国道及び県道に対する措置が実施される必要がある場合は、国や県に対し措置要請を行う。

(ア) 要請先

(イ) 要請事項

(ウ) 要請理由

2 河川

災害が発生した場合は、管渠、ポンプ場、処理場等の被害を防止するとともに、被害が発生したときは、その応急復旧を行い河川施設の損壊や浸水の防止等を図る。

(1) 被害状況の把握

- (2) 応急復旧要員の確保方法
- (3) 応急復旧用資材の確保方法
- (4) 応急措置方法

3 農業用貯水施設及び用水路

施設に破損又は決壊の危険が生じた場合を考慮して、以下の項目について定める。

- (1) 被害状況の把握方法
- (2) 危険性の通報・避難方法
- (3) 関係機関との連絡調整後の緊急放流
- (4) 雨水進入防止対策(土のう積み、シート掛け)
- (5) 監視体制の強化(二次災害の防止)

4 上水道(第19節生活関連施設の応急対策)

5 下水道(第19節生活関連施設の応急対策)

第23節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等の「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策

- 1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、市は、以下の点に留意しながら、民生・児童委員等の協力を得ながら、対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。
- (2) 避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
 - エ 障がい者及び寝たきり高齢者等の避難には、リフト車などの特殊車両が必要となるので、必要に応じ、指定居宅介護支援事業者や指定居宅サービス事業者等に輸送協力を要請する。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、対象者の把握調査を開始する。

また、避難の長期化等必要に応じ、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の配分、食事提供等の栄養管理を配慮した物資の調達に努

める。

- (4) 避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等においては、「第2章第11節 避難対策、第7 学校、病院等施設における避難計画」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食糧品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。
- 4 市は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請する。
 - (2) 復旧までの間、水、食糧品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講じる。
 - (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努める。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を地域住民、自主防災組織等の協力を得て実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- 2 災害情報連携システム、広報車、有線電話、コミュニティFM、掲示板、広報誌等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳

第3章 災害応急対策計画

者等の人材について迅速に調達を行う。

- 4 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行なう等当該物資の確保を図る。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- 6 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること。
- 7 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずること。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされるような措置を講じる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、市保健センターにおいて、メンタルヘルスケアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、SNS等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、遺児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や災害情報連携システムを活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

安否について、相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら調査班を編成し、外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティア、市国際交流協会等の協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

語学ボランティア、市国際交流協会等の協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

第24節 ボランティアとの連携

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関等だけでは、十分に対応することができないことが予想される。このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア活動等からの協力申し入れ等があった場合には迅速かつ的確に受け入れる。

また、ボランティアの受け入れ、活動調整等については、市社会福祉協議会や市内のボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを設置し、対応に当たる。

2 情報提供

ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にする。

また、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

特に、発災直後においては、近隣地方公共団体や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

3 活動拠点の提供

県及び市は、災害時において必要に応じてボランティア活動の拠点と

なる施設の提供を行う。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 10 無線による情報収集及び伝達
- 11 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図る。

また、県及び市は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わない。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

市及びボランティア関係団体は、ボランティア活動保険への加入を、広報等を通じて呼びかける。

第25節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立する。

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、消防機関及び近隣営業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整える。

2 人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応する。

なお、動員基準の策定に当たっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定める。

3 被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報

ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、消防署、警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講じる。

- (1) 危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、ただちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。
- (2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。
- (3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

5 県（危機管理総室）、市その他防災関係機関の対応

- (1) 災害情報の収集及び報告

市長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

- (2) 社会混乱防止対策

市、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

- (3) 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

- (4) 避難

市長は、警察署と協力し避難のための付近住民退去の指示、避難所への収容を行う。

- (5) 交通応急対策

道路管理者、警察署その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設周辺の交通対策に万全を期する。

第26節 災害救助法の適用等

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が目的であり、国の責任において行われるものであるが、その実施に当たっては都道府県知事があたる。この場合、災害救助法に基づく救助の部分については市町村長が都道府県知事に権限の一部を委任され、また、都道府県知事を補助して行う。
- (2) 救助の実施を市町村長に委任した方が、より迅速に災害に対処できると判断されるような場合には、都道府県知事は、救助に関する権限の一部を市町村長に委任することができる。(法第30条)

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、都道府県知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した市町村の人口に応じ、住家が減失した世帯の数が一定の基準を達するとともに被災者が現に救助を必要としている状況にあるとき適用される。

以下、本市が災害救助法の適用となる基準は次のとおりである。

- (1) 住家の減失した世帯の数が市域内で60世帯以上に達した場合
- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上に達し、本市における

被害世帯数が30世帯以上に達した場合

- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が7,000世帯以上に達し、本市における被害世帯数が多数である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

- (ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- (イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

イ また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

- (ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - ㊦ 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - ㊧ 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
 - ㊨ 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

2 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、

第3章 災害応急対策計画

床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

第3 災害救助法の適用手続き

1 市町村

災害救助法による救助は、市の区域単位で実施されるものであり、市における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、市長は直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

2 救助の実施状況の記録及び情報提供

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録 日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、市においては県に、県においては災害救助法主管課に報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供で行うことができる。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理

- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1)避難所の設置、(16)応急救助のための輸送、(17)応急救助のための賃金職員等となる。

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、市長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付する。

第1 被災者生活再建支援法に基づく支援

1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当するものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（施行令第1条第6号）

2 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (1) 居住する住宅が全壊（全焼、全流出を含む。）した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）
- (5) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)から(4)までに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）

3 支援法の適用手続き

- (1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

4 支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円

第3章 災害応急対策計画

長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（第1の2（1）から（4）の世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第2項第2号）	50万円	37.5万円

（第1の2（5）の世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第5項第1号）	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第5項第2号）	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第5項第3号）	25万円	18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

5 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

(2) 書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災

世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる
証明書類

② 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災
証明書(住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。)

③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

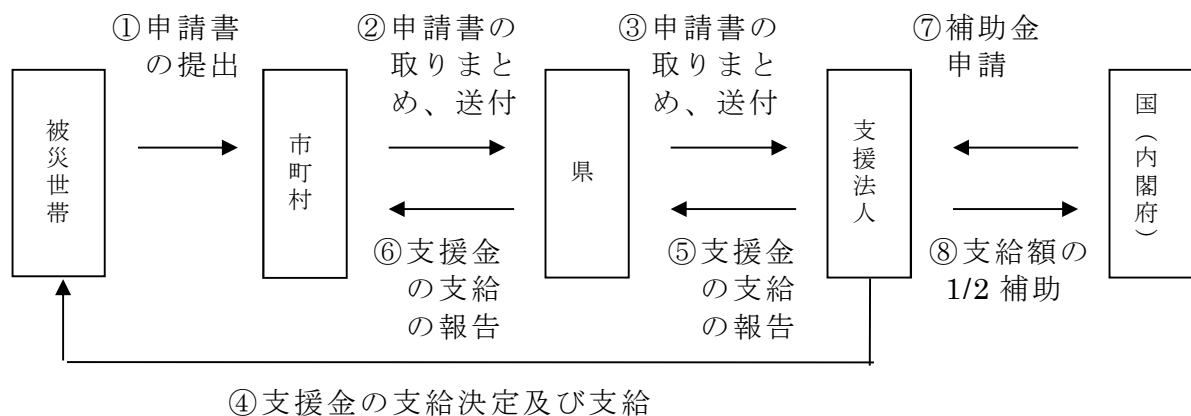
(3) 支給申請書等の送付

市は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を
確認し、速やかに県に送付する。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速や
かに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第28節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、市及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。特に、集中的な大雪時には、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め等を行うよう努める。

このため、市及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

第1 防災活動体制

1 応急対策

(1) 道路交通確保対策

ア 市道除排雪対策

市は、道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除排雪対策協力会を置き、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

イ 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、住民へ「広報きたかた」等により冬期間の路上駐車禁止の周知を行い、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保する。

ウ 交通情報の収集及び提供

警察署は、道路管理者と連携し、交通情報の収集を行うとともに、交通情報板等により情報提供を行う。

エ 交通規制等

- ・警察署又は道路管理者は、通行止め等の必要な交通規制を行う。
- ・警察署は、警察本部の指示に従い、広域的な交通管制を実施する。

オ 道路除排雪の実施

道路管理者は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基

づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供する。

カ 車両の立ち往生への対応

平成26年2月や令和2年12月から翌年1月の豪雪の際、県外の高速道路や国道で大規模な車両の立ち往生が発生したことから、道路管理者等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路情報の迅速な提供に努めるとともに、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、滞留車両の乗員に対しては、救援物資の提供などを行う。

また、県は、立ち往生車両を速やかに移動できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。

キ バス運行等の安全対策

- (ア) 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。
- (イ) 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

(2) 鉄道交通確保対策

鉄道事業者は以下に留意し、列車の交通確保に努める。

- ア 降積雪の状況及び気象状況を判断し、除排雪体制をとり、列車の交通確保に努める。
- イ 排雪列車、排雪モーターカー等を当日の降積雪状況により、必要の都度運転する。
- ウ 雪崩が発生するおそれのある箇所を発見した場合は、当該区間の列車、車両の通行を一時停止し、雪崩予防作業を行う等雪崩発生の事前回避に努める。
- エ 通学及びバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努める。また、道路管理者及び喜多方警察署と協議して選定した踏切道は、冬期間自動車の通行を禁止する。
- オ 駅前広場及びホームの除排雪に努める。

第3章 災害応急対策計画

(3) 通信確保対策

ア 通信の確保

(ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。

(イ) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

イ 孤立集落等への情報提供

県及び市は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落などに対し、集落に整備された災害情報連携システムや無線装置の~~に~~配備などの通信手段を用いて、適宜情報提供を行う。

ウ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある郵便局は、降雪期に集配要員を増強する。また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

(4) 電力供給確保対策

ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。

イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行う。

2 被害状況等の収集、報告

市及び防災関係機関は「第3章第4節第2被害状況等の収集、報告」に基づいて被害調査、報告を行う。

第2 応急活動体制の整備

1 市の活動体制

(1) 配備基準

市災害対策本部設置前の事前配備、警戒配備、市災害応急対策本部設置後の配備及び対策本部設置後の第一非常配備、第二非常配備の体制については「第3章第2節第1 配備基準」によるが、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、本部を解散する。

ア 動員計画及び動員の伝達

- ・ 災害対策本部の各部各班は、動員の系統、総員の順位又は連絡の方法について、具体的に計画しておく。
- ・ 配備指定職員は、勤務時間外に配備指令があったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び雪害応急対策にあたる。

2 県に対しての支援要請

市は、以下の状況となり、市だけで雪害対策を行うことは不可能となった場合は、県と協議を行い、雪害対策実施の支援要請を行う。

- ・ 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
- ・ 平年孤立したことのない集落が交通途絶し、孤立化した場合
- ・ 雪崩発生により、人命及び住家被害が発生した場合
- ・ 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合
- ・ 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

第3 地域ぐるみの除排雪

1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

市は、次の事項について十分計画、調整のうえ、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、市、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第4 避難

1 避難情報提供、避難指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の設置

避難情報提供、避難指示については、「第3章第10節第1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の伝達」に定めるところによる。

警戒区域の設定については、「第3章第10節第2 警戒区域の設定」に定めるところによる。

避難の誘導については、「第3章第10節第3 避難の誘導」に定めるところによる。

避難所の設置については、「第3章第10節第4 避難所の設置」に定めるところによる。

2 避難行動要支援者の援助

(1) 在宅者の安全確保

ア 市は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ 市は、地域の自主防災組織、消防団、民生・児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ 市は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 市は、県と協力し、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語による避難等の情報伝達に努める。

(2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

第4章 災害復旧対策計画

災害復旧対策の計画については、応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてる。

第1節 公共施設の災害復旧対策計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分検討して作成する。

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 災害復旧計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりとする。

(1) 災害の再発防止

災害発生後、被災した各施設の被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生を防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り計画を作成する。

(2) 災害復旧事業時間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧対策計画の事項別項目

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画

イ 砂防設備事業復旧計画

第4章 災害復旧対策計画

- ウ 林地荒廃防止施設事業復旧計画
- エ 道路公共土木施設事業復旧計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 下水道災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (11) 災害復旧金融、資金計画
- (12) 被災中小企業振興計画
- (13) 被災者の生活確保計画
- (14) その他の災害復旧事業計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるため査定計画を作成し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

第3 激甚災害の指定

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第4 災害復旧事業の実施

市は、復旧事業を早期に実施し災害により被害を受けた施設の復旧を迅速におこなうため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講じる。

第2節 被災者の生活確保対策

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講じる。

第1 義援金の配分

1 義援金の受け入れ配分

市に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議のうえ被災者へ配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流失世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、市長が行う。

イ 県（建築総室）及び市は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努める。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であつて、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は、流失した者であること。
- (イ) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者
- (オ) これらに準じる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、市長が行う。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わない。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として市が次の事項に留意し定める。ただし、市営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する地方公共団体が協議の上、統一の条件を定める。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令、喜多方市住宅等条例を準用する。

エ 一時使用される住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行う。
- (イ) 市は、提供する住宅が不足している場合は、周辺の地方公共団体が所有する公営住宅等の提供を依頼する。
- (ウ) 市が、前項の依頼を受けた場合、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、市長の承認を受け、被災者に提供する。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第

5条に基づく特定入居として正式な入居とする。

2 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対し、地方税法又は条例等の規定により、租税の徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講じる。

3 職業の斡旋

被災者が災害のため、転職又は一時的に就職を希望している場合は、喜多方公共職業安定所と連絡協力して、職業の斡旋に努める。

4 郵便関係の措置等

喜多方市内の郵便局は、災害が発生した場合には、「災害時における喜多方市と喜多方市内郵便局の協力に関する協定」により災害対策の効果的な推進に向けた協力を努める。

- (1) 緊急車両としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 市又は郵便局が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び温護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の市等への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

第3 災害弔慰金の支給

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害対策基本法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合250万円を限度として支給する。

第4 資金の融資等

1 農林漁業資金の確保

被災した農林漁業者等の経営の維持等に必要な資金及び被災した施設の復旧に必要な資金の融通が円滑に行われ、農林漁業の再生産力を確保し経営の維持安定を図るため会津よつば農業協同組合及び関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 国及び関係機関に対する天災融資法の発動要請並びに同法による天災資金（経営資金）の斡旋、活用並びに同資金に対する利子補給の実施
- (2) 災害に対処するために設けられている日本政策金融公庫資金斡旋、活用
- (3) 天災資金等の農林漁業制度資金を借り入れるまでに必要なつなぎ資金の斡旋、活用
- (4) 農協等融資機関に対する既往資金の返済条件等の緩和要請

2 中小企業資金の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資

第4章 災害復旧対策計画

が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、商工会議所（商工会）及び関係機関の協力を得て、次の措置を講じる。

- (1) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害復旧貸付」の円滑な融資を関係金融機関に対し要請する。
- (2) 銀行、信用金庫及び信用組合等の金融機関の中小企業向融資の配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力する。
- (3) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害の指定を受けるために必要な措置を講じる。

3 福祉関係

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付
市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第5 罹災証明書の交付

- 1 市は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。
- 2 市は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じる。
- 3 罹災証明の交付に当たっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努める。

第6 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まない。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を、台帳情報を保有する市長に提出しなければならない

い。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含ま
れる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第5章 火山対策計画

第1 火山の概況及び基本方針

1 火山の概況と基本方針

本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の五活火山があるほか、那須岳にも隣接しており、「火と山と湖のくに」の名のとおり、その自然環境は県民生活に限りない豊かさと安らぎをもたらしている。

しかし、一方では、吾妻山、安達太良山、磐梯山は、近世の歴史にみられるように、火山活動によって多くの被害をもたらしているところである。

今後100年程度以内に噴火が発生する可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって全国で50火山が選定されている（2014年11月選定）。気象庁は、これら50火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視しており、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳の4山が常時監視対象となっている。

本市に近接する火山は磐梯山である。市は、噴火警報等の収集及び伝達、防災施設の整備、警戒及び避難その他の災害対策に関する事項を定め、磐梯山に近接する他の市町村（火山地域市町村）とともに、国（福島地方気象台）、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災体制の確立を図る。

2 火山地域市町村

本市に近接する火山及び火山地域市町村は次のとおりである。

磐梯山：喜多方市、郡山市、会津若松市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、会津坂下町、湯川村

3 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に

第5章 火山対策計画

整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。

磐梯山の 火山災害警戒地域は、以下のとおりである。

火山名：磐梯山

県名：福島県

市町村名：喜多方市、会津若松市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、
会津坂下町、湯川村

第2 防災のための体制整備及び事業等の推進

1 防災体制の整備

(1) 市

ア 警戒区域の設定

気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を行い、住民等への周知に努める。

イ 災害対策本部又は現地本部の設置

災害対策実施上必要と認めるときは、災害対策本部又は現地本部等を設置して、災害対策に万全を期する。

ウ 噴火警報等の伝達

関係機関及び住民等に対し、県から通報される噴火警報等の周知徹底を図る。

エ 避難指示等の伝達及び監視

火山現象により市長が発する避難指示等を住民、登山者及び観光客に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておく。

特に噴火警戒レベルを導入した火山（本市では磐梯山）はレベルに応じた立ち入り規制区域の設定や住民避難計画を作成する。

なお、伝達に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

(2) その他の防災関係機関

防災関係機関は、火山災害の特殊性を考慮して、県及び市と緊密な連携を図りながら人命の安全確保を最優先に必要な措置を講じる。

福島地方気象台は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難指示等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

2 防災事業等の推進

(1) 市

市は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図る。

ア 避難施設（退避舎、退避壕、退避広報施設等）の整備

イ 防災のための農林水産業経営施設の整備

ウ 降灰除去事業

エ 治山治水事業

オ 砂防事業

カ 河川の水質汚濁防止措置

キ 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

なお、避難施設緊急整備地域等の指定を受けた場合は、活火山法第14条及び第19条の規定に基づく計画を作成する。

第3 噴火警報等の伝達

1 噴火警報等の種類

活火山である磐梯山に係る噴火警報等の種類は、以下のとおりである。噴火警報等は、仙台管区気象台及び気象庁が発表する。

(1) 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されるもの。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

第5章 火山対策計画

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分したもので、噴火警報・噴火予報に含めて発表する。

噴火警戒レベルが運用されている県内及び隣接する活火山は、磐梯山、吾妻山、安達太良山、那須岳の4山である。

噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに最新の噴火警戒レベルが表示される。

(4) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（噴火の規模が確認できない場合は発表する。）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。

(5) 降灰予報

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石

の落下範囲を提供する。

（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表する。
- ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

(6) 火山ガス予報

火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表される。

(7) 火山の状況に関する解説情報

噴火警報・予報および降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報（臨時）

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意

すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

イ 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い
が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

2 噴火警戒レベルの運用

本市に近接する活火山である磐梯山では、以下のように噴火警戒レベルが運用されている。

なお、登山者・入山者等への対応については以下の 噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、県及び市は 発表された 噴火警報レベル（気象庁ホームページ に掲載） に応じて立入規制等を行う。

磐梯山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	- 火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している。 - 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1888年7月15日の噴火
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	- 火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性。 - 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	- 火口から概ね2 km 以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、又はその可能性。 - 火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、又はその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。	火口から概ね1 km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、又はその可能性。 【過去事例】 2000年8月15日：日別地震回数476回、有感地震発生、GNSSによる地殻変動に若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。	- 火山活動は静穏。 - 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※特定地域とは、居住地域よりも磐梯山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ここでのいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをとする。

第5章 火山対策計画

3 伝達気象官署

噴火警報等は、磐梯山については仙台管区気象台が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。

4 伝達系統

噴火警報等は、次の関係機関に伝達し、系統図に従い周知を図る。

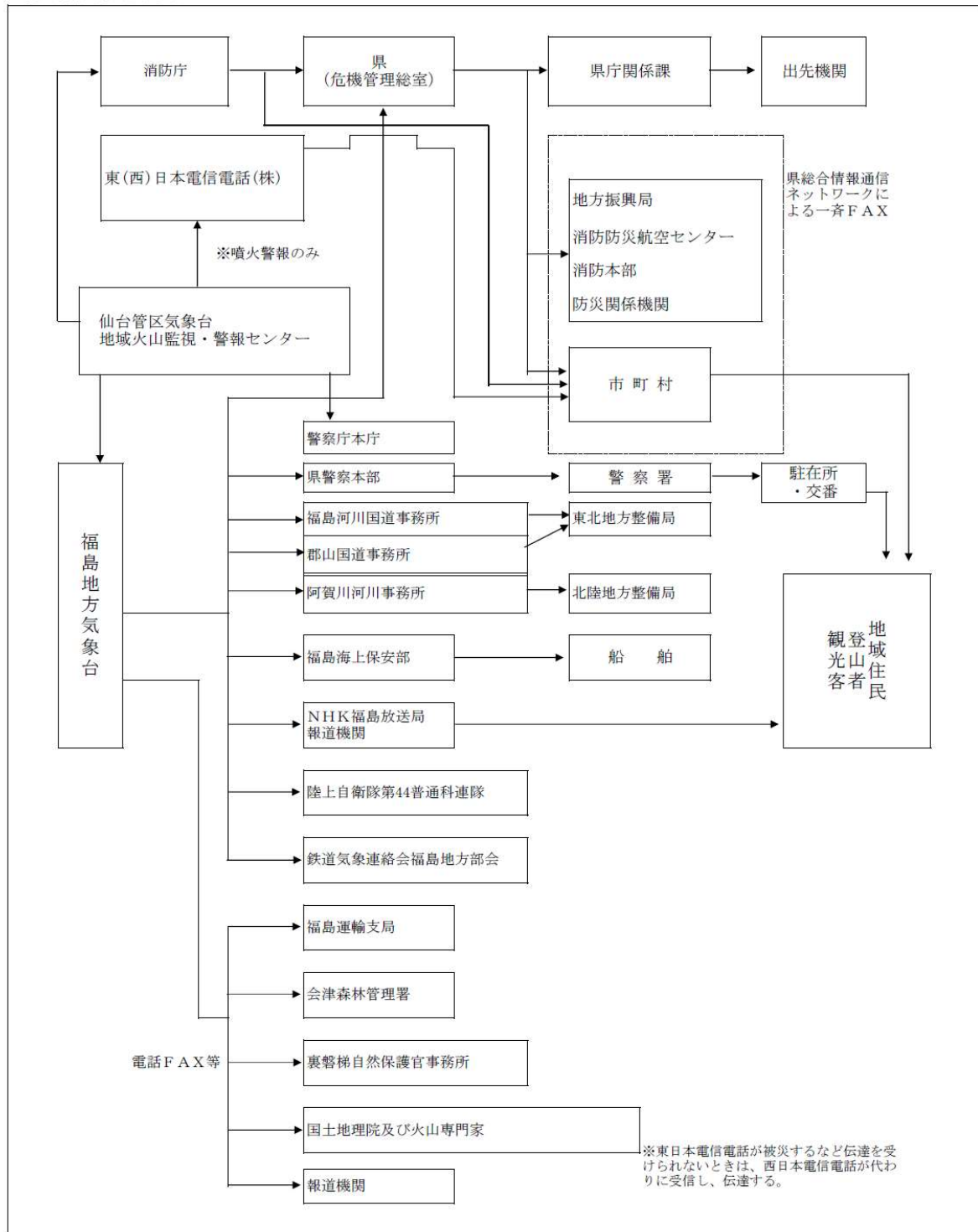
特に、噴火警報（居住地域）は、火山現象による災害から、人の生命及び身体を保護するために通報されるものであって特に緊急を要するものであるから、伝達については迅速かつ的確に取扱う。

噴火警報等の伝達機関

伝達官署・火山	伝達先	火山名
		磐梯山
福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○
	福島県警察本部	○
	福島海上保安部	○
	会津森林管理署	○
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○
	東北地方整備局郡山国道事務所	○
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○
	裏磐梯自然保護官事務所	○
	東北運輸局福島運輸支局	○
	国土地理院東北地方測量部	○
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○
	鉄道気象連絡会福島地方部会	○
	火山専門家	○

※伝達系統図

噴火警報等伝達系統図



(1) 市の措置

市は、県から噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、市地域防災計画などの定めるところにより防災関係機関及び住民、登山者、観光客等に対して、「第3章第6節災害広報」の定めるところにより、災害情報連携システム及び広報車などを活用して伝達するとともに、噴火警報の内容等に応じた雄国沼遊歩道入口周辺の林道の立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講じるものとする。

(2) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、県又は市町村等から噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したときは、他の関係機関と連絡を密にしながら防災体制の整備を図り、必要な措置を講じるものとする。

第4 災害予防対策

1 磐梯山火山防災協議会の設置

本市が含まれる磐梯山火山地域では、県及び関係市町村により磐梯山火山防災協議会が設置されている。県、市及び防災関係機関は、磐梯山火山防災協議会における協議・検討などをもとに、平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山災害の予防対策を行う。

2 危険防止設備の整備

市は、火山地域において、危険が予想される場所等の注意を喚起する立看板を設置し、又は当該地域に立入りを規制する設備等の整備を図る。

3 火山現象の知識の周知・啓発

(1) 住民等に関する啓発

県及び市は、火山地域の住民、登山者及び観光客等に対して危険防止のための知識の啓発を行うとともに、市観光物産協会及び交通会社その他の火山地域にかかる関係機関に啓発について協力を要請する。

特に市は、住民、登山者、観光客等に対し、火山災害の危険性や異常現象を発見した場合の通報義務について周知・啓発を図る。

また、火山性ガスの噴出地帯など危険箇所については、立看板を設

置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図る。

(2) 防災関係機関の協力

県及び市以外の防災関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配付、車内放送等その所掌業務に基づき、住民、登山者、観光客等に対して、危険防止のための知識の啓発を行うほか、県又は他市町村から啓発について応援要請があった場合はこれに協力する。

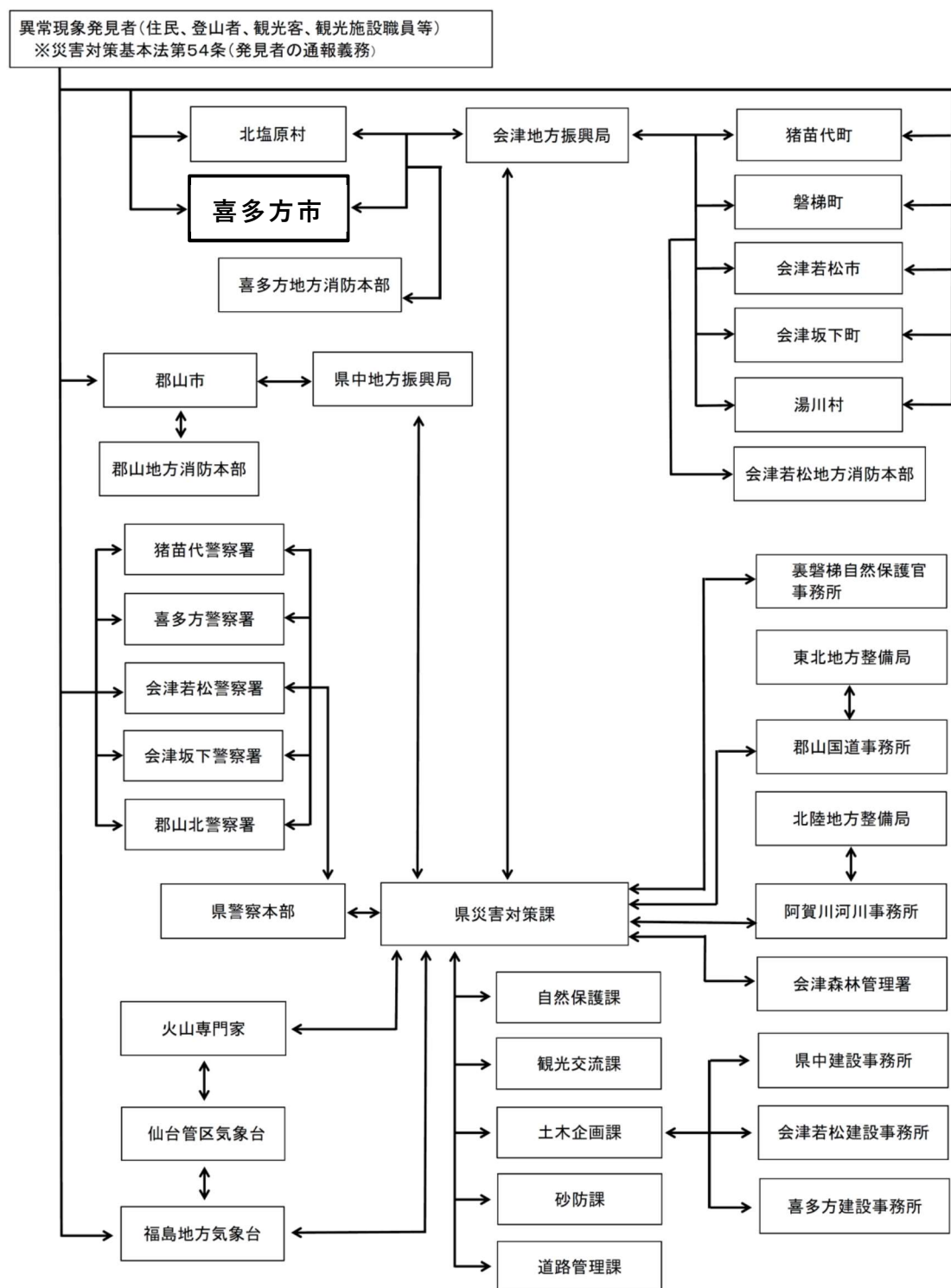
4 情報の共有等

県（危機管理総室）は、火山防災協議会を構成する国、市町村、防災関係機関、火山専門家との連携を確立するため、火山毎の情報連絡網を作成するなど火山防災協議会の連絡体制を整備することにより、平常時から関係機関相互の意見交換や情報共有を促進する。（次ページ「磐梯山情報連絡系統図」参照）

市は、この情報連絡系統に沿って、火山噴火時等に迅速な情報連絡が行えるよう備える。

第5章 火山対策計画

磐梯山情報連絡系統図



※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

5 訓練の実施及び避難体制の充実**(1) 防災訓練**

市は、防災関係機関、避難促進施設、住民、登山者、観光客等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため防災訓練を実施する。訓練を行うに当たっては、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

(2) 通信訓練

市は、火山災害の特殊性を考慮して、防災関係機関等に参加を求め、各種情報の収集及び通信等にかかる通信体制の確立を期するため、通信訓練を実施する。

(3) 避難体制の充実

避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」を策定する。

また、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るように努めるとともに、避難誘導・支援者などが噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体などの避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

6 危険区域と対策の明示と周知

市は、県及び関係機関と連携し、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される区域を把握し、具体的な規制範囲及び警戒避難対策等を市地域防災計画に明示するとともに、磐梯山火山防災協議会が作成する火山災害予想区域図（ハザードマップ）を活用し、住民、登山者、観光客等へ周知する。

第5 災害応急対策**1 災害情報の収集及び伝達**

火山災害に関する情報は応急対策を実施する上で不可欠なものであるが、現場は地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、有線によ

第5章 火山対策計画

る情報の収集及び伝達は極めて困難になるものと思われる。したがって、県、市、消防機関その他の防災関係機関は、観光施設等無線装置を有効的に配備することによって情報の収集及び伝達に努める。

(1) 収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- ア 人的被害及び住居被害の状況
- イ 要救助者の確認
- ウ 住民、登山者、観光客等の避難の状況
- エ 噴火規模及び火山活動の状況
- オ 被害の範囲等
- カ 避難道路及び交通の確保の状況
- キ その他必要と認める事項

(2) 県及び市は、火山の現象や避難に関する情報について、緊急速報メールなど多様な手段により登山者、観光客及び観光施設等へ伝達する。

2 監視

市長は、火山の現象により、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため特に必要と認めるときは、状況に即応した監視を行う。ただし、平常時においては、県観光開発公社、県道路公社及び交通会社その他の火山地域にかかる関係機関に、その駐在員等による監視を要請する。

3 避難の指示等

(1) 火口周辺規制

県及び市は、噴火警戒レベル2に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導する。

(2) 入山規制

県及び市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導する。

(3) 高齢者等避難

市は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては避難を、居住地域の住民に対しては避難の準備を呼びかける。

(4) 避難指示

市は、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるときは、居住地域の住民に対して避難指示をする。なお、避難指示をするときは、避難先、避難場所を明示し、市地域防災計画に定める避難指示等の伝達体制により住民等に伝達する。

(5) 緊急退避

県及び市は突発的な噴火が発生した場合において、火口周辺の観光客、登山者等に対し、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守るよう呼びかける。また、居住地域への火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対しては、近くの頑丈な建物や高台などへ緊急退避を呼びかける。

火山防災協議会の構成機関は、市が実施する住民等の避難誘導や輸送手段の確保等について支援する。

(6) 避難場所及び避難経路

避難場所及び避難経路については、避難計画で定める。

4 立入規制

県及び市は噴火警報等の内容に応じ、火山防災協議会で策定した避難計画に基づき、道路等の規制を行う。

5 広域的な避難対策

市は、火山現象の影響により、市内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、他市町村への広域避難の実施に向けて、避難先となる市町村と連絡をとり、避難者の受入を要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

また、広域避難の実施を決定した場合は、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域にいる住民等に対して、避難先となる市町村への広域避難について周知し、避難誘導の対応にあたる。なお、避難先として想定される市町村と平時から協議を行い、火山災害が発

第5章 火山対策計画

生した場合における広域避難の具体的な実施体制について、予め整理しておく。

広域避難を行う市町村は、調整が必要な場合は県の支援を受ける。

6 救出

火山災害の現場において要救助者があるときは、市その他の防災関係機関又は現場にいる者はその者の救出に当たる。

(1) 救助隊の編成

市長は、消防団等による救助隊を編成するほか、県警察又は災害派遣による自衛隊（派遣要請先は県知事（県民安全総室））その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、要救助者の救助に当たる。

特に山岳救助及び空中救助に当たっては、関係機関と十分に協議する。

(2) 二次災害の防止

救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮し、二次災害の防止に万全を期する。

7 救急医療

傷病者に対する応急医療については、「第3章第12節医療（助産）救護」によるが、市は、火山災害の特殊性を考慮して傷病者の搬送、一時救護所の設置及び救護班の編成等について市地域防災計画の定めるところにより実施する。

8 交通路の確保

避難道路及び被災者の救出救助のための交通路の確保については、「第3章第13節緊急輸送対策」、「同章第14節警備活動及び交通規制措置」及び「同章第18節被災地の応急対策」による。

9 警備活動

火山の爆発等に伴う公共の安全確保及び各種犯罪の予防、取り締まり等の治安の維持については、「第3章第14節警備活動及び交通規制措置」による。

第6章 災害復旧

火山による災害の復旧については、県及び市はそれぞれ当該地域防災計画に定める「災害復旧計画」により、又その他の防災関係機関はそれ

それが有する防災業務計画等に定めるところにより行う。

第7 緊急減災対策

火山噴火時に発生が想定される火山災害の被害をできる限り軽減（減災）するために緊急的に実施する火山防災対策のうち、砂防に関するについては、国及び県は火山噴火緊急減災対策砂防計画に定めるところより行う。

また、市は当該地域防災計画にこれを定め、防災関係機関は防災業務計画書等にこれを定め、緊急減災対策が迅速かつ効果的に実施できるよう連携体制を整える。

さらに、火山の専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力する。

